

金融庁の1年

(平成29事務年度版)

平成30年12月

金融庁

本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、原則として平成 29 年 7 月 1 日から 30 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており(「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照)、本冊子には記載していません。

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、29年度末現在、全体で一般職1,575名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第2節 金融庁の組織再編（資料1-2-1～3参照）

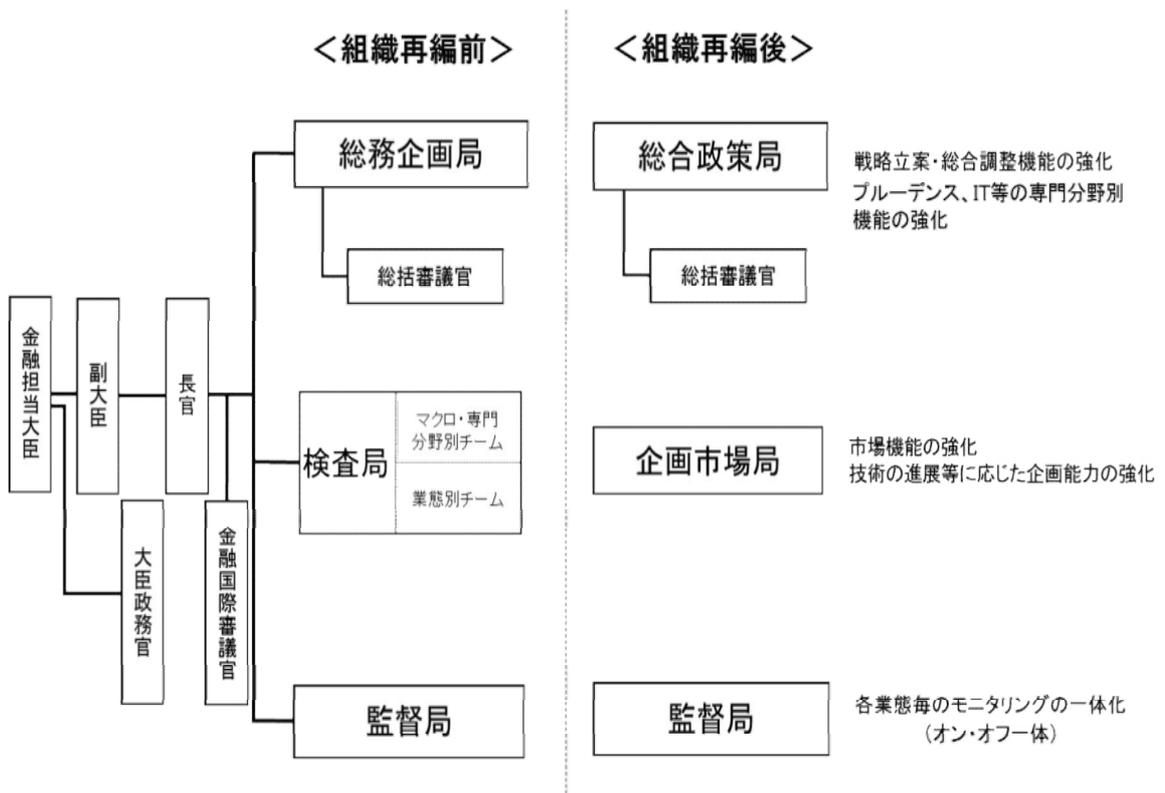
金融庁が発足した当時に課題であった不良債権問題等は現在では収束し、金融行政が抱える課題も、金融仲介機能の一層の発揮やつみたてNISA等による長期・積立・分散投資の定着による家計の安定的な資産形成の促進、更には、IT技術の革新等に対応する制度設計などへと変化してきた。こうした新しい課題に的確に対応していく観点から、平成30年7月17日に組織再編を行った。

具体的には、総務企画局及び検査局を廃止する一方、総合政策局及び企画市場局を新設し、監督局と併せて3局体制とした。

総合政策局においては、金融行政全体を俯瞰し、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、プルーデンスやIT、リスク管理等の専門分野別機能を強化する。また、企画市場局においては、市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。更に、監督局においては、金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、業態ごとのオンサイトモニタリング（検査）とオフサイトモニタリング（監督）を一体化する。

なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更はない。

<組織再編後の体制>



第3節 平成30年度の体制整備（資料1-2-2～3参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、20人の増員を行い、13人の定員合理化減等により、7人の純増となった。また、政策立案参事官及び参事官（フィンテック担当）の設置等の体制整備を行うこととした。

- 金融行政の戦略立案機能の強化〔4人〕
－証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進等
- 金融行政の専門性の向上〔2人〕
－マネー・ローンダリングなど業態横断的な課題への対応強化
- フィンテック対応・企画能力の強化と市場機能の向上〔5人〕
- 実効的な監督・監視体制の整備〔6人〕
－電子決済等代行業者・高速取引行為者などへの対応強化
- その他〔3人〕

【定員の推移】

定員の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
増員(A)	25	22	19	18	20
定員合理化減等(B)	▲16	▲12	▲14	▲14	▲13
純増(A-B)	9	10	5	4	7
年度末定員	1,556	1,566	1,571	1,575	1,582

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表（資料2-1-1、2-1-2参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（平成25事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、26事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、27事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表している。各事務年度、これに基づく行政を実施するとともに、PDCAサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させている。

そのため、29事務年度においては、「平成28事務年度 金融行政方針」の進捗状況や実績等の評価について、29年10月に「平成28事務年度 金融レポート」として公表するとともに、これを踏まえ、29年11月に「平成29事務年度 金融行政方針」を公表した。

「平成29事務年度 金融行政方針」において、金融庁は、引き続き、

- ① 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、
- ② 利用者保護/利用者利便、
- ③ 市場の公正性・透明性/市場の活力

のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すことが金融行政の目標である旨を明確にしている。

また、29事務年度には、外部からの意見や批判等を金融行政に継続的かつ的確に反映させるため、政策評価有識者会議について、政策評価法に基づく政策評価だけでなく、金融行政上、重要な課題等について定期的な議論を行うよう運営を改めたほか、各種有識者会議を活用した。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（29事務年度は8、10、2、4月）、定例的に開催している。会議には、近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（29事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

29事務年度（29年10～12月に実施）は、地域金融機関と「金融行政方針」等についてフリーディスカッションを行ったほか、中小企業に対して、金融仲介の改善に向けた取組み等の説明を行った。

第3節 人事改革等

I 組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革

金融を取りまく内外の環境が急激に変化を続ける中で、金融行政の目的を実現し、国民の期待と信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし的確な政策を立案・実行していけるよう、不断に自己変革する組織に改革していく必要がある。

そのために不可欠な組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革について、以下の取組みを進め、金融庁内のみならず、外部有識者等とも議論を重ねた上で、改革の基本的な考え方と全体像を「金融庁の改革について」、組織文化（カルチャー）の改革を「当面の人事基本方針」、ガバナンスの改革を「当面のガバナンス基本方針」として取りまとめ、平成30年7月4日に公表した。（資料2-3-1～4参照）

1. 真に国民のため、国益のために働くという行動の定着

全ての職員が、「国民のため、国益のために働く」という基本原理を共有するため、職員が持つべき心構えである「金融庁職員のあり方」を改訂し、360度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

2. 新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ

内外の環境変化に対応していくためには、中長期的・大局的な観点から適切な課題（アジェンダ）を設定し、それを実現する力のある、課題設定型のリーダーを育成する必要がある。そのため、管理職以上の職階に求められる能力（コンピテンシー）を定め、360度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

3. 金融行政の質の向上を可能とする多様で専門性の高い組織

多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、金融行政を支える職員一人ひとりが資質を向上できるよう、中長期的な視点に立ち、計画的に人材育成を進めていく必要がある。こうした観点から、以下の各項目について、職員の資質向上に向けた取組みを行った。

(1) 各専門分野における人材育成

金融行政当局に求められる高い専門性を確保するため、それぞれの専門分野ごとに求められる人材育成のあり方について議論を開始した。

また、高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図った。

【出向の状況】

(単位：人)

	29年3月1日現在	30年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	24	28
民間企業等	15	17
地方自治体	5	5
大学教授	2	2
計	46	52

(新規派遣先) 監査監督機関国際フォーラム (I F I A R) 事務局、バーゼル銀行監督委員会 (B C B S) 事務局、草津市

そのほか、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

【大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	28年度	29年度
国内大学院 (会計、IT、金融等)	11	9
海外大学・大学院 (法科、MBA等)	18	22
計	29	31

(2) 外部専門家の採用・登用等

外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用・登用した。

【外部専門家の登用状況】

(単位：人)

	29年3月1日現在	30年3月1日現在
弁護士	33	34
公認会計士	67	71
不動産鑑定士	5	4
アクチュアリー	8	8
研究者	1	1
情報処理技術者	36	33
金融実務経験者	218	207
計	368	358

4. ワークライフバランスを実現する職場環境

金融庁全体で超過勤務縮減の数値目標を設定し、業務の効率化等を通じた超過勤務の縮減を推進するとともに、リフレッシュ休暇取得の促進やテレワークの実施拡大等を通じ、斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスの実現に向けて取り組んだ。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取り組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（29年12月、30年6月）。
- (2) 課長補佐級以上の職員を対象に、倫理監督官（長官）が金融庁職員としての心構えやその考え方などについて講話を実施した（29年11月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全15回）。

(29事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	1件

III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、29年度に寄せられた情報のうち、受理したものは0件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、29年度に寄せられた情報のうち、受理したものは8件である。

○法令等遵守調査室のメンバー（30年6月1日現在）

室長	田中 豊	（総務企画局参事）
	飯田 龍太	（監督局保険課）
	岩井 宏樹	（監督局証券課）
	大澤 貴史	（検査局総務課）

	小宮 俊	(監督局総務課)
	昆野 明子	(検査局総務課)
	鈴木 俊裕	(総務企画局市場課)
	高橋 良輔	(検査局総務課)
	中馬 慎子	(審判官)
	渡部 孝彦	(総務企画局企業開示課)
顧問	久保利 英明	(総務企画局参事)

第4節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Research Center (通称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

II 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っている。30年6月末現在における研究プロジェクト及びそれらに従事する研究官・特別研究員については、資料2-4-1参照。

29事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「金融機関による事業性評価の定着に向けた採算化にかかる分析・考察」、「顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）にふさわしい金融商品販売のあり方」等がある。

前者においては、銀行経営における事業性評価の位置付け、または狙いによつてどのようなビジネスモデルが存在するかを明らかにすると共に、各ビジネスモデルの定量的・定性的な効果を分析した。また、事業性評価の取組みを実現するための必要条件の把握を通じ、事業性評価の要諦、及び水平展開の可能性について検証がなされた。

後者においては、家計部門における投資資産の積み増しを妨げている原因を探るため、投資意識調査、金融リテラシー調査、金融機関のフィデューシャリー・デューティー実践度等に関する包括的な調査を行った。また、普段金融機関から受けているサービスの特徴に加え、金融リテラシーが高い層、金融機関を信頼できる専門家であると認識している層、金融機関に高い満足度を持っている層について、それぞれの要因分析等を行った。分析結果より、金融機関が顧客のニーズを丁寧に聞いてそれに見合った商品を提案すること、銘柄分散、時間分散、定期的な資産運用診断等、中身の濃い提案の時間を設けることが、顧客のリテラシー向上、投資商品の購入開始、あるいは積み増しを促進する上で重要であることが示された。

29事務年度の調査研究の成果は、計7本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）にまとめられ、ウェブサイト上で公表した。なお、

各DPの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。29事務年度に公表されたDPについては、資料2-4-2参照。

Ⅲ 産・官・学の連携強化

1. シンポジウムの開催（資料2-4-3参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。

29事務年度は、29年9月に、日本経済新聞社、Fintech協会との共催により、国際シンポジウム「フィンテック・サミット2017」を開催した。本シンポジウムでは、日本、アジア、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、オープン・イノベーション、ブロックチェーン、規制当局の役割、金融技術の新領域（銀行・保険・証券分野）、アジア地域でのフィンテックに関する取組み等について活発な議論が行われた。

2. 研究会等の開催

主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。29事務年度は合計14回開催した。

3. 昼休み勉強会（金曜ランチオン）の開催（資料2-4-4参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。29事務年度は合計37回開催した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を上げていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

II 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

2. 平成29年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

29年度の研修についても、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを基本的な方針とし、研修計画を策定した。

3. 29事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

（1）概況

29事務年度については、研修効果を高めるために、研修内容等の見直しを行い、また、30事務年度以降の研修に業務上のニーズを一層反映させるために研修内容等の検証を行いつつ、計84コースの研修を実施した。また、金融行政を担う財務（支）局等職員に対して、モニタリング業務を行うために必要となる知識習得やモニタリング力向上等に資する研修等について研修動画及び資料等の一層の共有を図った。

（2）研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」及び「仏語研修」を実施したほか、金融行政及び最新の金融・経済情勢に関する知識を深め、組織全体のスキルの底上げを図るため、全職員を対象にした金融行政必修研修を実施し、マクロ経済の動向、最近の金融情勢、FinTechの最新動向や今後の展開、金融機関に対する影響や課題等について解説した。また、管理職員のマネジメント能力向上を目的とした「管理者向けマネジメント研修」においては座学よりも実践的

なグループワークを中心とする内容へ変更したほか、客観的・俯瞰的な組織視点獲得のために異業種交流セミナーを新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、モニタリング課程の「モニタリング基礎研修」、「モニタリング実務研修」を実施した。また、ファイナンスにかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「ファイナンス研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、職員のグローバルな観点でのスキル向上を目的とした「国際人材育成研修」及び「米国証券アナリスト（CFA）コース」、公認内部監査人資格の取得を目的とした「通信研修（公認内部監査人コース）」などを実施した。

(3) 「モニタリング基礎」、「モニタリング実務研修」

「モニタリング基礎研修」、「モニタリング実務研修」等においては、以下、ア.～ウ.のように、研修効果や業務上のニーズに対応するための研修を新たに実施又は拡充を図った。

ア. 実際のモニタリング事例に基づくワークショップ、ケーススタディ、グループワークなど、より実践的な研修を実施した。

イ. 金融機関の業務、中小企業の事業やニーズ等の理解を目的としたグループワーク、パネルディスカッション及び実地研修等を拡充した。

ウ. 銀行業務等や中小企業診断士の通信研修を新たに実施した。

また、以下、エ.～カ.のように、継続（フォローアップ）研修の導入、研修機会の拡充、未受講者への対応の強化といった取組みを強化した。

エ. 従前実施していた夏期、冬期の研修のほか、財務（支）局等職員の研修機会の拡充に考慮し地方財務（支）局で秋期、春期の研修を実施した。

オ. 研修機会拡充の観点から、Skype を活用した研修を新たに実施した。

カ. 未受講者への対応として研修資料、講義録共有によるアーカイブ化の取組みを強化した。

第6節 金融行政におけるITの活用

I 概要

「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成29年5月、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「IT宣言・官民データ計画」という）が閣議決定されている。金融庁においても、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、情報化副統括責任者（副CIO）及び専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括のもと、以下の取組みを行っている。

- ① 金融庁におけるIT戦略（中長期計画）の策定
- ② 情報システムの調達適正化及びコスト削減の取組み
- ③ セキュリティ・IT人材の確保・育成
- ④ 情報セキュリティ対策の推進

II 取組実績

1. 金融庁におけるIT戦略（中長期計画）の策定

IT宣言・官民データ計画等に基づき、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すため、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」が、eガバメント閣僚会議において決定されたところ。

金融庁においても、ITガバナンスの強化、業務の明確化を図るとともに、それに応じたシステムの見直し・構築を推進し、行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を実現していくため、IT戦略として「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を30年6月に策定した。本計画における重点項目として、以下を掲げている。

- ① ITガバナンスの強化
- ② 利用者中心の行政サービスの実現
- ③ 効率的・効果的な行政運営の実現（業務基盤の整備）
- ④ 変化に強いモニタリング等システムの構築（官民連携基盤の整備）
- ⑤ 新たな情報技術変化への対応

なお、本計画の実施に当たっては、CIO及び副CIOがリーダーシップを発揮し、当庁全体の合意形成を図りつつ、限られた財源・人員等のリソースを最大限有効に活用することで、全体最適化を図りながら、戦略的に取り組んでいくこととしている。

2. 情報システム調達の適正化及びコスト削減の取組み

（1）情報システム調達の適正化

情報システムの調達に当たっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

そのため、CIO、副CIO、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、

- ① システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、
- ② 調達予定価格が過去のSE単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているか

を審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

(2) コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。

また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

3. 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、情報セキュリティに係るリスク評価の結果等を踏まえ、計画的に対策を実施することが重要である。

当庁では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、金融庁情報セキュリティポリシーを定め、同ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、29事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

(1) 教育・訓練

ア. 情報セキュリティに関する対処能力の向上等

NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練に参加し、セキュリティインシデント発生時における事態の早期把握及び被害の発生・拡大防止に向けて迅速かつ的確に対処するための庁内横断的な組織である金融庁CSIRT（Computer Security Incidents Response Team）の対処能力の向上を図るとともに対応態勢の有効性の確認を行った。

イ. 庁内の職員を対象とした研修等

庁内の職員を対象として、以下の研修等を実施した。

- ① 全職員を対象とした、情報セキュリティに関する知識や最近のサイバー攻撃の手法及び対処方法を盛り込んだ情報セキュリティ研修や、金融庁情報セキュリティポリシーおよび規則、実施手順の運用の徹底を図る

ための自己点検

- ② 幹部職員を対象とした情報セキュリティ研修
- ③ 職員が標的型メール攻撃に対して適切な対応ができるか確認するための不審メール訓練

(2) 技術的な対策

情報セキュリティ監査の結果や、昨今のサイバー攻撃の高度化、巧妙化を踏まえ、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の導入を実施した。

(3) 情報セキュリティ監査

各情報システムのインフラ・ネットワーク、アプリケーションの脆弱性について、外部の第三者による監査を実施したほか、NISCが実施するマネジメント監査及びペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）を活用し、セキュリティ対策の実効性を確認した。

4. セキュリティ・IT人材の確保・育成

政府機関においてセキュリティ対策や情報化を進めるために必要な人材を確保していくための方策として、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」が28年3月に策定された。同方針に基づき、当庁においても同年8月に「金融庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、29年8月に改訂を行っている。

29年度においては、改訂後の計画に基づき次の取組みを進めた。

- ① 体制の整備
- ② 有為な人材の確保
- ③ セキュリティ・IT人材育成支援プログラム
- ④ 一般職員の情報リテラシーの向上
- ⑤ 適切な処遇の確保

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見(91回)に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明(41回)を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ(報道発表件数:447件)。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実(資料2-7-1参照)

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス(HPのトップページ上段)への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

平成29事務年度は、30年1月より開始されたつみたてNISAについて、制度のさらなる普及・定着のため、NISA特設ウェブサイトにて、情報の拡充を行ったほか、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。

また、金融リテラシー向上のための取組みの1つとして、国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材をNISA特設ウェブサイトに掲載した。マネー・ロンダリング・テロ資金供与対策に関して、特設サイト「金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください」を設け、金融機関の利用者に向けて協力要請を行った。

このほか、29年9月、30年2月及び5月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々との意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

2. 海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報(報道発表)の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに常時掲載するなどの取組みを行った。

3. 政府広報の活用(資料2-7-2参照)

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、資料2-7-2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、平成29年度の開示請求の受付件数は187件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 行政処分等に関する文書
- ② 金融機関等所管する法人に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（29年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	46	177	14	68	82	12	2	27
証券取引等 監視委員会	9	9	0	11	11	6	0	0
公認会計士・ 監査審査会	26	1	0	26	26	1	0	0
合 計	81	187	14	105	119	19	2	57

（注1）本表は、29年4月から30年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）30年度における6月末までの開示請求の受付件数は38件である。

(3) 不服申立等

29年度における不服申立受理件数は21件、前年度繰越分と併せて24件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、29年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は18件であり、うち14件は同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、29年度の開示請求の受付件数は1,080件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（29年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開 示決 定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	133	47	8	19	27	16	0	111
証券取引等 監視委員会	0	1	0	1	1	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	24	1,032	1,025	0	1,025	0	20	11
合 計	157	1,080	981	20	1,053	16	20	122

(注1) 本表は、29年4月から30年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注2) 30年度における6月末の開示請求の受付件数は51件である。

(3) 不服申立等

28年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は12件となっており、うち4件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

29年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は5件であり、うち4件は同年度中に裁決・決定を行っている。

II 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施(合計10回)。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、29年10月～11月に自主点検を実施。
また、自主点検後、29年12月～30年2月にかけて監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、29事務年度（29年7月～30年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が13件発生した（メール誤送信、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、また、行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① メールの外部送信の手順マニュアルを始めとしたルールの職員への周知徹底
- ② 廃棄手続きや行政文書ファイルの保管場所の確認等を徹底。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（平成29年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（平成29年7月～30年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	1回
金融先物取引業者	信託	外資系事業者団体	貸金業者
1回	4回	1回	2回
監査法人			
1回			

第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-10-1参照）

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、29年7月から30年6月末までの1年間に、行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続25件のほか、任意の意見公募手続4件、計29件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

(参考1) 金融行政アドバイザーの委嘱状況（平成30年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名（うち1局は4名）、合計54名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 14名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 17名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 6名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 17名 |

(参考2) 金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

II 平成29事務年度における取組み

29年7月～30年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

また、一部の財務（支）局については地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度

I 制度の概要（資料2-12-1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判などを伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、平成28年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き、金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的反映させることにより、よりよい金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（資料2-12-2参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、29事務年度には60件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、29事務年度には1,080件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-13-1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（資料2-13-2参照）

平成29年4月1日から30年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は37,033件となっている。1日当たりの平均受付件数は152件となっており、28年度（144件）に比べて、やや増加している。そのうち、事前相談の受付件数は516件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が9,599件（26%）、保険商品等が7,591件（20%）、投資商品等が9,033件（24%）、貸金等が2,568件（7%）、仮想通貨等が5,928件（16%）、金融行政一般・その他が2,314件（6%）となっている。
分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が73件（14%）、保険商品等が23

件（4%）、投資商品等が268件（52%）、貸金等が36件（7%）、仮想通貨等が99件（19%）、金融行政一般・その他が17件（3%）となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（1）預金・融資等に関する相談等の受付件数は、28年度（11,042件）に比べて、減少している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,802件（29%）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが2,560件（27%）等となっている。

（2）保険商品等に関する相談等の受付件数は、28年度（9,215件）に比べて、減少している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,060件（40%）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,436件（19%）等となっている。

（3）投資商品等に関する相談等の受付件数は、28年度（9,750件）に比べて、やや減少している。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが3,715件（41%）、個別取引・契約の結果に関するものが2,316件（26%）等となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は562件あり、そのうち367件が何らかの被害があったものである。

（4）貸金等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが1,189件（46%）、個別取引・契約の結果に関するものが350件（14%）等となっている。

（5）仮想通貨等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが2,799件（47%）、行政に対する要望等に関するものが1,433件（24%）等となっている。

※ 28年度は、仮想通貨等に関する相談等の受付件数は、貸金等に関する相談等に含めていた。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

29年4月1日～6月30日・・・29年8月2日公表（第48回）

29年7月1日～9月30日・・・29年11月27日公表（第49回）

29年10月1日～12月31日・・・30年2月16日公表（第50回）

30年1月1日～3月31日・・・30年5月11日公表（第51回）

第14節 政策評価への取組み（資料2-14-1～3参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5カ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、29年4月から34年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、3～5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 平成29年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。
 - ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
 - ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
 - ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、
 - ・ 3つの「基本政策」に関する横断的な課題への対応
 (「IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)
 を「横断的施策」とするほか、
 - ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の政策 評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	

21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	7件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	31件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	20件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	13件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	2件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革(日本版ビッグバン)」)
- 規制の政策評価(RIA:Regulatory Impact Analysis)：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より規制の事前評価が実施され、29年10月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法(事前評価)。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する(事後評価)。22年5月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（資料2-15-1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、『「日本再興戦略」改訂2014』（26年6月24日閣議決定）、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日公表）において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、26年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) F S A Weekly Review

26年4月22日より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でF S A Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行っている。

(2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

26年4月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

29事務年度においては、計742件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が322件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が164件、その他の照会が256件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

(3) 法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

29事務年度において、以下の法令や各種ガイドラインのほか、金融レポート及び金融行政方針の概要、並びに金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）、「投資家と企業の対話ガイドライン」、企業会計審議会監査部会の監査基準改訂（公開草案）の要約の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表するとともに、内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。

また、金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）の英語版をもとに内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。さらに、英語版をもとに海外当局との意見交換も行ったところ、類似の取組みの経験の共有などがあった。

このほか、行政の透明性・効率性の確保等の観点を踏まえ、『「金融行政の再点検」に係る具体的な取組み状況等について』を29年7月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を同年11月に行った。また、『「金融行政の再点検」に係る

具体的な取組みの進捗状況等について」を30年5月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を同年6月に行った。

【英語版を作成した主な法令】

- ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・信託会社等営業保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・信託兼営金融機関営業保証金規則（平成二十一年内閣府・法務省令第一号による改正まで反映）
- ・貸付信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・担保付社債信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十八年法律第十五号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成二十四年政令第九十七号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十号による改正まで反映）
- ・保険業法第三百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十六年内閣府・財務省令第二号による改正まで反映）
- ・保険業法第二百七十二条の二十五第二項に規定する区分等を定める命令（平成十八年内閣府・財務省令第六号による改正まで反映）
- ・外国保険会社等供託金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・免許特定法人供託金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・保険仲立人保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・保険会社等営業保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・少額短期保険業者供託金規則（平成二十七年内閣府・法務省令第三号による改正まで反映）
- ・認可特定保険業者等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号による改正まで反映）
- ・株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第九号による改

正まで反映)

- ・投資信託及び投資法人に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・投資法人及び投資法人に関する法律施行令（平成二十七年政令第二百三十三号による改正まで反映）
- ・投資法人及び投資法人に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律施行令（平成二十七年政令第二百三十三号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
- ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成二十六年法律第四十四号による改正まで反映）
- ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成二十二年政令第九十六号による改正まで反映）
- ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成二十二年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十七号による改正まで反映）
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七号による改正まで反映）
- ・偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成一九年法律第七四号による改正まで反映）
- ・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五十四号による改正まで反映）

また、「日本再興戦略2016」（28年6月2日閣議決定）において、東京国際金融センター推進の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、金融庁においては、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、29年4月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進している。その際、東京都が29年4月に開設した金融法令以外の手続きに関する相談窓口（「金融ワンストップ支援サービス」）とも相互に連携し、一体的に取り組んでいる。

金融業の拠点開設サポートデスクを通じて、29事務年度は、3社の海外資産運用業者の業登録を完了した。このうち1社は、英国の大手資産運用業者の日本法人で

あり、2社は、我が国を離れ海外を拠点に事業を行ってきた日本人ファンドマネージャーが運営する資産運用業者である。このように、一旦海外に流出した日本人ファンドマネージャーの日本回帰を目指した動きも見られつつある。

このほか、東京都が公表した、海外資産運用業者が我が国においてビジネスを展開する際の必要な手続き等を分かりやすく解説した英語解説書の監修も行った（29年9月公表）。

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

I 経緯

情報通信技術の進展等、我が国の金融・資本市場をめぐる環境変化に対応するため、①株式等の高速取引に関する法制の整備、②金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化、③上場会社による公平な情報開示に係る規制（フェア・ディスクロージャー・ルール）の整備等の措置を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）」が29年5月17日に成立し、同月24日に公布された。

これを受け、関係政令・内閣府令等を同年12月27日に公布し（30年4月1日施行）、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインを30年2月6日に公表した。（資料3-1-1参照）

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 政令の改正の概要

（1）株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等

ア. 高速取引行為の対象となる有価証券の売買等又はその委託に準ずる行為として、有価証券の売買等に係る運用行為等を規定した。

イ. 高速取引行為者の最低資本金額を1,000万円、最低純財産額を零とした。

（2）フェア・ディスクロージャー・ルール

ルールの対象となる上場会社等の範囲を、金融商品取引所に上場する株券、投資証券及び社債券等の発行者とした。

（3）その他

ETF（上場投資信託）市場の流動性の向上を図る観点から、清算機関が行う金融商品債務引受業の対象取引にETFの設定・交換を追加した。

2. 内閣府令の改正等の概要

(1) 株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等

- ア. 高速取引行為となる方法を、発注に係るサーバが金融商品取引所・PTS(私設取引システム)の売買突合システムの設置場所と同一・隣接・近接する場所に所在し、かつ、他の注文との競合を防ぐ仕組みが講じられているものとした。
- イ. 業務方法書の記載事項として取引戦略の類型等、コンプライアンス責任者・業務管理責任者等を規定するなど、高速取引行為者の登録に関する規定を整備した。
- ウ. 業務管理体制の整備として社内規則の整備及び電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置等を規定したほか、注文・取引記録の作成・保存方法、当局への報告・届出事項等、高速取引行為者の業務及び経理並びに監督に関する規定を整備した。
- エ. 証券会社等における受託禁止の対象となる無登録で高速取引行為を行う者からの受託に準ずる行為として、電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない高速取引行為者からの受託等を規定した。

(2) 金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

認可を前提に金融商品取引所本体での実施を可能とするグループ内の共通・重複業務として、システム開発・提供業務を規定した。

(3) フェア・ディスクロージャー・ルール

- ア. ルールの対象となる情報受領者の範囲として、金融商品取引業者及び登録金融機関等並びにIR業務に関して情報伝達を受ける株主及び機関投資家等を規定した。
- イ. 公表前の重要な情報を証券アナリスト等に提供した場合の当該情報の公表方法として、EDINET等のほか、自社ホームページを規定した。

(4) その他

- ア. ETF市場の流動性の向上を図る観点から、空売り規制の適用除外の対象

に、金融商品取引所からETFのマーケット・メイカーとして指定を受けた高速取引行為者がETFの円滑な流通を確保するために行う空売りを追加した。

イ. 国債の決済期間短縮化（T+1化）に伴い導入が予定されている銘柄後決め方式の取引に対応するため、有価証券等清算取次ぎに係る銘柄等の特定方法を追加した。

ウ. 投資法人の監督役員に係る欠格事由とされる資産運用会社の親会社等の使用人につき、重要な使用人に限定するなどの緩和を行った。

3. フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインの概要

ルールの対象となる重要情報の管理について、それぞれの上場会社等の状況に応じた管理をすることが考えられることなどを明確化した。

第2節 店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会の開催

I 経緯

店頭外国為替証拠金取引（店頭FX取引）市場については、近年その年間取引規模が5,000兆円程度まで拡大しており、店頭FX業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システミックリスクにつながる可能性がある等の問題意識の下、平成30年2月、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」（有識者検討会）を設置した。（資料3-2-1参照）

II 概要

有識者検討会では、個人投資家を含め幅広い利用者を対象とした意見募集も行いながら、6回にわたり検討が行われ、平成30年6月13日に以下の対応策を盛り込んだ報告書がとりまとめられた。（資料3-2-2参照）

- ・ ストレステストを通じた自己資本の拡充
- ・ 取引データの報告制度の充実
- ・ 未カバーポジションの情報開示 等

第3節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告書の公表

平成29年11月、金融担当大臣より「企業情報の開示・提供のあり方に関する検討」を行うよう諮問がなされ、金融審議会の下にディスクロージャーワーキング・グループが設置された。当該ワーキング・グループにおいては、投資家の投資判断に必要な企業情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示及び提供のあり方について幅広い検討が行われ、30年6月、報告書が公表された。(資料3-3-1~2参照)

当該報告書においては、

- ① 財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報の充実
- ② 企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供
- ③ 情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と情報の適時な提供等が提言されている。

また、同報告書では、こうした開示の充実に向け、開示内容について具体的に定める内閣府令の改正に加え、プリンシプルベースのガイダンスの策定、開示のベストプラクティスの収集・公表等の取組みについても提言されている。

2. 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）の施行に伴う政令・内閣府令等の整備

上場企業による公平な情報開示を求めるフェア・ディスクロージャー・ルール（注）の導入を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）」が29年5月に成立・公布されたことを受け、関係政令・内閣府令の整備を行い、同年12月27日に公布した（30年4月1日施行）。また、当該ルールについて、企業の実情に応じた情報管理の方法を明らかにするとともに、投資家との対話の場面における同ルールの適用関係等についての考え方を示した「金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」を公表した（30年2月6日公表、同年4月1日適用）。

（注）公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に、当該情報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するルール。

3. 企業と投資家との建設的な対話を促進する等の観点からの制度整備

28年4月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（資料3-3-3参照）の提言等を踏まえ、以下の取組みを行った。

（1）開示内容の共通化・合理化及び非財務情報の開示の充実

有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化、新株予約権等の記載の合理化、株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し、非財務情報の開示の充実等を内容とする内閣府令等の改正を行った（30年1月26日公布・施行）。

（2）有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化・一体化に向けた取組み

法務省とともに、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく事業報告・計算書類の記載内容の共通化や一体化をより容易にするための対応をとりまとめ、公表した（29年12月）。これを踏まえ、内閣府令改正等を行ったほか、記載内容の共通化等に係る相談窓口の設置を行った（30年3月）。

4. 株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備

株式による報酬など、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするため内閣府令を改正し、パフォーマンスシェア等により株式の割り当てを行う場合についても、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とした（29年7月14日公布・施行）。

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

（1）有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①会計基準等の改正があった特定の事項（繰延税金資産の回収可能性、企業結合及び事業分離等）に着目し対象企業を抽出して行う審査、②適時開示や報道等を活用した審査を行った。

また、上記の有価証券報告書レビューにおいて把握された事象等を踏まえ、30年3月期以降の「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について」を公表した（30年3月）。

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

29 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	3件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の催告や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、XBRL（注）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を順次行っている。29 事務年度の状況は次のとおりである。

（注）XBRL（eXtensible Business Reporting Language）：財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率 99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

2. XBRLのタクソノミ（注）の詳細タグ付け範囲の拡大

財務情報の利用者利便の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス情報や国際会計基準財務諸表に対応した詳細タグをXBRLタクソノミに付加する開発を実施した。

（注）タクソノミ：XBRLにより記述される個々の財務情報の「要素」に当る部分。勘定科目名称（「売上高」など。）などが該当する。なお、金額、通貨単位などは「インスタンス」と称している。

3. 法人番号併記対応

政府方針である法人番号の利活用の推進を踏まえ、EDINETに提出された開示書類を閲覧したときの画面に法人番号を表示するシステム開発を実施した。

4. EDINETのオープンAPIによる開示情報の提供に向けた取組み

EDINETの一層の利便性向上のため、オープンAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を利用し、EDINETから利用者が開示情報をデータ形式でより効率的に取得可能な仕組みの開発に着手している。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための、資本市場における重要なインフラであることを踏まえ、我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

（1）国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

関係者によるこれまでの取組みの結果、IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、30年6月末時点で197社、全上場企業の時価総額の32.1%まで増加した。（資料3-3-4参照）

こうした動きを更に後押しするべく、29年に引き続き、IFRSへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーを30年3月に開催した（主催：会計教育研修機構）。また、銀行業のIFRS適用を促すため、銀行グループがIFRSを任意適用した場合に、銀行法における連結ベースの開示・報告・各種規制についてもIFRSで対応できるよう、29年11月に銀行法施行規則等を改正した。

（2）IFRSに関する国際的な意見発信の強化（注1）

国際的な会計基準の質の向上に貢献するとともに、我が国の考え方を国際的な会計基準に反映する観点から、企業会計基準委員会（ASBJ）において、のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純

利益に振り替える会計処理)について国際会議の場で、関係者が連携して意見発信等を行った。

こうした取組みを通じ、30年3月に国際会計基準審議会(IASB)が公表した「概念フレームワーク」の改訂版においては、その他の包括利益に計上した項目について、原則として、純損益にリサイクルされることが明記された(注2)。

(注1)「2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与」も参照。

(注2)ただし、例えば「リサイクルすべき期間・金額が明確でない場合」については、例外的にリサイクルしないこととされている。

(3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、30年3月に収益認識基準を策定・公表した。また、30年1月に金融商品会計基準の見直しについての意見募集の実施に向けた検討を開始したほか、30年3月には公正価値測定に関する会計基準の開発に着手した。

(4) 国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」(注)の登録者を対象に、IASB理事等を招聘して国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するためのシンポジウム(30年3月)等を開催したほか、登録者同士の横のネットワーク作りに役立つための定例会を開催する、新たな取組みも開始した。

(注)IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、29年4月に構築。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団はIASB、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、ASAF会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード(MB)が設置されて

おり、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

近年、我が国において、不正会計事案等を契機として会計監査の信頼性が改めて問われたことを受け、「会計監査の在り方に関する懇談会」において検討が行われ、28年3月、

- ・ 監査法人のマネジメントの強化
- ・ 監査法人の独立性の確保等、「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- ・ 会計監査に関する情報提供の充実

等に向けた幅広い取組みが提言された。（資料3-3-5参照）

同提言を踏まえ、29年3月の「監査法人のガバナンス・コード」の策定（資料3-3-6～7参照）、同年7月の「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」の公表（資料3-3-8～9参照）等が行われてきた。

会計監査に関する情報提供の充実の観点から、平成29事務年度は、企業会計審議会において監査報告書の透明化についての検討を行い、30年7月に、監査報告書に、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、「監査上の主要な検討事項」の記載を求めること等を内容とする監査基準の改訂を行った（33年3月決算にかかる財務諸表の監査から適用。早期適用可）。

具体的な改訂内容については、監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」を決定し、監査報告書に当該区分を設けて、①「監査上の主要な検討事項」の内容、②監査人が、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由、③監査における監査人の対応を記載することとなる。

（資料3-3-10～11参照）

2. 国際監査基準（ISA）への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、IOSCO、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）を通じて、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の基準設定プロセスに参画している。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

1. 公認会計士・監査法人等に対する処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

29 事務年度においては、重大な虚偽が認められた企業の財務書類について相当の注意を怠り重大な虚偽がないものとして証明した1 監査法人に対して、新規業務にかかる業務停止命令及び業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
29 年 9 月	アス力監査法人	新規業務停止 3 月 業務改善命令	過失による虚偽証明
	公認会計士 1 名 公認会計士 1 名	業務停止 3 月 業務停止 1 月	
29 年 11 月	公認会計士 1 名	業務停止 2 月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

(参考)

	26 年 6 月末	27 年 6 月末	28 年 6 月末	29 年 6 月末	30 年 6 月末
公認会計士の 登録数(人)	26, 267	27, 351	28, 343	29, 458	30, 365
監査法人の数 (法人)	220	218	217	223	230

VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21 年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4 団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。

29 事務年度は、引き続き、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講

演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

Ⅷ I F I A Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）は 52 カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、代表理事会及び全てのワーキング・グループに積極的に参加し、監査品質向上に向けた議論に貢献している。I F I A Rは 29 年 4 月に金融関係国際機関としては初めて、我が国（東京）に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている（資料 3-3-12 参照）。

30 年 4 月の I F I A R 年次総会では、我が国も代表理事国の一つとして策定に関与した初の中期戦略計画（30 年から 3 年間）が承認された。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における監査のステークホルダーを会員とする「日本 I F I A R ネットワーク」第 2 回総会を 30 年 5 月に開催し、I F I A R 年次総会について報告を行った（資料 3-3-13～14 参照）。

第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 取引所外取引に関する検討

金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書（平成28年12月公表）を踏まえ、PTSの信用取引の議論を行うため、市場関係者により設置された「PTS信用取引検討会」において、30年6月1日に報告書が取りまとめられた。

また、日本証券業協会の「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」で取引所外売買における売買停止の運用見直しの検討が行われ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の改正が行われた（30年7月1日施行）。

II 金融商品取引所をめぐる動き

1. 株式の高速取引行為を行う者の登録制等の導入を受けた対応について

平成29年金商法改正により、株式の高速取引行為に係る登録制が導入されたほか、金融商品取引所による高速取引行為を行う者に関する調査等が規定された。これを受けて、東京証券取引所等（※）では、高速取引行為者の取引実態を把握するうえで必要な措置等を講じるための規則改正（高速取引行為に係る注文に関して取引戦略の明示（フラギング）、高速取引行為に係る取引状況を把握するため、取引参加者経由で高速取引行為を行う者の商号・名称等と仮想サーバとの紐付け（マッピング）等）を行った（30年4月1日施行）。

※ 東京証券取引所、大阪取引所、日本取引所グループ自主規制法人、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所

2. ETFのマーケットメイク制度導入に係る規則改正について

国民の安定的な資産形成に対する重要性が高まっていることを背景に、東京証券取引所は、少額分散投資に資する商品の一つである、ETFの流動性を向上させるため、マーケットメイク制度を導入するための規則改正を行った（30年7月2日施行）。

3. フレックス・オプション取引の導入について

大阪取引所は、非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入等を踏まえ、上場オプション取引市場の活性化及び金融システムの安定性確保の観点から、オプションの立会外取引の対象として、各オプション取引に係る権利行使日及び権利行使価格を取引参加者の申請に基づき柔軟に設定可能とする、フレックス・オプション取引を導入した（30年6月25日施行）。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 店頭デリバティブ取引に係る規制の同等性評価

店頭デリバティブ取引については、規制の重複等を調整するために各外国当局との間で規制の同等性評価を進めており、同等性を認める対象として従来の米国商品先物取引委員会（CFTC）、カナダ金融機関監督庁（OSFI）に加えて、オーストラリア健全性規制庁（APRA）、香港金融管理局（HKMA）、シンガポール金融管理局（MAS）の証拠金規制を追加する告示を公布した（29年8月25日公布、9月1日適用）。

2. 国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債については、「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、30年5月1日に国債の決済期間の短縮化（T+1）が実施された。

株式等についても、市場関係者において、決済期間の短縮化（T+2）の検討が進められており、31年7月16日を実施予定日とすることが決定された。

金融庁は、こうした検討に参加するとともに、定期的に更新される工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する（30年6月29日）ことなどにより、市場関係者の取組みを支援してきた。

Ⅳ 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、政府系金融機関、行政当局等の四国地域の資本市場をめぐる関係者が一堂に会し、地域への成長マネー供給に係る現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、30年6月15日に高松で開催した。

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

I 経緯

情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境が変化する中で、利用者保護を確保しつつ、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働（オープン・イノベーション）を推進する環境を整備する必要がある。

このような状況を踏まえ、①電子決済等代行業者に登録制を導入し、利用者に関する情報の安全管理や、電子決済等代行業を営むに際しての金融機関との契約締結等を求めること、②金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の作成・公表等を求めること等を内容とする「銀行法等の一部を改正する法律」が、平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。（資料4-1-1）

これを受け、関係政令及び内閣府令等の整備を行った（30年5月30日公布、同年6月1日施行）。

（参考）金融機関によるオープンAPI導入状況について

同法に基づき、30年6月29日までに各金融機関が公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」等によれば、全邦銀137行のうち、インターネットバンキングを提供していない9行を除く128行がオープンAPIを導入する旨を表明している。さらに、その128行のうち121行は、32年6月までの導入を表明している。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 電子決済等代行業に係る制度整備

（1）電子決済等代行業者の登録制導入とルール整備

法改正により、預金者の委託を受けて、銀行等に接続して、銀行等に対する決済指図の伝達や銀行等から口座情報の取得等を業として行う業者（電子決済等代行業者）に対して登録制を導入するとともに、利用者保護のための体制整備等を求める規定等を整備した。

これに伴い、関係府令を改正し、

- ・ 利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして電子決済等代行業に該当しない行為
- ・ 財産的基礎の水準（純資産額が負の値でないこと）

- ・ 利用者に提供する情報の内容（電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明、手数料や中途解約時の取扱い等契約内容に係る情報提供、為替取引の結果の通知等）
- ・ 電子決済等代行業を健全かつ適切に運営するための体制整備義務の内容（情報の安全管理措置、委託業務的確な遂行を確保するための措置等）
- ・ 銀行等との間の契約に定めなければならない事項、契約の公表方法等を規定した。

(2) 銀行等におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置の整備

法改正により、銀行等に、電子決済等代行業者との接続に係る基準を策定し、公表することを求めることとした。

これに伴い、関係府令を改正し、

- ・ 基準の公表方法
 - ・ 基準に含まれる事項（情報の安全管理措置、法令遵守体制）
- 等を規定した。

2. 銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

法改正により、銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、一定の条件を満たす場合には当該変更届出を不要とすることとした。

これに伴い、関係府令を改正し、増改築等のやむを得ない理由による営業所の所在地の位置変更で、元の位置に戻ることが明らかな場合を届出不要な場合として規定した。

第2節 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第10号）

I 経緯・概要

平成17年改正前の保険業法において、「保険業」は「不特定の者を相手方」とする保険の引受けと定義されており、「特定の者を相手方」とする保険の引受けを行う共済は、保険業法上の「保険業」に該当せず保険業法の適用がなかった。

このような状況の中で、「根拠法のない共済」については、保険契約者保護のための規制や制度が存在せず、契約者保護等の観点から問題とされていた。そのため、17年保険業法改正において、「特定の者を相手方」として保険の引受けを行う事業についても原則として保険業法の規定を適用させるとともに、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、新たな規制の枠組み（＝少額短期保険制度）を創設した。その際に、従前から共済事業を行っていた者で少額短期保険業者となった者については、激変緩和のため、25年3月末までの間、引受可能な保険金額の上限に経過措置を設けたが、その後、当該経過措置を24年保険業法改正により延長し、30年3月末に期限が到来することとなっていた。

こうした中、当該経過措置の取扱いについて検討するため、「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」を設置し、29年9月に報告書が取りまとめられた。同報告書の内容等も踏まえ、経過措置を5年間延長し35年3月末までとする「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を29年11月に国会に提出した（30年3月30日に成立、同年3月31日に公布）。

また、同法案の成立を受けて、経過措置期間における引受可能な保険金額の上限について、新規契約に関し一律本則の2倍に縮小する等の「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」を含む関係政府令が同年3月31日に公布された（資料4-2-1参照）。

II その他

1. 施行期日

この法律は、30年4月1日から施行された。

第3節 ITの進展等への対応

I FinTechサポートデスク

1. 経緯

平成27年9月に公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、金融庁としては、フィンテックの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、フィンテックの動向を出来る限り先取りして把握していくこととしている。

これを受け、27年12月、フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を金融庁に設置し、IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促している。

2. 概要

「FinTechサポートデスク」においては、事業者からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネスや事業者のニーズ把握を進めている。

29事務年度においては、計380件の問い合わせが寄せられている。月平均では31件の問い合わせが寄せられており、そのうちの多く（8割強）は事業計画に基づいた、法令解釈に係る具体的な相談が占めている。相談内容としては、仮想通貨等の資金決済関連が多いが、それ以外の相談も増加傾向にあり、引き続きフィンテックに関する関心の高さが窺われる。

こうした法令解釈に係る相談（319件）のうち、既に対応が終了した案件（226件）については、平均して5営業日以内に対応する等、迅速な支援を継続し、フィンテック企業等による事業の後押しを行っている。（資料4-3-1参照）

II FinTech実証実験ハブ

1. 経緯・背景等

フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、29年9月、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、「FinTech実証実験ハブ」を設置した。（資料4-3-2参照）

29事務年度においては、4件の実証実験について支援決定・公表を行った。

2. 支援決定案件の概要（29事務年度）

- （1）ブロックチェーン技術を用いて本人確認手続を共同で行うシステムの構築
ブロックチェーン技術を用いて、顧客の本人確認手続を金融機関共同で実

施するシステム（本枠組みに参加する金融機関のいずれかで本人確認済みの顧客については、他の参加金融機関との間で新規取引を行おうとする際には、再度の本人確認を不要とする仕組み）の構築を検討する実証実験。

（２）顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器について

顔認証技術を用いて本人確認を行い、キャッシュカードを即時発行する機器の正式導入に向け、顔認証技術を用いた本人確認の事務フローを確認するとともに、銀行事務の効率化や顧客の利便性を検証する実証実験。

（３）人工知能を用いた金融機関のコンプラ業務の効率化

現状、金融機関では営業員が作成した金融商品販売時の応接記録や顧客から寄せられる様々な声（意見・申し出）の記録が数多く作成・蓄積されており、それらの記録におけるコンプライアンス違反のチェック及び顧客からの苦情等の抽出に係る確認業務を行っている。そうした記録一つ一つに対し、人工知能（ＡＩ）がスコアリングし確認の優先順位付けを行うことで、確認業務を効率化・高度化することが可能かを検証する実証実験。

（４）サブＳＩＭを用いた本人認証の実施

利用者が所有するスマートフォンのＳＩＭカード（Subscriber Identity Module、加入者識別モジュール。ＩＣカードの一種。）に、新たなサブＳＩＭを貼り付け、当該サブＳＩＭに電子証明書を搭載することで、ＳＩＭカードを本人認証や金融取引の電子署名として利用できるプラットフォームを提供し、当該プラットフォームにおける取引の安全性や利便性の向上等について検証する実証実験。

Ⅲ 「決済高度化官民推進会議」の開催

１．経緯・背景等

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ＩＴイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要である。

27年12月に、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、28年6月3日に「決済高度化官民推進会議」（座長：森下哲朗 上智大学

法科大学院教授)が設置された。(資料4-3-3参照)

2. 議論の状況

○第4回(29年12月20日開催)

アクションプランの進捗状況及び第3回で銀行界より新たに示された手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化について、各説明者より報告が行われ、討議が実施された。

- ・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
- ・中小企業庁：共通EDIに関する中小企業庁の取組状況
- ・財務省：外為報告の合理化の対応状況
- ・金融情報システムセンター(FISC)：情報セキュリティに関する取組状況

○第5回(30年6月11日開催)

アクションプランの進捗状況及び手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化について、各説明者より報告が行われ、討議が実施された。

- ・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
- ・中小企業庁：商流EDIと金融EDIの連携に関する中小企業庁の取組状況
- ・財務省：外為報告の合理化の取組状況
- ・FISC：情報セキュリティに関する取組状況
- ・金融庁：オンラインで完結する本人確認の実現に向けた検討状況

IV 金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直し等について

1. 背景

IT・オンライン化を通じた事業の合理化や新たなサービス提供が進む中、こうした金融を取り巻く環境の変化に対応できていない規制が存在するとの指摘等を踏まえ、金融庁では、29事務年度においては以下のような制度の見直しを行った。

2. 取組実績

(1) オンラインで完結する本人確認方法

金融機関等に本人確認義務を課す「犯罪収益移転防止法」では、非対面での本人確認の方法として、「顧客から身分証(写し)の送付を受け、顧客宅に転送不要郵便を送付する方法」等を規定しているが、諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないため、フィンテックビジネスに支障をきたしているとの指摘があった。

こうした指摘を踏まえ、29年6月より「FinTech時代のオンライン取引研究会」において、オンラインで完結する本人確認の方法について議論・検討を実施した。この検討結果を踏まえ、警察庁に対して、新たな確認

方法の追加を要望し、調整を行った。その結果、30年6月、顧客から顔写真付きの本人確認書類と顧客の顔の画像の送信を受ける方法等の追加等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則改正に係るパブリックコメントが実施された。(資料4-3-4参照)

(2) 銀行代理業及び銀行等の店舗制度等に係る規制緩和等

銀行代理業制度について、増改築等による営業所の一時的な移転の場合の届出義務を緩和したほか、参入要件のうち、銀行代理業に係る法令等遵守のための統括部署に係る要件を緩和するとともに、営業所への配置が義務付けられている実務経験者に係る形式的な業務経験年数要件の撤廃等の規制緩和を行った(資料4-3-5参照)。

さらに、電子決済等代行業制度の創設等を踏まえ、電子決済等代行業と銀行代理業との関係等を明確化するため、「銀行法等に関する留意事項について(銀行法等ガイドライン)」を策定した。

また、銀行等において、金融環境の変化に対応した店舗戦略や業務運営に関する改革が進められていることを踏まえ、関係者から寄せられた規制緩和と要望への対応を検討し、主に以下の2点を内容とする「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」を公表し、パブリックコメント手続を行った。

- ① 銀行等の店舗の休日について、従来、当座預金業務を営む店舗の休日は、土曜、日曜、祝日と12月31日から1月3日までと法令で統一的に定められていたが、より弾力的な店舗運営を可能とするため、関係府令を改正し、顧客利便を著しく損なわないことを条件に金融庁長官の承認を受けた日も休日にできることとする。
- ② 複数の銀行による共同店舗の運営について、店舗共同化のメリットを十分に享受することができるよう、例えば、顧客説明を十分に行っていれば、必ずしも遮断壁などの物理的な障壁によって各銀行店舗を仕切る必要はないといった運営基準等を監督指針の改正により明確化することとする。

V フィンテックに係る国際的なネットワークの強化

1. 背景

フィンテックの進展に伴い金融サービス分野において構造的変化が起こりつつある中、こうした変化に適切に対応するためには、国内外の多様な分野の専門家等の知見を活用して、フィンテックに係る動向を先取的に把握し、フォワードルッキングな対応を図っていくことが求められている。

特に、フィンテックの進展はグローバルに展開しているため、海外当局や研究者等との連携を図っていく必要があるため、フィンテックに関する国際的なネットワークの強化に向けた取組みを実施した。

2. 取組み実績

(1) フィンテック・サミットの開催

29年9月、4日間にわたって、フィンテックをテーマにしたグローバルイベント「フィンサム・ウィーク 2017」を開催し、その中で、2016年に引き続き、各国のフィンテック関係者が参加する「フィンテック・サミット 2017」を東京で開催した。フィンサム・ウィーク期間中のイベント全体には、のべおよそ1万人が参加した。(資料4-3-6参照)

(2) ブロックチェーン技術に関する国際共同研究

29年7月より行っているブロックチェーン技術を用いた金融取引に関する調査研究の内容も踏まえつつ、国内外の金融当局及び中央銀行や国内外の学会関係者等のメンバーからなる「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」を30年3月に東京で開催した。(資料4-3-7参照)

(3) フィンテック推進協力枠組み

海外当局との間でフィンテック推進に向けた協力体制を更に強化するため、29年9月にアブダビ・グローバル・マーケット金融サービス規制庁、30年4月にスイス金融市場監督機構との間で、フィンテック推進協力枠組みに係る書簡交換を行った。

この結果、それまで既に書簡交換を行っていた金融当局(英国金融行為規制機構、シンガポール金融管理局、オーストラリア証券投資委員会)と併せて、5つの金融当局との間で協力枠組みの構築を行ったこととなる。(資料4-3-8参照)

VI 「仮想通貨交換業等に関する研究会」の開催

1. 経緯・背景等

仮想通貨(暗号資産)に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、29年4月より、仮想通貨(暗号資産)と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。

その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨(暗号資産)の価格が乱高下し、仮想通貨(暗号資産)が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨(暗号資産)の取引や仮想通貨(暗号資産)による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。

こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、30年4月より議論を開始した。(資料4-3-9参照)

2. 議論の状況

○第1回(30年4月10日開催)

仮想通貨交換業等についての現行制度、仮想通貨(暗号資産)の取引やICO(Initial Coin Offering)の状況等について議論

○第2回(30年4月27日開催)

仮想通貨交換業者に対するこれまでの監督上の対応、仮想通貨(暗号資産)等をめぐる国際的な議論・各国の対応の状況等について議論

○第3回(30年5月22日開催)

仮想通貨(暗号資産)やそれに関する取引をめぐるプレイヤーの状況、仮想通貨(暗号資産)やそれに関する技術についての各国当局者等による指摘等について議論

○第4回(30年6月15日開催)

仮想通貨(暗号資産)やそれに関する取引・技術の分野でグローバルに活動している者からのヒアリング

第4節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

同法に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。（資料4-4-1参照）

II 預保納付金事業について

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとされた（内閣府・財務省令で規定）。

預保納付金事業は、公募を通じて選定された公益財団法人日本財団を事業の担い手として25年度より開始されている。

（参考）事業の概要（後述の通り、28年より事業内容の見直しがなされている）

- ① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした無利子貸与、返済期間は30年以内）
 - ・ 大学生：月額8万円、大学院生：月額10万円
 - ・ 高校生：月額5万円（私立）、3万円（国公立）
 - ・ 入学時に一時金を貸与（大学生は30万円）
- ② 団体助成事業
犯罪被害者等を支援する団体を対象に、当該団体の財政基盤を支える仕組み

を作る事業や犯罪被害者等への支援拡充のための資機材を整備する事業等について、助成を行っている。

Ⅲ 預保納付金事業の見直しについて

1. 預保納付金事業の見直し

預保納付金事業について、政府の第3次犯罪被害者等基本計画（計画期間：28～32年度）の策定に向けた議論を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。27年11月に、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームを設置し、議論が行われ、28年3月に報告書が取りまとめられた。同報告書で示された見直しの主な内容は、以下のとおり。（資料4-4-2参照）

① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした給付）

貸与制から給付制に移行する。

- ・大学生：月額5万円、大学院生：月額5万円
- ・高校生：月額2.5万円（私立）、1.7万円（国公立）
- ・入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

② 団体助成事業

団体助成事業において、原則として人件費は対象となっていなかったところ、犯罪被害者等支援団体への定着が見込まれる人材について、相談員としての要件を満たすまでの必要な育成費（雇用経費）を助成対象に追加。

2. 新事業の開始等

事業内容の変更に伴い、担い手の再選定を公募により実施。28年10月に公益財団法人日本財団を担い手に選定の上、28年12月から新事業を開始している。

第5節 休眠預金等活用法について

I 経緯

現状、金融機関においては、長期（10年）にわたって入出金等の異動がない預金（休眠預金）が毎年1,200億円程度発生しており、金融機関は、休眠預金を利益として計上するが、預金者から請求があれば払戻しを行っている（毎年500億円程度が返還）。

休眠預金を民間の公益活動に活用するとの観点から、平成28年5月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）案」（議員立法）が国会に提出され、同年12月に成立、平成30年1月より全面施行された。

II 概要

1. 法律の概要（資料4-5-1参照）

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

2. 平成29事務年度の取組み

休眠預金等活用法第48条において、「政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動促進業務に活用するとのこの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と規定されていることを踏まえ、各種の広報活動に取り組んだ。

具体的には、法の趣旨や移管された休眠預金等についても預金者等が返還請求を行えること等について国民に周知を図るため、広報ポスターを作成し金融機関等に配布した。また、金融庁ホームページにおいてウェブサイトを新たに開設し、預貯金者の方などのためのQ&A等を掲載したほか、政府広報として新聞広告の掲示等を行った。

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第6条、第7条）、傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料5-1-1～2参照）

II 平成29事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

(1) 第39回総会・第27回金融分科会合同会合（29年11月16日開催）

審議会に対して、「情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討」及び「企業情報の開示・提供のあり方に関する検討」に関する諮問が行われ、「金融制度スタディ・グループ」及び「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置された。（資料5-1-3参照）

また、29年11月に公表された「金融行政方針」について事務局より説明がなされた。

2. ワーキング・グループ等

(1) 金融制度スタディ・グループ

29年11月以降、9回にわたり、同一の機能・リスクには同一のルールを適用するとの考え方の下、現在、基本的に業態別となっている金融規制体系をより機能別・横断的なものにするについて審議を重ね、30年6月19日、「中間整理」がとりまとめられた。（資料5-1-4～5参照）

(2) ディスクロージャーワーキング・グループ

29年12月以降、8回にわたり、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示・提供のあり方について審議を重ね、30年6月28日、報告書がとりまとめられた。（資料3-3-1～2参照）

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下、「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣（金融庁長官）の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる普通保険約款等の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命される。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命される。

会長は委員のうちから互選により決定される。平成30年1月に会長は交代し、現会長は藤田友敬氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況（資料5-2-2参照）

30年1月24日に、第138回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた料率改定の必要性等について審議が行われた。

第138回自動車損害賠償責任保険審議会においては、損害保険料率算出機構から29年度料率検証結果が行われ、この報告では、29年度の損害率（注）は104.5%、30年度では104.0%となっており、29年4月の基準料率改定を行った際に予定していた損害率105.9%と比較すると、29年度で▲1.3%、30年度で▲1.8%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

そのほか、第138回自賠審においては、自動車安全特別会計、民間保険会社、JA共済それぞれにおける29年度の自賠責保険運用益の用途について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：平松一夫 関西学院大学名誉教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料5-3-1参照）

II 平成29事務年度の審議状況

1. 企業会計審議会

29年9月8日、30年7月5日に企業会計審議会が開催され、それぞれ会計・監査をめぐる動向について審議が行われた。

29年9月8日開催の企業会計審議会においては、会計基準の品質向上に向けた取組みについて、IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から報告が行われた。

会計監査に対する信頼性向上に向けた取組みについては、「監査報告書の透明化」について、同年6月に公表した関係者間での意見交換のとりまとめ内容及び諸外国の導入状況の説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、会計監査の透明性を向上させていくことが必要とされ、監査部会において、今後、審議を行うこととされた。

30年7月5日開催の企業会計審議会においては、監査部会において審議が行われていた「監査報告書の透明化」について、監査部会における審議の状況及び改訂監査基準案の内容について説明を踏まえ、監査基準の改訂に関する意見書がとりまとめられた。

会計基準の品質向上に向けた取組みについては、IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から報告が行われた。

2. 監査部会（部会長：伊豫田隆俊 甲南大学共通教育センター教授）

29年10月以降、5回にわたり「監査報告書の透明化」について審議を行い、30年5月に監査基準の改訂の公開草案を公表した。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度を改善するため、消費者団体、業界団体・自主規制機関及び関係行政機関等の担当者が参画する協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5-4-1参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、以下のとおり。

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、これまで55回の協議会を開催してきた。

1. 第54回金融トラブル連絡調整協議会

30年1月11日、第54回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（29年度上半期）及び「高齢者・障害者事案への対応」等について報告・意見交換等を行った。（資料5-4-2参照）

2. 第55回金融トラブル連絡調整協議会

30年6月27日、第55回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（29年度）及び「迅速かつ誠実な苦情処理手続に向けた指定紛争解決機関の役割」等について報告・意見交換等を行った。（資料5-4-3参照）

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の新しい経済政策パッケージにおける金融庁の取組み

I 経緯等

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）は、我が国の経済の成長軌道を確認なものとし、持続的な成長を成し遂げるため、2020年に向けて、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうべく、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として策定された。

II 金融庁関連の施策

「新しい経済政策パッケージ」の「生産性革命」部分においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

○ 中小企業等を支援する機関の機能強化

- 金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価融資や生産性向上に向けた経営支援（経営者保証ガイドライン等の活用を含む）に十分に取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す。
- ・ 金融機関の発揮状況を表す客観的な指標群（KPI）の来年夏までの策定・公表
- ・ 地域経済活性化支援機構（REVIC）・日本人材機構による人材・ノウハウ支援
- ・ 適切な役割分担の下での公的・民間金融の連携・協力の推進
- ・ 金融機関とREVIC等の協働によるエクイティ資金の供給などの施策の強化。
- ・ 将来にわたる地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮のため、地域金融機関に対する検査・監督の強化
- ・ 金融機関の競争の在り方等について早期に検討を開始

○ コーポレート・ガバナンス改革

- 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での検討を踏まえ、2018年6月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組みを促すための「ガイドダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
- ・ 経営環境の変化に応じた、事業からの撤退・売却を含む、事業ポートフォリオの機動的な組替えなどの果敢な経営判断
- ・ 内部留保とともに増加傾向にある企業が保有する現預金等の資産の設備投資、研究開発投資、人材投資等への有効活用
- ・ 独立した指名・報酬委員会の活用を含め、CEOの選解任・育成及び経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、並びに、経営陣に対する独立社外

取締役による実効的な監督・助言

- ・ 政策保有株式の縮減に関する方針の明確化及び政策保有株式の縮減・売却に対する「保有させている側」の理解
- ・ 企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の発揮及び母体企業による支援

○ 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

③金融・商取引分野

- 金融商取引関連法制について、イノベーションの促進と利用者保護のバランスをとりつつ、現在の業態別の法体系を機能別・横断的なものにするための検討に、2017年度中に各省庁連携して着手する。
- 利用者利便の向上や企業の成長力強化、キャッシュレス社会の実現に向けて、FinTechの活用を促進するための方策についても検討を進める。

(参考:「新しい経済政策パッケージについて」の構成)

第1章 はじめに

第2章 人づくり革命

1. 幼児教育の無償化
2. 待機児童の解消
3. 高等教育の無償化
4. 私立高等学校の授業料の実質無償化
5. 介護人材の処遇改善
6. これらの施策を実現するための安定財源
7. 財政健全化との関連
8. 来年夏に向けての検討継続事項
9. 規制制度改革等

第3章 生産性革命

1. 中小企業・小規模事業者等の生産性革命
 - ・ 中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げの環境の整備
 - ・ 事業承継の集中支援 等
2. 企業の収益性向上・投資促進による生産性革命
 - ・ 賃上げ及び設備・人材投資の加速
 - ・ コーポレート・ガバナンス改革 等
3. Society 5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命
 - ・ 規制の「サンドボックス」の制度化
 - ・ 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革
 - ・ イノベーション促進基盤の抜本的強化
 - ・ Society 5.0のインフラ整備 等

第4章 現下の追加的財政需要への対応

第2節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

1. 経緯

政府は昨年末、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）を策定し、2020年までの3年間に生産性革命・集中投資期間とし、大胆な税制、予算、規制改革などあらゆる施策を総動員することとした。

更に、その後の半年間の検討を踏まえて各種の施策の着実な実施を図りつつ、これまでの成長戦略のスコープとタイムフレームを広げて、第4次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society5.0」を本格的に実現すべく、これまでの取組の再構築、新たな仕組みの導入を目的として、「未来投資戦略2018」が策定された（30年6月15日閣議決定）。

2. 金融庁関連の施策（資料6-2-1参照）

「未来投資戦略2018」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（1）FinTechの推進等

- ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進
 - ・ IT技術を活用して、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う取組（RegTech）として、ブロックチェーン技術等を用いて金融機関が共同で本人確認を行うためのインフラ構築に向けた検討
- 金・商流連携等に向けたインフラの整備
 - ・ 企業の財務・決済プロセスの高度化
（全銀EDIシステムの稼働・送金電文の全面的XML化、手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化等）
- イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し
 - ・ 業態ごとの金融・商取引関連法制を機能別・横断的な法制に見直すことに関して、法整備に向けた基本的な考え方につき、本年度中に中間整理の取りまとめを目指す

（2）投資促進、コーポレートガバナンス改革等

- コーポレートガバナンス改革
 - ・ コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討
- 情報開示及び会計・監査の質の向上
 - ・ 企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来

年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施

- ・ 国際会計基準（I F R S）の任意適用企業の拡大の促進、会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組の検討
- 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進
 - ・ 「顧客本位の業務運営」の確立と定着
 - － 金融機関間で比較可能な共通K P Iの公表等を通じた、金融機関の取組みの「見える化」の促進
 - ・ 家計の安定的な資産形成の促進
 - － 官民における「職場つみたてN I S A」の導入の促進
 - ・ 高齢社会における金融サービスのあり方の検討
 - － 金融機関による、老後の資産の有効活用に適した商品等の提供、高齢者が安心して資産を有効活用できる環境整備

（3）中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

- 金融仲介機能の適切な発揮
 - ・ 金融機関が、担保・保証に過度に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す
- 人材・ノウハウ支援の強化
 - ・ 地域経済活性化支援機構（R E V I C）や日本人材機構による人材・ノウハウ支援を通じた地域金融機関の企業支援能力の強化
- 競争の在り方の検討
 - ・ 地域における人口減少等による需要減少等、経済・社会構造が大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る

（参考：「未来投資戦略2018」の構成）

第1 基本的視座と重点施策

第2 具体的施策

I 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[2]経済活動の「糧」が変わる

2. FinTech／キャッシュレス社会の実現

3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

II 経済構造革新への基盤づくり

[2]大胆な規制・制度改革

1. サンドボックス制度の活用と縦割り規制からの転換／プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

Ⅱ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

1. 経緯

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（30 年 6 月 15 日閣議決定）が取りまとめられた（骨太の方針）。

2. 金融庁関連の施策

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている

（1）「経済活動の糧」関連プロジェクト

- ・ 現行の金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し、ブロックチェーン技術、タイムスタンプ等を用いて簡易かつ高セキュリティな本人確認手続を可能とする仕組みの構築、簡易かつ高セキュリティな決済の仕組みを確保しつつ、二次元コード（QRコード等）のフォーマットに係るルール整備等を図るなど FinTech・キャッシュレス化を推進する。

（2）大胆な規制・制度改革

- ・ 地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが変化していることを踏まえ、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、2018 年度中に結論を得る。

（3）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

- ・ 経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させるとともに、商工会・商工会議所・よろず支援拠点などの支援機関による支援内容の充実などに取り組む。

（参考：「経済財政運営と改革の基本方針 2018」の構成）

第 1 章 現下の日本経済

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

2. 生産性革命の実現と拡大

（1）「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

③ 「経済活動の糧」関連プロジェクト

（4）経済構造革新への基盤づくり

② 大胆な規制・制度改革

6. 地方創生の推進

（2）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

第 3 章 「経済・財政一体改革」の推進

第 4 章 当面の経済財政運営と 2019 年度予算編成に向けた考え方

Ⅲ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）

1. 経緯

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、26年12月に、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度、必要な見直しを行っている。今年度においては、29年12月に「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2017改訂版）」（29年12月22日閣議決定）が策定された。また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）が策定された。

2. 金融庁関連の施策

「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2017改訂版）」における金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

- ・ サービス産業の生産性向上
- ・ ローカルベンチマーク等の整備
- ・ リスク性資金の充実に向けた環境整備
- ・ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
- ・ 円滑な事業整理のための支援
- ・ 地域の未来につながる地域未来牽引事業の促進
- ・ 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

（参考：「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」の構成）

I. 基本的な考え方

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

III. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

（1）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（ア）生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組み

C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

（4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（ア）まちづくり・地域連携

A 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

IV. 地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

IV 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）

1. 経緯

「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府自らが徹底的にデジタル化に取り組む行政サービスのデジタル改革を起点として、各種施策・改革を実行・促進し、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築することを目指して、昨年5月に策定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（29年5月30日閣議決定）の全部を変更し、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定された（30年6月15日閣議決定）。

2. 金融庁関連の施策

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の「施策集」における、金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

（1）金融分野におけるデータの利活用の推進

- ・ 引き続き金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を促す。

（2）住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- ・ 引き続き銀行等において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。

（3）銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）

- ・ 今後は、平成32年6月までにオープンAPIを導入した銀行数が80行程度以上を目標に、モニタリング等により、各金融機関における上記施策の着実な取組の実施を促進。

（4）事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進

- ・ 今後は、より多くの企業にXML電文が利用されるよう企業向けの周知広報を行い、金融EDIと商流EDIの連携を推進するとともに、平成32年度までのXML電文への全面的移行に向けての取組を着実に実施。

第3節 金融に関する税制

平成30年度税制改正要望にあたり、

- ・ 家計の安定的な資産形成の実現
- ・ 金融のグローバル化への対応
- ・ その他の重要項目

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成30年度税制改正大綱（29年12月22日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（資料6-3-1参照）。主要な項目は以下のとおり。

1. NISAの利便性向上

NISAについては、更なる普及・促進を図る観点から、以下の措置が講じられた。

- ・ NISA（一般NISA、つみたてNISA）の口座開設申込時に、即日で口座を開設し、同日に買付けることを可能とする。具体的には、税務署での二重口座確認前に、NISA口座を開設できる簡易届出の仕組みを創設。税務署は、事後的に二重口座の確認を行い、結果を金融機関に連絡することとし、仮に二重口座であった場合には、金融機関は、NISA口座で買付けていた商品を、開設当初に遡及して一般口座へ移管する。
- ・ 非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続を経ずに当該特定口座に移管されることとする（別途の届出により、一般口座に移管することも可能。）。

2. 公募投資信託等の内外二重課税の調整

公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、更に国内で源泉所得税が課されていた。このような内外での二重課税が生じないように、公募投資信託等を経由して支払った外国税は、当該公募投資信託等の分配金に係る源泉所得税の額から控除できることとする措置が講じられた。

3. 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

28年に一部の金融商品間の損益通算が認められたところ、デリバティブ取引や預貯金については損益通算が認められていなかったため、29年に引き続き、デリバティブ取引等の金融所得課税の一体化を要望。投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成30年度与党税制改正大綱においては、以下の内容が盛り込まれ、今後の検討課題とされた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

4. 外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直し

平成29年度税制改正においてCFC税制について抜本的見直しが行われたが、外国金融持株会社が、外国政府の出資規制により傘下の子会社株式を50%超保有できない場合や、保険会社が英国ロイズ市場等において活動する場合等、海外の様々なビジネスの実態を踏まえ、CFC税制の合算対象とならないよう所要の措置が講じられた。

5. 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の延長

諸外国との税制上のイコールフットィングを図り、国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税措置の適用期限が、3年（2021年3月31日まで）延長された。

6. 相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し

外国高度専門人材を日本に呼び込む観点から、一時的に国外に住所を移した後に贈与を行う場合を除き、日本に長期間住所を有していた外国人が、出国後に行った相続・贈与については原則として国内財産のみを課税対象とする措置が講じられた。

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

平成29事務年度においても、「規制改革推進会議」やその下に設置された行政手続部会・5つのWG等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、例年同様、これを踏まえた政府の方針である「規制改革実施計画」が取りまとめられ、閣議決定された（30年6月15日）。

なお、この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25年3月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

2. 29年までに閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

(1) 「規制改革実施計画」（25年6月14日、26年6月24日、27年6月30日、28年6月2日、29年6月9日の閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

- ・ 外国口座管理機関に係る申請手続を行う者の負担軽減を含む利便性向上の観点から、29年6月30日付で金融庁ウェブサイト到手続案内や参考様式等（英語版を含む）を掲載し、受入れ可能な書類の明確化等を図るとともに、各指定国内上位機関に個別周知を行った。
- ・ 銀行及び銀行持株会社がIFRS（International Financial Reporting Standards）等を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもIFRS等に対応できるよう、所要の改正を定める銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第49号）を制定（29年11月10日公布・施行）。
- ・ 自己資本比率の開示規制について、主要項目以外の項目に係る銀行単体での開示を緩和する、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第7号）等の一部改正告示を29年12月11日公布（30年3月31日施行）。
- ・ 金融機関が設置する保育所における当該金融機関グループ企業の役職員以外の子供の受入れについての法令解釈を、各業界団体を通じて、金融機関に対して周知。

(2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・ 金融機関が所有する事業用不動産の賃貸等及び金融機関子会社による不動

産のリース業務に係る監督指針の改正（29年9月28日）。

「規制改革ホットライン」に寄せられた提案の内、以下の事項について関係政府令の見直しを行い、30年6月にパブリックコメント手続を開始した。

- ・ 当座預金業務を営む金融機関等の店舗における休日承認の解禁
- ・ 銀行代理業者等が所属銀行等のディスクロージャー誌を縦覧に供する手続きの簡素化
- ・ 銀行代理業者等と所属銀行等に課せられた書面交付義務の緩和
- ・ 金融機関等が金融商品を扱う特定窓口の設置義務の廃止等
- ・ 金融機関等の共同店舗について、遮断壁や間仕切りを設けずとも、顧客情報保護のために必要な措置を講じれば良いことなどを明確化
- ・ 金融機関等がディスクロージャー誌の縦覧を開始した際の届出義務を廃止
- ・ 信用金庫及び信用組合による資金の貸付先について、転入予定者への資金供給を容易化
- ・ 信託契約代理業に係る登録申請書及び変更届出書の簡素化

3. 30年6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

政府としては、引き続き、規制改革推進会議において行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、「規制改革推進に関する第2次答申」（29年11月29日）、「規制改革に関する第3次答申」を踏まえて、「行政手続コストの削減」、「農林」、「水産」、「雇用・保育」、「医療・介護」、及び「投資等」及び「その他の重要課題」の重点分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された（30年6月15日）。

なお、「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管の主な施策として盛り込まれているものは下記のとおり。

6. 投資等分野

(10) 金融・資金調達に関する規制改革

- ・ 譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組
- ・ クラウドファンディングに係る規制改革

(12) その他民間事業者等の要望に応える規制改革

- ・ 金融商品取引業者等による広告等における法定記載事項の緩和
- ・ 貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関する規制緩和
- ・ 認定経営革新等支援機関における行政手続の簡素化

4. 行政手続コスト削減に向けた基本計画の見直し

29年6月に策定・公表された「行政手続コスト削減に向けた基本計画」について、29事務年度の規制改革推進会議行政手続部会における、行政手続コストの削減に向けた議論等を踏まえ、当該基本計画の改定が実施された。

金融庁においても、基本計画を改定するとともに、32年までに20%以上の行政手続コスト削減を達成するための、主要手続におけるコスト削減の効果見通しを示した。

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法（26年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

2. 本制度の実績

29事務年度においては、金融庁が事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望はいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としても、事業所管省庁から照会等はなかった。

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

1. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの策定

金融庁においては、成長戦略の一環として、

- ① 平成26年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
- ② 27年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が設置され、29年5月には、同会議の公表した「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を受け、スチュワードシップ・コードを改訂した。

2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。(資料6-5-1参照)

- ① 独立社外取締役を2名以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において9割を超える。
- ② 政策保有株式について、金融機関と事業法人ともに保有が減少しつつあるものの、事業法人における減少は緩やかなものに留まっている。
- ③ 個別の議決権行使結果の公表を実施する機関投資家が大きく増加している。

II 改訂版スチュワードシップ・コードへの対応について

1. 改訂の概要

機関投資家と企業の建設的な対話を促す観点から、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化するとともに、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すため、スチュワードシップ・コードを改訂。

2. 改訂版コードへの対応

30年6月末時点で、受入れ機関の約9割(229機関のうち202機関)が改訂内容に対応した公表項目の更新を行った他、30年に入り新たに5つの企業年金が受入れを表明する等、機関投資家による対応が進んでいる(資料6-5-2参照)。

具体的には、以下のような取組みが見られる。

(1) アセットオーナーによるスチュワードシップ活動

改訂版スチュワードシップ・コードでは、アセットオーナーに対し、

- ① アセットオーナーによる実効的なスチュワードシップ活動
- ② アセットオーナーがスチュワードシップ活動に関して運用機関に求める事項や原則の明示
- ③ 運用機関に対する実効的なモニタリング

といった取組みが求められているところ、公的年金等において、それぞれに対応する形でスチュワードシップ活動の方針の見直しが行われた。

(2) 利益相反の管理

利益相反を回避する方策として、過半数を社外取締役とする第三者委員会を設置し、議決権の行使結果を監督するとしている例が多く見られるほか、法人営業部門から運用部門への人事異動制限等を設けている例も見られる。

(3) 個別の議決権行使結果の公表

ほぼ全ての国内大手運用機関を含む70を超える機関が公表を実施しており、一部機関においては賛否の理由も公表している。また、アセットオーナーの多くが、運用受託機関に対して個別の議決権行使結果の公表を要請する旨を明示している。

Ⅲ コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について

1. 経緯

コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られる一方で、多くの企業において、コーポレートガバナンス・コードへの形式的な対応が進んではいないものの、実質的には、なお経営陣による果断な経営判断が行われていないのではないかと等々様々な課題が指摘されている。投資家についても、企業との対話の内容が依然として形式的なものに留まっており、企業に「気づき」をもたらす例に限られているとの指摘がなされている。

こうした指摘を踏まえ、フォローアップ会議において、政府の「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）に沿って、対話の際に重点的に議論することが期待される事項をとりまとめたガイドラインを策定するとともに、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行うことが提言され、30年6月に「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定とコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われた（資料6-5-3～6参照）。

2. 改訂版コーポレートガバナンス・コードおよび対話ガイドラインのポイント

改訂版コーポレートガバナンス・コードと対話ガイドラインのポイントは以下のとおり（資料6-5-7参照）。

- ・ 企業が自社の資本コストを的確に把握し、事業ポートフォリオの見直し等の果断な経営判断を行うこと
- ・ 企業が設備投資・研究開発投資・人材投資等への経営資源の配分を戦略的・計画的に行い、手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針を策定・運用すること
- ・ CEOの選解任について、独立した指名委員会の活用等を含め、客観性・適時

性・透明性ある手続きを確立すること

- ・ 取締役会の構成に関し、取締役会が全体としてその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を十分備えるとともに、ジェンダーや国際性等の多様性を確保すること
- ・ 政策保有株式について、企業が政策保有に関する方針を明確化し、保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証を行うとともに、自社の株式を政策保有株式として保有している会社から当該株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げないこと
- ・ 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮の観点から、母体企業が企業年金に対して、運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置する等の取組みを行うこと
- ・ 企業がいわゆる「ESG 要素」も含め、非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきであること

第6節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（資料6-6-1～5参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。同年10月26日、24年1月25日、同年12月19日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料6-6-6～8参照）

29事務年度においても、引き続き、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告、テレビCM等）、住宅再建ワンストップ相談会の開催など、より効果的な周知広報となるよう、様々な施策を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（30年6月30日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,880件
- ・ 債務整理に向けて準備中：4件
- ・ 成立件数：1,369件

2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、29年11月10日に公表した「平成29事務年度金融行政方針」においても、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

加えて、30年2月に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が改正され、

機構の被災事業者に対する支援決定期間が平成 33 年 3 月 31 日まで延長されたことを受けて、金融機関に対し、同機構の積極的な活用を検討することや、被災事業者の事業再生計画の遂行について、主体的かつ継続的に支援を行うことを要請した。

(参考)

(30 年 6 月 30 日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設 立	23 年 11 月 11 日	23 年 12 月 27 日	23 年 12 月 28 日	23 年 11 月 30 日	24 年 3 月 28 日
買取決定	110 先	142 先	49 先	20 先	16 先

東日本大震災事業者再生支援機構	
設 立	24 年 2 月 22 日
支援決定	737 先

II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等の平成 29 年 3 月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年 9 月 4 日に、同年 9 月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については 30 年 3 月 30 日に報告内容を公表した。

第7節 平成28年熊本地震への対応

平成28年熊本地震への対応として、金融庁は、平成28年4月15日に、熊本県内の関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請した。また、被災地の復興を進めていく観点から、29事務年度においても、引き続き、以下のような対応を行い、被災者や被災企業の支援を行っている。

- ・ 自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下この節において「ガイドライン」という。）（注）の運用支援として、被災者がガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を実施するとともに、ガイドラインの周知広報を実施
- ・ 28年7月に、REVICと地域金融機関等が連携して設立した、被災事業者の復旧・復興支援等を目的とした「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用の促進を通じて、震災からの復旧・復興支援を実施

金融庁としては、引き続き、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（28年4月より適用開始）。（資料6-7-1～3参照）

（参考） 1. ガイドラインの運用状況（30年6月30日時点）

- ・ 登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：774件
うち、手続き中の件数：200件
うち、特定調停の申立てに至っている件数：10件
- ・ 債務整理成立件数：254件

2. REVICの熊本地震対応ファンドの取組状況（30年6月30日時点）

- ・ 熊本地震事業再生支援ファンドの実行件数：9件
- ・ 九州広域復興支援ファンドの実行件数：7件

第8節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、平成27年3月24日、27年度から31年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の中で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の29年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、30年6月12日、「平成29年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、30年7月22日、工程表が改定された。

III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料6-8-1参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

- ③ 詐欺的な事案に対する対応
- ④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備
- ⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に

関する制度の見直し

- ⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用
- ⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
- ⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者についての対応

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

- ① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
- ④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

- ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
- ⑥ 学校における消費者教育の推進
- ⑦ 地域における消費者教育の推進
- ⑪ 金融経済教育の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

- ⑤ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営
- ⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等
- ⑨ 多重債務問題改善プログラムの実施
- ⑬ 成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国の組織体制の充実・強化

- ⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第9節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、平成27年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（28年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。（28年4月1日施行）

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（28年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、各社の取り組み状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取り組み状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取り組みを促した。

第10節 金融経済教育の取組み

I 経緯・概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等において、その重要性が述べられており、金融庁としても様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進している。

特に、平成29事務年度において、国民に適切な金融経済教育を推進することが国連が定めた持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも資するものであることから、金融経済教育の推進が政府の「拡大版SDGsアクションプラン2018」に盛り込まれた。

- ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日、金融庁)
- ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日、金融庁・財務省)
- ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日、金融庁・財務省)
- ・消費者基本計画(27年3月24日、閣議決定)
- ・日本再興戦略2016(28年6月2日、閣議決定)
- ・未来投資戦略2017(29年6月9日、閣議決定)
- ・拡大版SDGsアクションプラン2018(30年6月15日 持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合決定)

II 具体的な取組状況

(1) 金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、25年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された(有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画)。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、26年6月に策定した(27年6月に改訂)。

29事務年度においては、第10回(29年12月4日開催)、第11回(30年6月8日開催)の推進会議において、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材の整備等について議論を行った。

(2) 大学における金融経済教育

大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、26年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施(資料6-10-1参照)。

27年度：5大学で実施

(東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学)

28年度：8大学で実施

(東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学)

29年度：10大学で実施

(前期：東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学)

(後期：武蔵野大学、金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学園大学、大学コンソーシアム大阪)

30年度：11大学で実施

(前期：青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京経済大学)

(後期(予定)：明星大学、武蔵野大学、相山女学園大学、大学コンソーシアム大阪、専修大学、学習院大学)

(3) 小・中・高の各学校段階における出張授業の試行実施

中学及び高校の学習指導要領の改訂を含め、学校における金融経済教育がますます重要になっていることから、国立大学附属の小学校、中学校及び高校(福島大学附属小学校、福島大学附属中学校及び大阪教育大学附属高等学校平野校舎)において、資産形成等を内容とする金融経済教育の出張授業を試行的に実施した。

(4) ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害や未公開株取引等に関するトラブルについて金融庁としても被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布するなど、様々な手段で注意喚起を行っている。

また、家計の安定的な資産形成を促進するため、NISA推進・連絡協議会とともに、初心者向けの実践的な投資教材として「つみたてNISA早わかりガイドブック」を作成したほか、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」を制作した。(資料6-10-2参照)

(5) 金融経済教育に関するシンポジウムの開催

地域住民を対象に、つみたてNISAの活用等を通じた安定的な資産形成に

ついて理解を深めることを目的とした「安定的な資産形成について考えるシンポジウム」を、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市の計5箇所で開催した。

(6) 成年年齢の引下げを契機とした取組み

30年6月、成年年齢の引下げ等を内容とする民法の改正法案が国会で成立したが、これに先立ち、30年2月に、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定した。同プログラムには、高等学校における消費者教育の推進として、消費者教育教材の開発・高度化や金融実務経験者の学校教育現場での活用等が盛り込まれている。(資料6-10-3参照)

(7) 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(29年度 17件)。(資料6-10-4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

(8) 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(29事務年度 後援22件、共催1件)。(資料6-10-5参照)

(9) 外部の知見の適切な活用

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談(予防的なガイド)」を開設し、29事務年度は569件の相談を受け付けた。

第11節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

I 顧客本位の業務運営に関する原則

1. 経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、平成29年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」）」を策定・公表した。

併せて、『「原則」の定着に向けた取組み』を公表し、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みを示した。

2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

(1) 原則採択金融事業者の公表

金融事業者の顧客本位の業務運営に向けた取組みの「見える化」を促進する観点から、原則を採択し、取組方針やKPIを策定・公表した金融事業者を四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表した。原則を採択し、取組方針を策定・公表した金融事業者は、30年6月末現在で1,426社（KPIを策定・公表している金融事業者は347社）となっている。また、公表の際には、各金融事業者の販売方針等を踏まえ、その目指す販売等の方向が相当程度端的に示されていると考えられるKPIを好事例として紹介し、金融事業者による取組みを促した。

(参考) 当庁が好事例として挙げた主なKPI（30年6月時点）

投資信託の運用損益別顧客比率、投資信託の販売額上位商品、その販売額/構成比、投資信託における長期・積立・分散投資の状況 等

(2) 投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの公表

長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを「見える化」することは、顧客が良質な金融事業者を選ぶ上で、有益であると考えられることから、自主的なKPIの好事例やモニタリング結果を踏まえ、30年6月、投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを公表した（資料6-11-1~3）。

(参考) 比較可能な共通KPI（30年6月時点）

- ①運用損益別顧客比率
- ②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン
- ③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

II つみたてNISAの普及・利用促進について

家計の安定的な資産形成を進める上で、長期・積立・分散投資の定着を促してい

くことは重要である。この観点から、30年1月から導入されたつみたてNISAの普及・利用促進を図るため、下記の取組みを行った。

1. 職場つみたてNISAの導入・普及

少子高齢化の進展等を踏まえ、バランスの取れたポートフォリオによる安定的な資産形成を進めていくことの重要性が高まっているが、現役世代にとって、「きっかけがない」、「方法がわからない」、「時間が無い」等の理由から、投資を通じて資産形成に取り組むことは必ずしも容易ではないことが指摘されている。

こうした層に対して資産形成を促すためには、投資を開始するきっかけを職場など身近な場で得られるような環境を整えることが望ましい。そこで、29年10月、各府省・地方自治体、更には民間企業における普及も視野に、まずは金融庁において「職場つみたてNISA」を導入する旨を公表した。これは、つみたてNISAやその取扱金融機関に関する情報提供や、職場での投資教育を行うことによって、職員の安定的な資産形成を支援する取組みである。(資料6-11-4参照)

さらに、同年12月には、各府省・地方自治体・民間企業が、「職場つみたてNISA」を導入する際の参考となるよう、金融庁の職場つみたてNISA取扱規程、運営要領等を公表した。

金融庁における職場つみたてNISAの導入を契機に、内閣人事局からは、29年11月に、各府省に対して同様の取組みを促す文書が発出された。高齢社会大綱(平成30年2月16日閣議決定)においては、「地方公共団体や企業における取組を促していく等の観点から、まずは国家公務員がつみたてNISA等を広く活用するよう、職場つみたてNISA等の枠組みを導入し、積極的なサポートを行うなど、政府として率先して取組を進める」とされた。現在、既に厚生労働省や財務省など一部の省庁において、「職場つみたてNISA」に関する取組みが開始されている状況にある。

また、東京都など、一部の地方自治体でも、職員向けのセミナーを開催する等の取組みが進められている。こうした状況を受け、30年6月には、金融庁及びiDeCoを所管する厚生労働省からの依頼を受け、同様の取組みが他の地方自治体にも広がるよう、総務省から全国の地方自治体に通知が行われた(資料6-11-5参照)。

これに加えて、「職場つみたてNISA」が全国の地方自治体や企業にも普及するよう、各財務局での企業等向け説明会の開催(30年3月～6月に全11ヶ所)等を通じて働きかけを行った。

2. 投資教育

29年9月、つみたてNISAの導入に当たって、NISA推進・連絡協議会とともに、初心者向け投資教材「つみたてNISA早わかりガイドブック」を作成し、金融機関をはじめとする民間企業、ファイナンシャルプランナー等の個人に配布した。また、30年4月には、国民の安定的な資産形成を促進することを目的

として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」を制作した。(資料6-11-6参照)

3. 新たな情報発信チャネルの活用

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場(つみたてNISA Meet up)を全国で実施(東京で8回、地方で14回)。この中には、都道府県の銀行協会や日本証券業協会と連携して開催したものもあり、官民の連携を通じて、個人投資家の裾野拡大に資する取組みを行っている。(資料6-11-7参照)

若年世代の投資未経験者層が投資に関心を持つきっかけになるよう、つみたてNISAキャラクター「つみたてワニーサ」を、デザインを一般公募し作成。金融庁ホームページでの情報発信に加え、「つみたてワニーサ」の金融庁公式ツイッターアカウントによる情報発信も行っている。(資料6-11-8参照)

Ⅲ 高齢社会における金融サービスのあり方

1. 背景

我が国の高齢化率は世界で最も高い水準となっており、更に高齢化率が上昇していくことが見込まれる中で、退職世代等が老後に不安なく豊かな消費生活を送ることができる環境を整えていくことが重要である。

2. 実績

学識経験者、シンクタンク、金融機関、業界団体等へヒアリングを行いながら、高齢化が進行する現状や退職世代等が抱える課題について整理した「高齢社会における金融サービスのあり方」を中間的にとりまとめ、30年7月3日に公表した。(資料6-11-9参照)

長寿化の進展、これに伴う退職世代等の保有する金融資産割合の増加、資産構成の現預金への偏重等による金融資産の伸び悩み、資産寿命の延伸をはじめとする様々な課題への対応することが必要となるが、高齢社会における金融サービスのあり方を検討するにあたっては、退職世代等の多様性やかかつて標準的と考えられてきたモデルが空洞化している現状を踏まえて行うことが重要となってくる。

当該とりまとめでは、上記の課題や指摘事項への対応として、

- ① 就労・積立・運用の継続による所得形成、
- ② 資産の有効活用・取崩し、
- ③ 長生きへの備え、資産承継、
- ④ 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備、

の4つの視点から更に検討を進めることとしている。

第12節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（平成27年7月2日公表）に基づき、官民が一体となって金融機関のサイバーセキュリティ向上のための取組みを推進しているところ。

29事務年度は、主に以下について重点的に取り組んだ。

1. サイバーセキュリティ対策に係る実態把握

27年の「取組方針」公表以降、地域金融機関を中心に、証券会社、保険会社等の幅広い業態にわたる200先を超える金融機関に対しサイバーセキュリティ対策に係る実態把握を実施してきた（注）。

29事務年度においては、信用金庫・信用組合及び中小証券会社等に対して実態把握を行うとともに、業界全体の底上げを図るために、協同組織中央機関・協同センター等との対話を実施した。

実態把握の結果、特に中小金融機関では、依然として、①サイバーセキュリティ対策の基礎となるサイバーセキュリティに着眼したリスク評価が不十分であり、自組織のどこにサイバーセキュリティに係るリスクがあるか特定できていない、②インシデント発生時のコンティンジェンシープランも未整備の状況にあることが判明した。このように、基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢の整備により、業界全体の底上げを図っていくことが大きな課題となっている。

このため、信用金庫・信用組合業態については、29事務年度に、金融庁も後押しし、信用金庫・信用組合のそれぞれの協同組織中央機関・業界団体が連携のうえ、リスク評価の手引書やコンティンジェンシープランのひな型を策定し、傘下金融機関に還元した。

（注）28事務年度までに、地方銀行、第二地方銀行については、全行の実態把握を実施済。

2. サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話

大手金融機関については、我が国金融システムの中核を担う3メガグループを中心に、これまで定期的な対話を通じて、継続的に議論を重ねてきた。こうした中、3メガバンクでは、サイバーセキュリティ対応能力をもう一段上げるため、より高度な評価手法として「脅威ベースのペネトレーションテスト」（注）の活用を進める等、一層の高度化に向けて相応の進展がみられたところである。

また、29事務年度には、金融庁において海外大手金融機関の取組みについて現地でのヒアリングを含め調査・分析を行い、3メガバンクとの間で海外の先進的な取組みを踏まえた対策の必要性について認識の共有を図り、更なる高度化に向けた対応を促した。

(注) 金融機関に対する脅威動向の分析を踏まえて作成した攻撃シナリオに基づく実践的な侵入テスト。

3. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II) の実施について
金融庁では、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、28年に続き29年10月に「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall) (注) を実施した。本演習には、101 金融機関が参加し、演習に向けた準備、演習への参加及び演習結果のフィードバックを通じて、インシデント対応能力の向上を図った。また、演習結果については、演習に参加していない金融機関の取組みに活用してもらうために、共通する傾向や課題等についてとりまとめ、業界全体に還元した。(資料6-12-1 参照)

一部の金融機関では、迅速かつ的確にインシデントに対応するための工夫を行う良好事例が認められたものの、総じてシナリオで提示された攻撃への対応に目が行きがちであり、シナリオで揭示された攻撃の裏で別の攻撃を受ける可能性を考慮した監視強化の実施等、インシデント発生時におけるより広い視野での対応に課題が認められた。

(注) Delta Wall : サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点 (Delta) + 防御 (Wall)。

4. 情報共有の取組み

金融機関の取組みを向上させ、金融業界全体のサイバーセキュリティを強化していくためには、金融機関自身の取組みである「自助」、金融庁等の当局の支援である「公助」だけではなく、金融機関同士で情報共有・分析を行う「共助」が非常に有効となる。

「共助」態勢の確立に向けて、一般社団法人 金融 ISAC (以下、「金融 ISAC」という。) 等の情報共有機関を活用した情報共有や取組みの高度化 (脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等) の意義について、金融機関に対して周知してきた結果、金融 ISAC への加盟が着実に進捗してきている (30年6月1日時点で正会員 355 社)。(資料6-12-2 参照)

一方で、一部の業態 (信用金庫・信用組合、中小証券会社) では加盟が停滞しており、引き続き、「共助」の有効性について浸透を図り、金融業界の共助態勢の確立に努めていく必要がある。

5. 国際的なサイバーセキュリティ強化の取組み

サイバー攻撃は、容易に国境を跨ぎ、その影響は金融システム全体に波及するおそれがあり、国際的にもサイバーセキュリティの確保は重要課題となっており、我が国も国際的な議論に参加・貢献してきている。

こうした中、G7 財務大臣・中央銀行総裁会議では、2015 年に「G7 サイバーエキスパートグループ」(注) を設置し、サイバーセキュリティに関する議論を重

ねてきた。2017年10月には、国際的なサイバーセキュリティ対策の評価に関する基本原則を示した「金融セクターのサイバーセキュリティの効果的な評価に関するG7の基礎的要素」を策定・公表した。

(注) G7各国の財務省、中央銀行、金融監督当局が参加。

第13節 明治150年関連施策

I 概要

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年の年に当てることから、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び日本の強みを再認識するため、各府省庁・地方公共団体・民間団体が「明治150年」に向けた関連施策を推進することとされた(28年12月 内閣官房「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議決定)。

II 金融庁の施策

1. 「明治150年」関連シンポジウムの開催(資料6-13-1参照)

江戸時代の金融制度の変遷も踏まえ、明治時代の金融制度の確立に向けた歩みとその果たした役割を概観すること等を目的として、30年9月6日に「明治150年」関連シンポジウムを開催することを公表した。

2. 明治期の金融制度確立等に貢献した人物に関する調査(資料6-13-2参照)

明治期の金融制度の確立等に貢献した人物3名(外山脩造、矢野恒太、アレキサンダー・アラン・シャンド)の活躍について、その活躍を改めて評価するため、委託調査を実施した。

3. 金融庁ウェブサイト等を使った広報の実施(資料6-13-3参照)

- ・ 金融庁ウェブサイト「明治150年関連施策 特設ページ」を開設し、上記1.及び2.の施策を紹介するとともに、業界団体の取組を紹介した(30年4月20日)。
- ・ 上記2.の人物調査の結果を基にパネルを作成し、金融庁2階広報スペースに展示した(30年5月~10月)。

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier 1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結していた。機構は、29年6月30日、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表し、その後凍結していた売却を再開。29年度は、立会内取引において、296億円を処分。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取再開等（21年3月9日公布、同年3月10日施行）

18年9月末までとされていた機構による株式買取期限を24年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

② 買取対象の拡大（21年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③ 買取期限の延長（24年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、29年3月末まで5年間延長した。

④ 買取期限の延長（28年12月2日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在するなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取

期限を、34年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、29事務年度（29年7月～30年6月末）において、機構は、573億円（買取再開後の累計13,748億円）の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 検査・監督のあり方の見直し

I 平成29事務年度の取組み

「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を29年12月に公表し、30年2月まで意見募集を行った。52の個人及び団体より282件の意見が寄せられ、下記の対話会での意見も踏まえ、必要な追記・修正を行い、同年6月に改訂後の検査・監督基本方針を公表した。

意見募集期間中に、全国11の財務（支）局単位で、全ての預金取扱金融機関（銀行・信金・信組・労金）、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し（のべ60回開催）、検査・監督基本方針の現場への浸透・課題の洗出しを行った。対話会で得られた意見は、30年3月に取りまとめて公表した。

また、金融機関と当局が共有すべきプリンシプルとして、健全性政策に関する考え方と進め方を整理した「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）（案）」を30年6月に公表し、意見募集を行った。

II 今後の取組み

検査・監督基本方針に基づき、検査・監督については、これまで実践してきたオン・オフ一体の継続的なモニタリングや優先課題の重点的なモニタリングといった手法を実施していく。また、対話については、分析したデータに基づきより客観的な議論を行うことで、双方がお互いに「気づき」を得るよう、また、議論を尽くして双方が同じ視点を共有できるよう留意しながら行っていく。

検査・監督基本方針に沿って、チェックリスト方式からプリンシプル・ベースの検査・監督への移行を定着させるにあたり、金融機関に対してモニタリングの方向性を明らかにする必要がある分野については、分野別の「考え方と進め方」や、その時々的重要な課題に対する今後の課題や着眼点等、特定の分野に関する具体的な基準等、様々な形で個別の分野における検査・監督の方針を整理し、公表していく。これらの方針について、財務局を含む現場への浸透を図るとともに、金融機関との対話の材料として、実際の検査・監督に活用していく。さらに、金融機関との対話を通じて問題意識を共有しつつ、対話で得られた好事例を取りまとめ、公表することにより、金融機関の自律的取組みを促していく。

特に、金融機関の貸出の分類・償却・引当については、よりの確に借り手の実情等の情報を把握し、それに基づく引当を可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」において議論・整理していく。

また、検査・監督におけるモニタリングの質・深度や当局の対応の適切性を確保するため、検査・監督のあり方については、今後も不断に見直しを行っていく。その際、検査・監督の個別の対応にかかる内部検証、検査・監督の品質にかかる外部評価の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的に必要な改善を図っていく。また、品質管理を含む一連の検査・監督のプロセス（リスクの特定、金融機関との対話、品質管理・PDCA等）を整理し、実践していく。

第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、検査・監督両局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。平成29事務年度は、28事務年度に引き続き、検査局・監督局に加えて企画部門や国際部門等を含めた金融庁全体の方針として、「平成29事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

II 金融行政方針に基づく29事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、金融行政方針では、

- ① 金融システムの安定/金融中介機能の発揮
- ② 利用者保護/利用者利便
- ③ 市場の公正性・透明性/市場の活力

のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指し、金融行政を行うこととしている。

これを踏まえ、金融中介機能の質の向上や金融システムの安定性維持といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の重点施策を実施した。

1. 預金取扱金融機関

(1) 3メガバンクグループ

- グローバルに活動する3メガバンクグループについて、世界経済・市場環境の変化への対応や金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮に向けた深度ある対話を行った（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

(2) 地域金融機関

- ビジネスモデルの持続可能性等に課題が認められる地域金融機関の課題解決や地域金融機関による金融中介機能の十分な発揮に向けた深度ある対話を行った（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

2. 保険会社

- 保険会社が社会・技術の変化に伴う新たな商品・サービスの可能性に対応し、成功事例を作っていくことは、持続可能なビジネスモデルの構築にもつながっていくものであり、新たな商品・サービスの開発に関しては、金融庁としても前向きに対応を行った。
- 生命保険会社は運用会社としての役割も重要であることから、リスク管理と一体となった資産運用の高度化等の取組みについて対話を行った。併せて、「スチュワードシップ

責任」を適切に果たすよう促した。

- 大手保険会社を中心として海外進出が増加していることを踏まえ、買収後の海外拠点は実効的に管理されているか等について、確認を実施。
- 金融機関代理店や一般の代理店を通じた販売活動が適切になされているかについて対話を実施。

3. 金融商品取引業者等

- 大手証券会社については、リスク管理の機能発揮状況や国内における「顧客本位の業務運営」の実践・定着状況、それらを支えるガバナンスについて深度ある対話を行う等、モニタリングを実施。海外においては、各業務の収益性の向上と中長期的な強みを確保していく観点から、グループ全体として、ビジネスの選択と集中を進めているが、海外業務の特性を踏まえたリスク管理の強化に向けた取組状況についてモニタリングを実施。
- 大手証券会社以外の証券会社全般については、規模・業務形態等における多様性を背景に、収益・顧客基盤の強化に向けた取組みは、進捗度合い・内容ともに様々であるが、顧客利益を十分考慮したビジネスモデルを確立していくことが重要であるため、そうした観点からモニタリングを実施。

第3節 業態横断的な金融モニタリング

I マクロプレーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

金融システムの安定性の観点から、世界経済・金融市場動向や金融機関を含む市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。その上で、当該分析結果を基に、オンサイト・オフサイトのモニタリングを通じて金融機関と対話を行い、金融機関自身によるリスク管理態勢の高度化を促進する等、金融システムの安定性強化に向けた取組みを行った。

II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

1. フィデューシャリー・デューティー

「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定以降、多くの金融機関が同原則を採択して取組方針を策定した。金融機関において真に顧客本位の業務運営が実現し、取組みの「見える化」等を通じて、良質な金融商品・サービスの提供に向けた金融機関間の競争が促されることが重要である。しかし、多くの金融機関は、必ずしも顧客本位でなく収益を優先して需要を掘り起こすプッシュ型のビジネスモデルとなっているとの指摘もある。これを踏まえ、金融機関が掲げている顧客本位の取組方針とその実践及び営業現場への浸透状況について、銀行の営業店におけるヒアリングも含め、実態の検証を行った。

2. コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

近年、デジタル化の進捗による競争環境の変化（例えば、ITプラットフォーム企業等の非金融企業グループ傘下で金融サービスが提供される等）やマクロ要因による経営環境の変化等により、同一の根本原因に起因するコンプライアンス・リスクが業態横断的に生じる可能性がある。また、利用者保護や市場の公正・透明等の観点から不適切な行為が実現し、金融機関の経営の健全性に影響を及ぼし得るような事例も見られる。このため、金融庁としては、金融機関のビジネスモデルを踏まえて、リスクとなり得る情報を幅広く察知・分析した上、将来の蓋然性も見据えたリスクの程度を評価する必要がある。

3. 内部監査の高度化

金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築することにより、業務の適切性や財務の健全性を確保し、金融システムの安定に寄与していくためには、ガバナンスが有効に機能していることが重要である。そのためには、内部監査部門が、リスクベースかつフォワードルッキングな観点から、組織種別の有効性等についての客観的・独立的な保証、アドバイス、見識を提供することにより、組織本の価値を高め保全するという内部監査の使命を適切に果たすことが必要であり、内部監査を高

度化していくことが求められている。

こうした観点から、大手金融機関等との間で、定期的な複数回の意見交換を実施し、内部監査の高度化に向けた認識の共有を図った。一方、地域金融機関における個別モニタリングの結果、経営への規律強化の観点からの監査を実施している等、一部で内部監査の高度化に向けた課題認められた。

4. 投資用不動産向け融資

アパート・マンションやシェアハウス等を対象とした投資用不動産向け融資については、以下のように、顧客保護等の観点から問題のある事例が確認されている。

① 金融機関及び悪質な持込不動産業者の双方が関与した、入居率や賃料、顧客の財産や収入の状況等についての改ざん

② 借り手にとって経済合理的でないその他の融資商品・預金・保険商品等の抱き合わせ販売

また、融資対象の不動産について相対的に高額の価格設定がなされ、顧客がその収入や財産状況に比して過大な債務を負うケースや、賃料を保証する不動産業者の経営状況が悪化することにより顧客への賃料保証が行えず、顧客が返済不能となるケース、その結果金融機関において損失が発生するといった信用リスク管理上の問題が確認されている。

これを踏まえ、シェアハウス融資に関する問題が発生した金融機関に対して、立入検査を開始し、実態把握に努めている。

5. マネー・ローンダリング

地政学的リスクや国際社会におけるテロの脅威等が高まっており、また、平成31年には第4次FATF対日相互審査も控えるなど、マネロン・テロ資金供与対策（以下、「AML/CFT」という。）の態勢整備が急務となる中、30年2月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を公表し、実効的なAML/CFTの基本的な考え方について明らかにした上で、金融機関等に対し、ガイドラインの記載とのギャップを分析し、当該ギャップを解消するための具体的な行動計画を策定・実施するよう要請した。さらに、3メガバンクグループにおいては他金融グループに比して、より堅牢な態勢をグループ・グローバルベースで構築することが求められることから、同年5月には3メガバンクグループ向けベンチマークを発出し、同様のギャップ分析と行動計画の策定を求めた。

ガイドラインの趣旨等に基づき、同年3月には金融機関等に対し、各社の取引実態及びAML/CFTの実施状況等に関する定量・定性情報について報告（取引等実態報告）を求めた。また、同月、全ての預金取扱金融機関と資金移動業者に対し、特に送金取引に係る窓口業務及び管理態勢の基本的な確認事項等（緊急チェックシート）を取りまとめ、その検証等の状況について報告をするよう求めた。

各金融機関等に対しては、実質的なリスクに着目する観点から、上記報告で求めた情報やモニタリングにおける定量・定性情報を集約し、各業態及び個別金融機関のリスクの所在とその統制状況の分析（リスクアセスメント）を行った上で、AML/CFTの高度化に向けた取組みを促した。また、上記施策の内容が、経営陣を含む金融機関等の様々な階層において理解・浸透されることが重要であるとの認識に基づき、業界団体や中央機関等と連携して、金融機関等の経営陣との直接面談、業界団体設置の専門部会等における実務担当者向け解説、財務局主催の地域金融機関等向けナ

ミナーでの講演等、様々な場面で、AML/CFTの必要性とあり方について働きかけを行う取組み（アウトリーチ）を実施した。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（30年9月26日公表）を参照。

第4節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（資料8-4-1参照）

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保すべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己

資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年8月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル3）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier1比率」及び「Tier1比率」を追加した（同年3月31日施行）。

	自己資本比率		措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 : 6%未満3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満4%以上	4%未満 2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	【普通株式等Tier1比率】 : 2.25%未満1.13%以上 【Tier1比率】 : 3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満2%以上	2%未満 1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分 の2	【普通株式等Tier1比率】 : 1.13%未満0%以上 【Tier1比率】 : 1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満0%以上	1%未満 0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier1比率】 : 0%未満 【Tier1比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

（注）普通株式等Tier1比率及びTier1比率については25年3月31日より段階的に適用し、27年3月31日より完全実施。

4. 発動実績

29事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14件
信用金庫	23件
労働金庫	0件
信用組合	69件
系統金融機関	3件
保険会社	1件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

II 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨（資料8-4-2参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである。

2. 発動基準

社外流出制限措置は、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（銀行法第26条第2項等）。

社外流出制限措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的に統一的なルールとして認められた「資本バッファ比率」という基準を用いることとしている。

この資本バッファ比率は、資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額（普通株式等Tier 1資本の総額から最低所要自己資本比率を充足するのに必要な普通株式等Tier 1資本の額を除いた額）を分子として、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

(注) 資本バッファ比率 = $\frac{\text{資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$

3. 措置区分

社外流出制限措置の措置区分は、資本バッファ比率の状況に応じて4段階定められている。

資本バッファの 充実の状況に係る 区分	資本バッファ比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ第 1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内 容を含む資本バッファ比率 を回復するための合理的 と認められる改善計画の提 出の求め・実行の命令
資本バッファ第 2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ第 3区分	1.25%未満	80%	
	0.625%未満	100%	
資本バッファ第 4区分	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

(注1) 上記の数値は、資本保全バッファ2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファおよびG-SIBs/D-SIBsバッファは含んでいない。

(注2) 28年3月31日より段階的に適用し、31年3月31日より完全実施。

4. 発動実績

29事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

※ 導入以降、発動実績はなし。

第5節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（資料8-5-1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（資料8-5-2参照）

29事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	0件	【0件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	1件	【0件】
③ 政府系金融機関	:	1件	【0件】
④ 金融商品取引業者等	:	53件	【18件】
⑤ 保険会社等	:	1件	【0件】
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】
⑩ 仮想通貨交換業者	:	27件	【6件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む。）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）、保険仲立人）、である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第6節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

(1) 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

(2) 金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

(3) 金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、

反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始したほか、25年11月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。また、29年3月、反社会的勢力との関係遮断等の取組みのさらなる強化に向け、関係省庁等との連携の推進や本人確認を一層強化・徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応の強化について」を決定・公表した。その後、30年1月に、預金保険機構を介して警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースへの接続を開始し、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24年1月に公表した。また、25年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第7節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「金融行政方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。30年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(30年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業務 ・ 農林中央金庫業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続対象信託業務 ・ 特定兼営業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業務 ・ 外国生命保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務 ・ 保険仲立人保険募集
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業務
23. 2. 15 (23. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あ っせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定第一種金融商品 取引業務

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 金融機関の所有不動産の有効活用等に係る改正 (29年9月28日)

業界団体からの規制緩和要望等を踏まえ、銀行による事業用不動産の賃貸等や銀行子会社による不動産のリース業務に係る改正を行ったもの (29年9月28日より適用)。

(2) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の施行に係る改正 (29年11月10日)

銀行グループがIFRS等を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもIFRS等で対応できるようにする観点から、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの (29年11月10日より適用)。

(3) 「自己資本比率規制 (第3の柱) に関する告示」の一部改正に係る改正 (29年12月11日)

「自己資本比率規制 (第3の柱) に関する告示」の一部改正に伴う所要の改正を行ったもの (30年3月31日より適用)。

(4) 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正 (29年12月11日)

28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク (IRRBB)」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第3の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行ったもの (30年3月31日より適用)。

(5) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正 (30年2月6日)

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所要の改正を行ったもの (30年2月6日より適用)。

(6) 「自己資本比率規制及び流動性規制 (第3の柱) 並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正 (30年3月14日)

「自己資本比率規制及び流動性規制 (第3の柱) 並びに報酬に関する告示」の一部改正に伴う所要の改正を行ったもの (30年3月31日より適用)。

(7) 取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正 (30年3月30日)

銀行及びその子会社等における取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いが可能であることを明確化するため、改正を行ったもの (30年3月30日より適用)。

(8) 「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正 (30年5月30日)

銀行代理業等に係る規制緩和の観点から、「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの。(30年6月1日より適用)。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度の改正内容は、上記の

I 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容と同じ。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の平成29年度決算概況（資料9-2-1参照）

主要行等の29年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、低金利環境の継続により連結業務純益が減少したものの、株式関係損益が増加したことや、与信関係費用が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ1,713億円増加の2兆7,853億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.7兆円減少の2.2兆円、不良債権比率は前期に比べ0.21%ポイント低下の0.66%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ1.34%ポイント上昇の17.63%、Tier 1比率は前期に比べ1.57%ポイント上昇の15.12%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ1.21%ポイント上昇の12.94%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.62%ポイント低下の11.26%となった。

II 地域銀行の平成29年度決算概況（資料9-2-2参照）

地域銀行の29年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、株式等関係損益が増加したものの、貸出金利回りの低下等により資金利益が減少したことや債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ37億円減少の9,965億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.3兆円減少の4.5兆円、不良債権比率は前期に比べ0.19%ポイント低下の1.71%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.07%ポイント上昇の14.01%、Tier 1比率は前期に比べ0.27%ポイント上昇の13.61%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.27%ポイント上昇の13.61%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.16%ポイント低下の9.70%となった。

III 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

29年7月以降に行われた主要行等における統合・再編は、以下のとおりである。

三菱UFJ信託銀行、しんきん信託銀行

（内容）29年9月19日に三菱UFJ信託銀行によるしんきん信託銀行の吸収合併

2. 地域銀行の再編等（資料9-2-3～6参照）

29年7月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

① 近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、みなと銀行

(内容) 29年11月14日に持株会社関西みらいフィナンシャルグループを設立、同年12月に近畿大阪銀行を子会社化、30年4月1日に関西アーバン銀行及びみなと銀行を子会社化し、経営統合完了。

② 三重銀行、第三銀行

(内容) 30年4月2日に両行の完全親会社となる持株会社三十三フィナンシャルグループの設立による経営統合。

③ 東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京

(内容) 30年5月1日に東京TYフィナンシャルグループ傘下の3行が合併し、きらぼし銀行が発足。なお、同日付で東京TYフィナンシャルグループは東京きらぼしフィナンシャルグループへと商号を変更。

3. 外国銀行の参入

29年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。(30年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は56行)。

	免許付与日	営業開始日
ユーロクリア・バンク・エス アー・エヌヴェー(ベルギー) 日本支店	29年11月17日	29年12月11日

4. 外国銀行の退出

29年7月以降、新たに銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念(資料9-2-7~9参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と

呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的・形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9-2-10~17 参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

	14年 3月期		28年 3月期	29年 3月期	29年 9月期	30年 3月期
(単位: %、兆円)						
不良債権比率	84		15	13	12	11
総与信	5121		569.7	585.8	590.7	595.3
金融再生法 開示債権	432		84	7.7	70	6.7
破産更生 債権	74		1.3	1.2	1.2	1.1
危険債権	193		52	4.5	4.2	4.0
要管理 債権	165		1.9	2.0	1.7	1.6
正常債権	468.9		561.3	578.1	583.7	588.6

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位: 兆円)

23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26年 3月期	27年 3月期	28年 3月期	29年 3月期	30年 3月期
11.3	11.5	11.7	10.0	9.0	8.2	7.6	6.6

3. 不良債権問題への取組み（資料9-2-18~19 参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それによって不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定を厳格化、自己査定を充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対応のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

30年度の預金保険料率については、預金保険機構より、実効料率0.034%を前提として、決済用預金0.046%、一般預金等0.033%、に変更する認可申請がなされ、30年3月30日、預金保険法に基づき、これを認可した。

(注) 預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」（「預金保険料率に関する検討会」報告書（27年1月30日公表））を踏まえ、33年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としており、この積立目標を確実に達成できる水準として、30年度の預金保険料率を「0.034%」（▲0.003%引下げ）とした。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（資料9-3-1参照）

I 3メガバンクグループに対する金融モニタリング

平成29事務年度の3メガバンクグループに対するモニタリングについては、世界経済・市場環境の変化への対応を促すため、①海外業務が拡大し、世界経済・金融市場環境の変化から受ける影響が大きくなっていることを踏まえ、ストレステストの活用を含めた機動的なリスク管理の実施、②外貨調達コストが上昇する中、より安定的な外貨調達の実現や外貨流動性管理の高度化、③低金利環境化で拡大したハイブリッドファイナンスや不動産業向け貸出等にかかる規律ある審査や期中管理の実施、④ストレス時においても金融中介機能を十分発揮できるよう、各グループによる政策保有株式の縮減に向けた迅速な対応、等について深度ある対話を行った。

また、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮を促すため、①資本効率を重視した業務の選択と集中を適切に実行できるガバナンスの構築、②持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の観点からの態勢整備、③IT技術の進化やイノベーションの進展を見据えた大胆かつタイムリーな対応、④グローバルな業務展開や業務の専門化・高度化が進む中での情報収集・分析能力の強化や組織改革と人材確保、等について深度ある対話を行った。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

29事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対応を促すため、ビジネスモデルの持続可能性等に課題を抱える地域銀行に対し、検査を含むモニタリングを実施し、経営課題を特定した上で、経営陣や社外取締役と深度ある対話を行った。モニタリングの結果を30年7月に公表した（資料9-3-2参照）。

また、金融機関による金融中介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融中介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融中介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組みを促した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、25事務年度からモニタリングを実施しており、29事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

低金利環境の継続による貸出利弊の悪化等を背景に拡大している有価証券運用については、リスクテイクが経営体力・リスクコントロール能力対比で高いと見られる地域銀行に対し、検査を含むモニタリングを実施し、経営陣や社外取締役と有価証券運用へのリスクガバナンスについても対話を行った。モニタリングの結果を30年7月に公表した（資料9-3-3参照）。

検査局・監督局・財務局が緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オフサイト・モニタリングを実施した。

III 外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点においては、低金利環境下の本邦金融機関や事業法人の運用ニーズに対応した商品の提供や、これに伴う外貨流動性の供給が中核のビジネスとなっている。また、本店でのリストラや業務の選択が進展するなか、過去に撤退したビジネスを再開する動きも見られた。また管理面では、従来からのオフショアリングや、大手行においては銀行・証券の一体運営が推進された。

こうした中、29 事務年度のモニタリングについては、監督カレッジ等への参加、本部・本店・地域本部幹部との面談などにより、グループ戦略や業務運営状況、およびグループの在日拠点へのガバナンス状況について注視するとともに、銀証一体でのモニタリングを継続し、業務運営や収益構造、リスク管理の状況等を定期的な面談や、年次の実態把握アンケートを通じ確認。また、AML/CFT 態勢やリスク管理の枠組みに関するテーマヒアリングを行い、各行のリスク特性を踏まえたリスクプロファイリングを行い、深度あるモニタリングを実施した。

IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

29 事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理するなどのモニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

(1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。

29 事務年度は、61 金庫に対して検査を実施した。

(2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が検査を実施）している。

29 事務年度は、35 組合に対して検査を実施した。

(注) 上記 I ~ IV 1. のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて（平成 30 事務年度）」(30 年 9 月 26 日公表) を参照。

2. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となってお

り、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

29 事務年度は、3 金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣

（注1）主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

3. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

29 事務年度は、5 連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会 2 連合会、信用漁業協同組合連合会 3 連合会）に対して検査を実施した。

4. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22 年6月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23 年5月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

29 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状

況等を踏まえつつ、17 組合に対して立入検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類 \ 地 区	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

第4節 自己資本比率規制等

I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（資料9-4-1参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2に基づき、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等（国際統一基準）に対し、平成25年3月期から、バーゼル3ベースの自己資本比率規制（規制上の最低水準）の段階的な適用が開始された（33年3月期までの経過措置が設けられている）。

海外営業拠点を有しない銀行・信金等（国内基準）に対する新しい基準（新国内基準）では、我が国の実情を十分踏まえるとともに、金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭に置き、①従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、②自己資本の質の向上（自己資本の中心は普通株式・内部留保）を図る一方、③地域経済への影響（導入に際し、原則10年間の経過措置を導入）や業態の特性も勘案（協同組織金融機関については、発行した優先出資についても自己資本として算入）している（26年3月期から適用開始）。

II 関連告示等の整備

1. 自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（資料9-4-2参照）

27年1月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に係る告示及び監督指針について、29年6月にパブリックコメントを実施し、29年12月に改正を行った（30年3月期より適用開始）。

2. 銀行勘定の金利リスクに係る第3の柱に関する告示等の一部改正（資料9-4-2参照）

28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、告示及び監督指針について、29年6月にパブリックコメントを実施し、29年12月に改正を行った。

- ・告示及び第3の柱に係る監督指針は、国際統一基準について30年3月期より適用開始。
- ・モニタリングに係る監督指針は、30年3月期より適用開始（国内基準は31年3月期より適用開始予定）。

3. 流動性カバレッジ比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（資料9-

4-3 参照)

29年6月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「バーゼルⅢの流動性カバレッジ比率(2013年1月)へのよくある質問(FAQ)」を踏まえ、国際統一基準に係る告示について、29年11月にパブリックコメントを実施し、30年3月に改正を行った(31年3月期より適用開始予定。ただし、30年3月期より任意適用開始)。

4. 自己資本比率規制及び流動性規制(第3の柱)並びに報酬に関する告示等の一部改正(資料9-4-4参照)

29年3月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件(第3の柱)の統合及び強化-第2フェーズ」を踏まえ、国際統一基準に係る告示及び監督指針について、29年12月にパブリックコメントを実施し、30年3月に改正を行った(30年3月期より適用開始)。

5. 自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正(資料9-4-5参照)

26年にバーゼル銀行監督委員会より公表された「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法」及び「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」等を踏まえ、告示について29年12月にパブリックコメントを実施し、30年3月に改正を行った(30年3月期より適用開始)。

6. T L A C規制(資料9-4-6参照)

金融安定理事会は、19年に始まった世界的な金融危機時に顕在化した「大きすぎて潰せない(Too big to fail)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対して、予め十分な総損失吸収力(T L A C)の確保を求める規制を導入することとした。これを踏まえ、28年4月にT L A Cに係る枠組み整備の方針を公表し、国内外での議論の進展を踏まえ、30年4月にその改訂版を公表した。T L A C規制については、31年より段階的な適用を開始する予定である。

Ⅲ 要承認手法の承認実績(29事務年度)(資料9-4-7参照)

- ・信用リスク
(基礎的内部格付手法) … 1持株会社及び1行
- ・オペレーショナル・リスク
(粗利益配分手法) … 1持株会社及び2行

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成29年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月22日に、30年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月29日に、報告内容を公表した。
(資料9-5-1~2参照)

2. 経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画が、平成30年3月22日に公表された。

3. 公的資金の返済状況

29事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、28事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約12.3兆円）に対して、30年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。なお、すでに返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

29事務年度においては、金融機能強化法に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。（資料9-5-3参照）

29年12月実施：全国信用協同組合連合会（100億円）

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、地域における金融中介機能の積極的な発揮をはじめとした持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取り組みや公的資金の返済原資の蓄積の進捗状況等に応じたメリハリのあるモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、平成29年3月期（27金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月4日に、同年9月期（27金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については30年3月30日に報告内容を公表した。（資料9-5-4~17参照）

3. 経営強化計画等の公表

金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った、福邦銀行、南日本銀行、釧路信用組合及び滋賀県信用組合の新たな経営強化計画等については、29年9月4日に公表した。（資料9-5-18参照）

4. 公的資金の返済状況

29事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った東和銀行から30

年5月11日に、公的資金の一部（200億円）の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,893.4億円）に対して、30年6月末時点で残額は4,888.4億円となっている。

第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

I 金融仲介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を27年12月18日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

平成29事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

- ① 第10回（29年12月11日開催）
 - ・地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮に関する課題について
- ② 第11回（30年1月26日開催）
 - ・地域金融における競争のあり方について
- ③ 第12回（30年3月14日開催）
 - ・地域金融の課題と競争のあり方について
- ④ 第13回（30年3月30日開催）
 - ・地域金融の課題と競争のあり方について
- ⑤ 第14回（30年6月22日開催）
 - ・地域金融行政における平成29事務年度の取組み状況について

II 企業アンケート調査

金融庁では、顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、27事務年度より、地域銀行をメインバンクとする中小・小規模企業を中心に、アンケート調査への協力を依頼している。29事務年度においても、28事務年度までに明らかにした金融機関の取組みに関する評価の改善状況を確認する等の観点から、約3万社に対しアンケート調査への協力を依頼し、8,546社から回答を得た（回答率約3割、地域銀行1行あたりの平均回答社数114社）。

【参考】29事務年度アンケート調査結果の概要（資料9-6-1参照）

- ① 課題把握・事業内容等の理解
 - i) 昨年と比べて、顧客企業の「経営上の課題や悩み」を「良く聞いてくれるようになった」とする企業の割合が全体で4割、経営上の課題の分析結果を「良く伝えてくれるようになった」とする企業の割合が全体で3割弱を占めている。

ii) 昨年と比べて、融資を受ける際に「担保・保証を求められることがなくなった又は少なくなった」とする企業の割合が全体で約3割を占めている。

② サービス提供の効果と取引の拡大

i) 金融機関から受けた経営支援サービスにより、過去1年以内に、「売上又は利益等が改善した」とする企業は約6割。特に債務者区分が下位になるほど高い効果が見られる。

ii) こうした金融機関の貢献に対し「新規融資を申し込んだ」とする企業が全体で約4割、「事業や経営に関する悩みや課題を相談するようになった」とする企業が要注意先以下で3割強。

③ 金融機関の情報開示

i) 金融機関との取引変更に当たって顧客企業が知りたいと考える情報については「担保・保証のない融資の推進姿勢」「中小企業向けの融資への積極的取り組み」「事業に対する理解の推進」がいずれも約5割。

ii) このうち特に「担保・保証のない融資の推進姿勢」に関する情報については「見えない」又は「入手できない」とする企業が約4割と最も多くなっている。

III 金融仲介の取組みの「見える化」の促進

金融仲介機能のベンチマーク（28年9月公表）は、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な共通ベンチマーク（共通1～5）と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる選択ベンチマーク（選択1～50）から構成され、主として地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況について、自己評価への活用を促すものである。

このうち、共通ベンチマークについては、金融機関が顧客企業の事業内容をよく理解しているか（共通5）、ライフステージに応じた支援を行っているか（共通2～4）、その結果、顧客企業の経営改善等に寄与しているか（共通1）という、顧客企業の生産性向上に向けた取組みに関する一連のプロセスを端的に示す構成となっており、30年3月期において地域銀行の約9割が開示している。（資料9-6-2参照）

29事務年度においては、良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争の実施を促すため、金融仲介（企業の価値向上支援等）の取組状況を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）について策定に向けた検討を行った。

IV 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲

の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表(29年12月、30年6月)。(資料9-6-3参照)
- ② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表(29年12月)(資料9-6-4参照)
- ③ ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定(30年2月)
- ④ 「経営者保証に関するガイドライン」の周知・活用状況等を踏まえ、金融機関との対話を行う旨を「平成29事務年度金融行政方針」に明記(29年11月)するとともに、ガイドラインの更なる活用に向けた課題を抽出し、効果的な対応策を検討する観点からガイドラインの活用状況に係る実態調査を行った上で、金融機関と対話を実施。さらに、その調査結果を公表(30年6月)(資料9-6-5参照)
- ⑤ ガイドラインの活用を積極的に進めている金融機関の組織的な取組みを収集し、金融レポートで公表(29年10月)するとともに、業界団体との意見交換会において共有(29年7月~30年5月)
- ⑥ 関係機関と連携して、事業者向けにガイドラインの広報チラシを作成し、金融機関等を通じて事業者に広く配布(30年2月)
- ⑦ 年末・年度末に行っている金融業界団体との意見交換会の機会に合わせて、金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用を努めること等を要請(29年11月、30年2月)(資料9-6-6参照)
- ⑧ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、26年10月の業務開始以降、30年6月末までに、76件の支援を実施

V 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

各財務(支)局(沖縄総合事務局を含む。)において、「地域企業の価値向上・地域活性化のためのアドバイスとファイナンス」をテーマとして「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催(30年3月)した。本シンポジウムでは、有識者や専門家による講演及び、有識者と地域関係者(地元企業経営者等)によるパネルディスカッションを通じて、地域金融機関における組織的・継続的な地域企業への支援に向けた取組みを促した。

VI 認定支援機関による経営支援

24年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

認定支援機関の認定後の経営支援能力を維持・確保する観点から「中小企業等経営強化法」を改正し、認定支援機関の認定期間に5年の有効期間を設け、期間満了後に改めて業務遂行能力を確認する更新制度が導入された（30年7月9日施行）。なお、30年6月30日現在で、29,188件の認定支援機関（うち金融機関492件）を認定している。

VII 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC及び日本人材機構を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

VIII 金融の円滑化に向けた取組み

1. 中小企業金融の現状

（1）資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断D.I.」（D.I.＝「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比）をみると、30年6月期では+13（対前年同月比+2）となっている。（資料9－6－7参照）

（2）融資残高等

30年6月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみると、中小企業向けが対前年同月比3.9%の増加、中堅・大企業向けが同2.0%の増加となっている。（資料9－6－8参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、ABL等を推進している。（資料9－6－9参照）

中小企業等の業況は、一部業種に足踏みが見られるものの、持ち直しの動きを示している。

2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

(1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア. 中小企業等へのヒアリング

29年10月から12月にかけて、金融庁幹部職員が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

イ. 貸付条件の変更等の実施状況

29年4月から30年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業社向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等の取組みは着実に進んでいる。(資料9-6-10参照)

ウ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、29年11月20日及び30年2月26日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

イ. 文書による要請

29年11月20日及び30年2月26日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料9-7-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、27年度は383件、28年度は303件、29年度は340件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、27年度は2,919件、28年度は3,887件、29年度は9,968件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、57.1%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、27年度は88件、28年度は57件、29年度は52件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、55.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、27年度は1,563件、28年度は763件、29年度は359件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、78.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況（資料9-7-2参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年2月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。29年度は、各預金取扱金融機関の29年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（29年8月31日に概要を公表）。

また、インターネットバンキングにおける被害件数は、近年減少傾向にあるもののいまだ多数の被害が発生していることを踏まえ、業界団体を通じて、有効なセキュリティ対策の継続的な取組みを促すとともに、被害が多かった預金取扱金融機関等に対しては、個別にヒアリングを実施するなどして、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

このほか、盗難キャッシュカードによる被害が急増していることから、最近の手口等を盛り込んだ注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載し、業界団体を通じて注意喚起を行った。

第8節 振り込み詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込み詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、27年度は695件、28年度は492件、29年度は541件であり、調査を開始した15年9月以降30年3月末までの累計は44,127件となっている。

なお、振り込み詐欺の手口は年々変化しているほか、全銀システムの稼働時間の拡大により、振り込み詐欺等の特殊詐欺や不正送金被害が新たに平日夜間・休日にも発生するおそれもある。これを踏まえ、業界団体を通じて、金融犯罪の防止の観点から、不正利用防止のためのモニタリングの実施や有効なセキュリティ対策等の取組みを促した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速とっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、27年度は353件、28年度は236件、29年度は264件、強制解約等をしたのは、27年度は218件、28年度は208件、29年度は142件であり、調査を開始した15年9月以降30年3月末までの累計は、利用停止が24,009件、強制解約等が15,649件となっている。

第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているのではないかとの批判の声があり、全国銀行協会では平成 29 年 3 月に「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を行い、銀行業界において自主的な業務運営の適正化に向けた取組みが進められているところ、金融庁においても、各銀行が、多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか、詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していくために、29 事務年度において、以下の取組みを実施した。

- ① 29 年 9 月以降、残高の多い先を中心とした 12 行に検査を実施し、その検証結果を 30 年 1 月 26 日に「中間とりまとめ」として公表した。(資料 9-9-1)
- ② また、29 年 9 月 1 日に「カードローンホットライン」を開設し、利用者から直接情報収集を行うこととした。(資料 9-9-2)
- ③ さらに、30 年 3 月には、検査の中間とりまとめの結果も踏まえ、検査立入先以外の銀行カードローンを取り扱っている全ての銀行に対して、調査票を発送し、検査で確認した項目に係る全国銀行協会の申し合わせ前後の取組状況を中心に、業務運営の詳細な実態把握を実施した。

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されており、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。29事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年2月6日）
「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所要の改正を行ったもの（30年2月6日より適用）。

第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、30年6月30日現在、運用型信託会社8社、管理型信託会社16社及び特定信託業者13社（32件）、自己信託会社2社、信託契約代理店300社（注）が参入している。29年7月1日から30年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

- ① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）
運用型信託会社の免許は1社、管理型信託会社の登録は3社、廃業等による免許取消し及び登録抹消は行っていない。
- ② 自己信託会社（登録制）及び特定信託業者（届出制）
自己信託会社の登録は1社、廃業等による登録抹消等は行っていない。特定信託業者の届出は3社（10件）となっている。
- ③ 信託契約代理店（登録制）
信託契約代理店の登録は76社、廃業等による登録抹消は2社となっている。

（注）信託契約代理店300社のうち130社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、29 事務年度は、2 社に対して検査を実施した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成17年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- (1) 「保険子会社のオペレーティング・リース業務」に係る改正（29年9月28日）
保険子会社の業務として、地方の公共施設等の整備・運営における、不動産オペレーティング・リースの解禁に係る改正を行ったもの（29年9月28日より適用）
- (2) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年2月6日）
「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所要の改正を行ったもの（30年2月6日より適用）。

第2節 保険会社の概況

I 平成30年3月期決算状況

1. 生命保険会社（資料11-2-1参照）

（1）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、外債の積み増しなどにより利息及び配当金等収入が増加したことなどから、3兆5,833億円（前年度は3兆3,896億円）と1,937億円増加した。

当期純利益（純剰余）は、追加責任準備金の積立てなどにより臨時損益が前年度に比べ減益となったものの、基礎利益が増加したことなどから、1兆5,843億円（前年度は1兆3,947億円）と1,896億円増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金が増加したことなどから、前年度末と比較して上昇した（全社平均967.5%（前年度比+2.7%ポイント））。

2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

（1）損益の状況

国内外で発生した自然災害（北米ハリケーンや国内台風等）の損害の影響等により、経常利益は、8,457億円（前年度は8,919億円）と461億円減少したものの、特別利益が前年度に比べ増加したことなどから、当期純利益は、6,919億円（前年度は6,538億円）と381億円増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金が増加したことなどから、前年度末と比較して上昇した（全社平均760.0%（前年度比+17.7%ポイント））。

II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において業務提携・統合・合併等の動きがみられる。

なお、30年6月末現在における会社数は、生命保険会社40社、外国生命保険会社1社、損害保険会社30社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社13社である。

2. 主要会社の再編等

(1) 29年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
・ <u>AIU 損害保険株式会社</u> ・ 富士火災海上保険株式会社	・ AIG 損害保険株式会社	30年1月1日

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(2) 29年7月以降、以下のような日本法人の現地法人化が行われた。

旧保険会社名	新保険会社名	移行日
カーディフ・アシュアランス・ヴィ	カーディフ生命保険株式会社	30年4月1日
カーディフ・アシュアランス・ リスク・ディヴェール	カーディフ損害保険株式会社	30年4月1日
アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス	アフラック生命保険株式会社	30年4月2日

3. 新規参入について

(1) 29年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社等名	免許日	免許の種類
スチームシップ・ミューチュアル・アンダー ライティング・アソシエーション・リミテッド	29年12月1日	外国損害保険業

(2) 29年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可が行われた。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
アフラック・ホールディングス・エルエルシー	29年12月1日	保険持株会社
楽天インシュアランスホールディングス株式 会社	30年6月29日	保険持株会社

第3節 保険会社に対する金融モニタリング

平成 29 事務年度の保険会社に対するモニタリングについては、長寿化に伴う退職後の生活資金確保が国民共通の課題となる中、顧客が自らのリスク許容度やライフプランに応じ、様々な金融商品から適切に選択できる環境整備の重要性が高まっていることから、資産形成を主たる目的とする貯蓄性保険の商品固有の特性・リスクについて分析を行った。

さらに、金融機関代理店において、投資信託等と並び販売されている貯蓄性保険、特に現在販売額が増加傾向にある外貨建保険について、各保険会社の顧客本位の業務運営方針に基づく業務実態のモニタリングを実施した。

加えて、乗合代理店における比較推選に偏りが生じないよう、代理店に支払う代理店手数料(募集手数料及びインセンティブ報酬)を、代理店の役務やサービスの質を的確に反映し、顧客に適切に説明できる合理的なものとしているかについて、対話を実施した。

また、地球温暖化に伴う気候変動等により、水害等の自然災害の頻発化、激甚化が懸念される中で、損害保険会社における自然災害リスク・再保険管理の手法についてヒアリングを行った。

さらに、国内において低金利環境が継続している中での生命保険会社の資産運用の高度化等の取組みについて対話を行った。併せて、大手生命保険会社におけるスチュワードシップ活動の取組みについて、「スチュワードシップ責任」を適切に果たすよう促した。

加えて、我が国の生産年齢人口の減少等による国内保険市場の縮小の可能性や、長寿化による医療・介護負担の増加、デジタルイゼーションや自動運転技術の進展等に伴う新たな保険ニーズの出現等、経営環境の変化に対応した、新たな商品・サービスの開発に関して、金融庁としても前向きに対応を行った。

また、近年、大手保険会社を中心に海外進出が増加していることを踏まえ、各社の海外事業の中長期的な事業戦略の策定状況や、海外拠点管理の実効性等について実態把握を行った。

(注) 上記のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成 30 事務年度)」(30 年 9 月 26 日公表)を参照。

第4節 保険会社に係る財務基準等

標準生命表の改定

生命保険会社の経験死亡率及び国民死亡率の改善状況等を踏まえ、公益社団法人日本アクチュアリー会が作成した標準生命表の改定案について検証を行い、平成29年8月、告示の改正を行った。なお、改定された標準生命表は、30年4月1日以降に締結する保険契約から適用されている。

第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡素で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査に当たっては、保険会社等との間で双方向の協議を十分に行ったほか、保険会社の商品部長との意見交換（平成29年9月、30年5月）、公益社団法人日本アクチュアリー会との意見交換（30年2月）を行った。また、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」の策定（30年2月、6月）及び業界周知を行い、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図った。

第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-6-1参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

制度創設から12年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきており、29年度決算の集計をみると、契約件数、収入保険料、当期純利益のいずれも増加している。

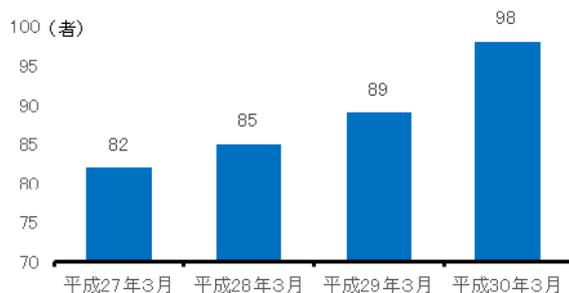
「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年4月1日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年2月6日）を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。同事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心にモニタリングを行い、実態を把握した。

なお、オンサイトモニタリングについては、少額短期保険業者7業者に対し実施した。

また、同事務年度においては、株式会社メモリード・ライフとNP少額短期保険株式会社の合併を認可（存続会社は株式会社メモリード・ライフ）、新規に9業者を登録したことから、30年6月末現在の業者数は、98業者となった。

少額短期保険業者数推移



平成30年3月期 決算概要

	30年3月期	29年3月期	増減(比)
契約件数	9,854千件	8,680千件	+13.5%
収入保険料	924億円	815億円	+13.4%
当期純利益	30億円	25億円	+20.8%

第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-7-1参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。29事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

1. 積立投資に特化した少額投資非課税制度（つみたてNISA）の導入に係る改正（29年9月29日）
30年1月よりつみたてNISAが導入されることに伴い、監督上の留意点について、記載内容を整理し、明らかにする等の改正を行ったもの（29年10月1日より適用）。
2. 開示要件（第3の柱）の改訂に係る改正（29年12月11日）
27年1月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の改訂」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（30年3月31日より適用）。
3. 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（29年12月11日）
28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、所要の改正を行ったもの（30年3月31日より適用）。
4. 報酬体系の開示に係る改正（29年3月14日）
29年3月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（30年3月31日より適用）。
5. 株式等の高速取引を行う者（高速取引行為者）に対する登録制の導入に伴う金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針の制定等（29年12月27日）
30年4月1日施行の改正金融商品取引法により、新たに高速取引行為者に対する登録制が導入された。これに伴い、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針を制定するとともに、無登録で高速取引行為を行う者である場合や高速取引行為者において電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることが確認できない場合に、証券会社等が取引を受託することがないよう取引開始時等の確認について例示するほか、所要の改正を行ったもの（30年4月1日より適用）。
6. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年2月6日）
「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所用の改正を行ったもの（30年2月6日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融中介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12-3-1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成29年7月以降、10社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者3社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、30年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は295社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、267社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
トレードウェブ・ジャパン株式会社	○	新規登録	29年7月3日
DANベンチャーキャピタル株式会社 [※]	○	新規登録	29年7月31日
エメラダ株式会社 [※]	○	新規登録	29年9月26日
九州FG証券株式会社	○	新規登録	29年11月29日
株式会社スマートプラス	○	新規登録	29年12月26日
SBIプライム証券株式会社	○	新規登録	30年3月6日
レオンテック証券株式会社	○	新規登録	30年3月26日
キャンターフィッツジェラルド証券株式会社	○	新規登録	30年3月28日
HSBC投信株式会社	○	変更登録	30年4月27日
ANZ証券株式会社	○	新規登録	30年5月23日

※第一種少額電子募集取扱業者。

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
SMBCフレンド証券株式会社	○	合併消滅	30年1月1日
飯塚中川証券株式会社	○	廃止	30年1月9日

株式会社アルフィックス	—	廃止	30年5月31日
-------------	---	----	----------

(2) 特別金融商品取引業者

30年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JPMorgan証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村証券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUFJ証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
株SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナティクス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

(3) 指定親会社

30年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び株大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の29年度決算概要 (資料12-3-2~3参照)

国内証券会社249社の29年度決算(単体)は、国内外の株式市場が総じて堅調に推移し、株式売買委託手数料収入が増加したことなどから、前年同期比で、地域証券会社を中心に約7割の会社が増収・増益となった。

営業収益は、前年同期比1,580億円増の4兆767億円(同4%増)、販売費・一般管理費は、同820億円増の2兆8,848億円(同3%増)、経常損益は、同172億円増の7,527億円(同2%増)、当期損益は、特別損益の影響(前年度は特定会社においてグループ内再編に伴う多額の特別利益の計上があった)により、同920億円減の5,241億円(同15%減)となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、投資信託代行手数料(信託報酬)は、前年同期比226億円増の2,535億円(同9%増)、投資信託販売手数料は、同384億円増の3,119億円(同14%増)となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

29年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4社(4件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 1件
- ③ 業務改善命令 3件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「作為的相場形成となる取引の受託」、「公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為」、「個人情報漏えい」等となっている。

III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(10年12月1日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている(30年6月末時点263社、同年3月末時点基金規模約578億円)。(資料12-3-4参照)

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12-4-1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成30年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,176社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

29年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが4件（うち1件は業務改善命令を含む。）、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」等となっている。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料12-5-1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成30年6月末時点では、投資助言・代理業者数は985社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

29年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが1件、一部業務停止命令が1件（いずれも業務改善命令を含む。）、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為」等となっている。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成30年6月末現在の投資運用業者数は371社（投資信託委託業者105社、投資法人資産運用業者91社、投資一任業者287社、自己運用業者37社）となっている。（資料12-6-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

30年6月末現在の登録投資法人は98社（不動産系92社、インフラ系5社、証券系1社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）59社の運用資産残高の合計は、30年5月末で17兆8962億円（前年比6.5%増）となっている。

29年7月以降、4件のIPOを伴う新規上場があった。（資料12-6-2参照）

III 運用資産の推移

29年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は30年6月末で公募投信111兆7,263億円（前年比10.2%増）（株式投信99兆1,469億円（同12.6%増）、公社債投信12兆5,793億円（同5.9%減）、私募投信85兆9,867億円（同11.9%増）（株式投信82兆2,910億円（同13.2%増）、公社債投信3兆6,957億円（同12.2%減））となっている。（資料12-6-3参照）

投資一任契約の資産残高については、30年3月末で257兆1,893億円（同15.8%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、4,414億円となっている（29年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

I 登録金融機関の概況

平成30年6月末現在における登録金融機関数は、1,037社となっている。(資料12-7-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。なお、29年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

30年6月末現在における取引所取引許可業者数は、1社となっている。なお、29年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

III 金融商品仲介業者の概況

30年6月末現在における金融商品仲介業者数は、864業者となっている。(資料12-7-1参照)

なお、29年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

IV 高速取引行為者の概況

30年6月末現在における高速取引行為者数は、6者となっている。

なお、高速取引行為に係る登録制が導入された同年4月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（資料12-8-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成30年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

30年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、43法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（30年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成30年3月末現在、これらの届出業者は2,235者（業務廃止命令発出先570者を除く）である。（資料12-9-1参照）

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について

29年7月以降、財務（支）局への事業報告書の提出状況や証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、26件の行政処分（うち業務廃止命令11件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額2兆7,773億円、運用額24兆8,554億円となっている。（29年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計。資料12-10-1参照）

第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成30年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(30年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

第12節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

平成29事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は567件と、前事務年度（861件）と比して減少している。相談件数567件のうち半数以上が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約45%、20代から40代が約43%となっており、年代別の相談件数に大きな違いは認められなかった。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を商品別で見ると、FX取引に関するものが131件と多く認められ、例えば、海外の無登録FX業者から勧誘を受けたなどの相談が寄せられている。次に未公開株に係る相談や、集団投資スキーム（ファンド）に係る相談が多く寄せられている。

また、無登録業者が関与する内容のものが多く、その中には金融庁の職員を装った投資勧誘等も発生している。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
 - ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
 - ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携
- （注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。
- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、仮想通貨交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者の概況

平成22年6月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。

また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、19年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、29事務年度においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年2月6日）に伴う改正を行った。

前述の貸金業法の改正から10年が経過し、貸金業者の登録業者数は、11,832業者（19年3月末時点）から1,770業者（30年3月末時点）に、貸付金残高も43兆6,727億円（19年3月末時点）から22兆2,298億円（29年3月末時点）に、それぞれ大幅に減少しているが、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのIT技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイデアを持った新規参入業者の動きもみられる。

（貸金業者の登録業者数の推移）

	28年3月末	29年3月末	30年3月末
財務（支）局長登録	292	285	285
都道府県知事登録	1,634	1,580	1,485
合計	1,926	1,865	1,770

II 貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、29事務年度は、27業者に対して検査を実施した。

Ⅲ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料13-2-1参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、29事務年度においては、29年11月19日に実施した。

Ⅳ 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、30年5月末現在、28,424人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅴ 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、29事務年度は、計25回実施している。

Ⅵ 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（21年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、30年6月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町41-1

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・仮想通貨交換業者の検査・監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証券の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	28年3月末	29年3月末	30年3月末
自家型発行者	828	880	935
第三者型発行者	1,002	997	974
合計	1,830	1,877	1,909

II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、29事務年度は、62業者に対して検査を実施した。

III 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトにも払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日より可能な限り長い払

戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から30年6月末までに1,319件実施されている。

IV 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（2年10月1日）から30年6月末までに51件実施されている。

（28事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
宇治田（株）	近畿財務局	28事務年度

（29事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
実績なし		

V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみで認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」については、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年2月6日）に伴う改正を行った。

30年6月末現在の資金移動業者数は60業者となっている。

VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、29 事務年度は、3 業者に対して検査を実施した。

VII 仮想通貨交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討が行われ、平成27年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、仮想通貨と法定通貨の交換業者について登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が第190回国会で成立（平成28年6月公布、29年4月1日施行）。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年2月6日）に伴い、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係」の改正を行った。

30年6月末現在の仮想通貨交換業者数は16業者となっている。

VIII 仮想通貨交換業者に対する金融モニタリング

仮想通貨交換業者に対しては、資金決済法に基づき、金融庁及び財務局が立入検査を実施しており、29 事務年度は、仮想通貨交換業者における仮想通貨流出事案を踏まえ、みなし仮想通貨交換業者14業者及び仮想通貨交換業者7業者に対し、順次立入検査を実施している。また、その結果等に基づき、12社に対して行政処分を行っており、その内訳は業務停止命令（業務改善命令を含む。）が5社、業務改善命令が12社、登録拒否が1社となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は「取引時確認の未実施」、「利用者から預かった金銭の流用」、等となっている。

第4節 SPC等の監督をめぐる動き

I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「SPC」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（SPCの登録・届出件数）

	28年3月末	29年3月末	30年3月末	30年6月末
新法SPC	722社	696社	728社	732社
旧法SPC	1社	—	—	—

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法SPCとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたSPCをいい、旧法SPCとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	27年9月末	28年9月末	29年9月末
資産対応証券の発行残高等	82,195	79,301	82,394
(1) 新法SPC	82,135	79,240	82,333
(2) 旧法SPC	61	61	61
① 不動産	34,117	31,513	32,362
② 不動産の信託受益権	34,119	35,363	37,977
③ 指名金銭債権	7,237	6,353	5,833
④ 指名金銭債権の信託受益権	3,412	2,656	2,015
⑤ その他	3,310	3,416	4,207

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

29年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」については、改正法の施行に伴う所要の改正を行った（29年12月1日より適用）。

また、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年2月6日）に伴う改正を行った。

不動産特定共同事業者の数は、30年6月30日現在110社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が54社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が55社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は30年6月30日現在65件である。なお、小規模不動産特定共同事業者の数は、30年6月30日現在3社であり、全て都道府県知事登録業者である。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等(当該本人又は当該事業主の従業員等)が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、30年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は216法人となっている。(資料13-6-1参照)

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

29年4月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（27年12月）において、「記録機関間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」については、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年2月6日）に伴う改正を行った。

電子債権記録機関は、30年6月末現在5社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年6月24日
SMBC電子債権記録株式会社	22年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年1月25日
Tranzax電子債権株式会社	28年7月7日

第8節 金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう。

平成30年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、140グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

第9節 電子決済等代行業者の監督をめぐる動き

金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」において、オープンイノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度整備について審議・検討が行われ、平成28年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、電子決済等代行業者に対する登録制を導入し、「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）」が第193回国会で成立（平成29年6月2日公布、30年6月1日施行）。

30年6月末現在、みなし電子決済等代行業者や、新たに電子決済等代行業を営もうとする事業者から、登録に係る相談等を受け付けて審査を行っている。

第10節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

29 事務年度は、3協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

種類	区域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（30年3月末現在）。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料9-3-1参照）

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、15 事務年度から検査を実施している。27 年10 月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

29 事務年度は、1 機関に対して検査を実施した。

第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入の経緯

政府は、平成13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

金融庁では、29事務年度において、対象となる照会に対して2件の回答を行っており、制度導入からの回答の累計は63件となっている。

III 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

制度導入からの累計は6件（29事務年度における照会は0件）。

III 利用上の留意点

1. ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

2. 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第16章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料16-1参照）

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

平成29年1月から12月までの1年間に、金融機関等から384,331件（前年比3,068件減）

※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成29年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、29年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第17章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

(1) 金融商品取引法

① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

(2) 公認会計士法

ア. 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ. 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続（資料17-1参照）

(1) 金融商品取引法

- ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- ② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

II 課徴金納付命令等の状況（資料17-2参照）

1. 課徴金納付命令の実績

29事務年度においては、不正取引事件28件及び開示書類の虚偽記載等事件3件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

(1) 金融商品取引法

事務年度	不正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17事務年度～ 24事務年度	170件	80件	250件
25事務年度	40件	8件	48件
26事務年度	40件	8件	48件
27事務年度	32件	6件	38件
28事務年度	47件	4件	51件
29事務年度	28件	3件	31件

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27事務年度	0件	1件	1件

2. 審判期日等の実績

- (1) 日東電工(株)株式に係る相場暴落（平成26(判)33）

27年 1月16日 開始決定
28年 5月26日 第1回審判期日
28年 8月 5日 第2回審判期日
28年10月27日 第3回審判期日
29年 7月28日 第4回審判期日
29年10月18日 第5回審判期日
30年 1月11日 第6回審判期日
30年 3月16日 第7回審判期日
30年 6月11日 課徴金納付命令

(2) (株) &C メディカルサイエンスによる新株予約権証券の無届募集 (平成28(判)47)

29年 3月24日 開始決定
30年 1月18日 審判期日
30年 4月23日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、29 事務年度中に審判手続 (審判期日) が終結したものの。

第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等の方策

第1節 検査モニター制度

立入検査中又は立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営陣から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、適正な検査の確保に努めてきたところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としてきた。

平成29事務年度においては、オンサイト検査モニター106件、オフサイト検査モニター137件実施し、モニター結果については、項目全体として、「妥当」と「概ね妥当」を合わせた回答の割合が98.5%となっている。

なお、検査モニター制度については、オン・オフ一体となったモニタリングの品質管理という観点からは必ずしも十分な機能を果たすものではないため、平成30年6月30日をもって廃止した。

第2節 意見申出制度（資料18-2-1参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

なお、29事務年度においては、1機関からの意見申出があった。

第3節 金融モニタリング情報の収集について

I 概要（資料18-3-1参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、預金取扱等金融機関の預金・融資取引や投資信託・保険商品等の販売時の顧客説明、保険会社等の募集手続きや保険金等支払をはじめ、利用者からの苦情対応、顧客情報管理、法令遵守等のリスク管理態勢、経営管理等に関する情報を広く収集している。

II 情報の収集状況

1. 収集件数

平成29事務年度の総収集件数は385件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が195件（50.6%）、保険会社等に関する情報が156件（40.5%）、仮想通貨交換業者や貸金業者等に関する情報が34件（8.8%）であった。

なお、28事務年度の総収集件数は390件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が192件、保険会社等に関する情報が185件であった。

2. 業態別の主な情報

(1) 預金取扱等金融機関

- ① 預金取引については、口座開設時や相続手続き時の金融機関の対応
- ② 融資取引については、融資実行時の条件や条件変更時の顧客への説明、各種手数料の徴求
- ③ リスク性商品の販売については、高齢者への説明
など、利用者からの情報をはじめ、経営管理に関する関係者からの通報が寄せられた。

(2) 保険会社等

- ① 生命保険募集人や損害保険代理店の不適正募集
- ② 保険契約解約申出時の不適切対応
- ③ 保険金や給付金の支払い事務
など、利用者からの情報をはじめ、経営管理や顧客情報管理に関する関係者からの通報が寄せられた。

(3) 仮想通貨交換業者

システム障害や業者への照会時の対応について、利用者から情報が寄せられた。

第4部 国際関係の動き

第19章 概括

第1節 金融規制改革を含む国際的な議論への貢献

世界金融危機から10年を経て、危機再発防止のための国際的な金融規制改革のほとんどの項目は最終化された。一方で、各国による規制実施の齟齬や重複が市場の分断をもたらすリスクも懸念されており、合意された規制を各国が協調して整合性のある形で実施に移すことが重要な課題となっている。

また、前回危機を踏まえた対応とは別に、デジタルイゼーションや高齢化の進展等により経済・金融システムの持続可能性に関する様々な課題が生じつつあり、金融面での国際的な取組みも強く求められている。

これまで公開の場で積極的に对外発信¹、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立、新たな規制を際限なく策定し続ける状況の終結、規制の影響評価の必要性等を訴えてきており、こうした考え方は国際的な共通認識となってきた。その結果、バーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制等に関する国際的枠組み）、保険会社の国際資本基準（ICS）、金融安定理事会（FSB）における規制の影響評価の取組み等の具体的な内容にその成果が現れつつある。

また、経済・金融システムの持続可能性に関する様々な課題について、各国と経験や知見を共有し、このような世界共通の課題の解決に向けて国際的な議論を深めた²。

¹ 金融庁長官の英文講演について2017事務年度の主なものは、2017年11月「Creating economic opportunities and shared value in society」（於 米日カウンスル年次総会）、2018年2月「Toward a Virtuous Cycle of Finance and Economy」（於 日本証券サミット）。

² 仮想通貨（暗号資産）を含むフィンテック、コーポレート・ガバナンス、利用者保護、保険等について東京で国際会議を開催し、金融庁の施策にも裨益する経験や知見の共有を行った。

国際的な金融規制の議論における金融庁の取組みと成果

課題	取組み	成果
①残された規制改革項目の速やかな最終化	○バーゼルⅢやICSに関して、早期に適切な形での最終化に向けて議論に積極的に参画。	○バーゼルⅢを最終化（2017年12月）。我が国の主張も反映され、規制の簡素さや比較可能性を向上させつつリスク感応度の確保にも配慮したバランスの取れたものとなった。 ○ICSは2019年までの基準策定に向け、規制の意図せざる影響を考慮する機会を設けるべきとの金融庁の主張等も反映され、基準策定後5年間にモニタリング期間とすることで合意（2017年11月）。また、金融庁の貢献が評価され、金融庁職員2名が関係会議の議長に選任された。
②規制の複合的な効果と副作用についての検証	○G20やFSB等において総合的な規制の影響評価の必要性を提起。	○FSBにおいて具体的な規制の影響評価の取組みを開始。インフラ金融に対する規制の影響評価について2018年中に結果をG20に報告し、中小企業金融に対する規制の影響評価について2019年中に成果物がG20に報告される予定。
③各国独自の取組みが市場の分断をもたらすリスクへの取組み	○欧米等での規制改革等に関して、二国間協議での議論や意見発出を通じて海外当局と連携。	○米国とは日米経済対話（2017年10月）において、金融システムの安定と経済の持続的成長の両立が重要という大きな方向性を共有。 ○米欧当局はこの両立の考え方や各国の意見も踏まえながら、規制の見直し案等を検討・公表 ³ 。

³ 米国では、金融規制を検証した財務省による一連の報告書「経済的な機会を作る金融システム」（2017年以降）、金融システムの安定と経済成長の両立という視点を取り入れた商品先物取引委員会（CFTC）委員長等によるホワイトペーパー「スワップ規制2.0」（2018年4月）を公表。また、米国規制のボルカールールについて我が国も意見を提出（2017年9月）しており、米当局で見直し中。欧州では、外国銀行への中間親会社設立規制案に関し、我が国等の意見を踏まえながら、規制対象となる金融機関を判定する際の閾値の適切な設定方法等を検討中。

第2節 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

金融機関のグローバルな活動に伴うリスクや機会に対応する観点から、先進国や新興国等を含め幅広い国際的な当局間のネットワーク・協力を深めていくことが重要である。

I 米欧

日米経済対話（2017年10月）において、金融システムの安定と経済の持続的成長の両立が重要という大きな方向性を共有した⁴。

また、日EUハイレベル協議（2017年10月）で、英国のEU離脱（ブレグジット）に本邦金融機関が円滑に対応できるよう働きかけるとともに、二国間での協力を強化する方法について議論し、日EU・EPA（2017年12月交渉妥結）に金融規制・監督協力の枠組みを盛り込んだ。

II 中国

この1年間で日中金融協力は大幅に前進した。第一に、中国財政部と監査監督上の協力に関する書簡を交換（2017年12月）し、これにより邦銀による初のパンダ債発行が実現した。第二に、日中首脳会談（2018年5月）で、我が国への2,000億元（約3.4兆円）のRQFII（人民元適格外国機関投資家）枠の付与、本邦金融機関への債券業務ライセンスの早期付与、日系証券会社等による中国市場参入の早期実現等を合意した。第三に、中国金融当局との間で銀行監督者会合を開始するとともに、市場監視やマクロプルーデンス分野における協力関係を強化した⁵。

監査監督上の協力に関する中国財政部との書簡交換



⁴ 金融規制に関して「安全性及び健全性に係る高い水準を維持し、金融システムに関する国民への説明責任を確保しつつ、規制によるコスト及び負担を削減するよう調整されるべき」という認識を共有。

⁵ 2017年10月、金融庁は中国銀監会と第1回監督者会合を開催。2018年6月、監視委は中国証監会と連携し、中国在住の個人投資家の相場操縦にかかる課徴金納付命令を勧告。

Ⅲ アジア新興国等に対する技術協力

アジア新興国等に対する技術協力について、本邦金融機関等との対話を踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添いながら個別にセミナーを実施する等、金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ⁶。

例えば、ミャンマーに関しては既存の保険・証券分野の当局間覚書に加え、2018年1月にミャンマー中央銀行との間で銀行分野の金融協力に関する覚書を締結し、より包括的な金融分野の技術協力の推進に向けて取り組んだ。また、黎明期であるミャンマーの資本・保険市場について課題を洗い出し、一層の活性化を促すため、ミャンマー計画財務省に資本・保険市場に関する支援計画を手交し、官民挙げた支援を進めた。

ミャンマー資本市場活性化支援計画の手交



ミャンマー保険セクター支援計画の手交



また、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として、金融連携センター⁷の運営も行っている。金融連携センターでは、新興国当局等の職員を研究員として我が国に招聘し、各研究員の関心分野に応じた研修プログラムを提供しており、既に100名超の受入実績がある。

⁶ ベトナムの金融当局向けに、我が国の企業開示制度や保険・証券監督等にかかる当局向け講義を実施（2017年8月～2018年4月に計5回）。また、インドネシア財務省主催の保険契約者保護セミナーに金融庁職員が講師として参加（2017年11月）。さらに、タイ中央銀行とは既存の金融協力に関する書簡交換（2014年5月）に加え、銀行監督協力にかかる書簡交換についても実施（2018年6月）。

⁷ GLOPAC 及び前身の AFPAC。

2017年度のプログラムでは、講義形式の研修だけでなく、研究員の要望に沿い、金融庁職員や研究員同士の双方向の意見交換の場を提供し、好評であった。

また、過去に受け入れた研究員（卒業生）を再招聘し（ホームカミングプログラム）、業務への活用等のプログラムの意義に関する卒業生による現役生への講義、我が国開催の国際会議での卒業生による講演等の取組みを実施し、卒業生と金融庁職員や現役生とのネットワークを強化した。このような卒業生とのネットワーク強化の取組みは海外でも行っており、卒業生の多いモンゴルとタイで開催した卒業生との同窓会ではプログラムの成果の活用状況をフォローアップするとともに、卒業生同士のネットワーク強化にも寄与した。

第20章 金融に関する国際的な議論

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合（サミット）がワシントンで開催された。その後、G20やFSBをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会 (FSB) ・バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	
アジア・オセアニア			アルゼンチン			サウジアラビア			○	○	○	
日本	⑦	○	○	欧州			南アフリカ			○	○	○
中国	○	○	○	英国	⑦	○	○	基準設定主体				
韓国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	—	
オーストラリア	○	○	○	フランス	⑦	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○		
インドネシア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○		
インド	○	○	○	ロシア	○	○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○		
トルコ	○	○	○	スイス		○	○	グローバル金融システム委員会		○		
香港		○	○	オランダ		○	○	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		○		
シンガポール		○	○	スペイン		○	○	国際機関				
米州			ベルギー				○	国際決済銀行 (BIS)		○		
米国	⑦	○	○	ルクセンブルク			○	欧州中央銀行 (ECB)		○	○	
カナダ	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際通貨基金 (IMF)		○		
ブラジル	○	○	○	欧州委員会 (EC)	○	○		世界銀行 (WB)		○		
メキシコ	○	○	○	中東・アフリカ			経済協力開発機構 (OECD)			○		

(※1) G20メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

(※2) 証券監督者国際機構 (IOSCO) ・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか100以上のメンバーが参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等を議論するため、G7を超えた新興国を含む首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されており、幅広い政策課題について議論が行われているが、金融規制関係は引き続き主要議題の1つとされている。

II 主な議論

2017年7月にハンブルグ（ドイツ）で開催されたG20サミットにおいては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 合意された国際基準に基づく、開かれた、強靱な金融システムは、持続可能な成長を支えるためにきわめて重要である。
- ② 合意されたG20金融セクター改革の課題の最終化と、適時、完全かつ整合的な実施に引き続きコミットしている。
- ③ 銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化に取り組む。
- ④ 金融規制改革の影響を評価するためのFSBの作業と、実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを支持する。

また、2018年3月にブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制・暗号資産に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 金融規制
 - 金融システムは引き続き開かれ、強靱で、成長を支えるものでなくてはならない。
 - 金融危機後の規制改革の主要な要素の完了となるバーゼルⅢの最終化を歓迎する。
 - 規制の実施や規制の影響評価への取組みに引き続きコミットする。
- ② 暗号資産
 - 暗号資産の基礎となる技術を含む技術革新が、金融システムの効率性と包摂性及びより広く経済を改善する可能性を有していることを認識する。
 - 暗号資産は、消費者及び投資家保護、市場の健全性、脱税、マネロン・テロ資金供与等に関する問題を提起しており、ある時点で金融安定に影響を与える可能性がある。
 - 国際的な基準設定主体がそれぞれのマンデートに従って、暗号資産及びそのリ

スクの監視を続け、多国間での必要な対応について評価することを要請する。

- その中でも特にマネロン・テロ資金対策として、FATF 基準の内容を暗号資産に適用することにコミットするとともに、FATF に対し、同基準の見直しに期待し、世界各国に実施を推進することを要請する。

参考：G7

I 沿革

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの7ヵ国間で、経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として1986年に設立が合意された。同年9月に第1回G7首脳会合（サミット）が開催され、近年は年1回の首脳会合（サミット）と年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論のほか、開発や新興市場国など幅広い政策課題について議論が行われている。

II 主な議論

2018年6月にウィスラー（カナダ）で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議における、暗号資産・サイバーセキュリティに関する議長総括は以下の通り。

〔議長総括〕

○ 暗号資産のリスクと潜在的利益のバランス

大臣・総裁は、暗号資産について議論した。関連する技術が金融セクターをより効率的にする可能性がある一方、暗号資産は、不正取引の実行に使われる可能性があり、投資家保護や市場の公正性の問題を提起しうる。大臣・総裁は、グローバルに相互連結した金融システムの中で、規制行動が効果的であることを確保するために、国際協調が必要であると合意した。

○ 金融セクターのサイバーリスクへの対処

大臣・総裁は、金融セクターの大規模なサイバー事案の「発生後」を想定したシナリオに参加した。金融セクターが高度に、グローバルに相互連結する中、大規模なサイバー事案には、国際的に協調した対応が必要となる。大臣・総裁は、そのような事案やそれに関連する影響が、グローバル金融システムにどのように波及するかを特定するために、そのシナリオを通じて議論を行い、G7のサイバーエキスパートグループが潜在的に協調を要する可能性のある課題への対処を支援しうる分野を強調した。

2017年5月にバーリ（イタリア）で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 代理業者も含めた資金移動業者の監督と監視を引き続き改善。
- ② G7サイバー専門家グループに対し、サイバーセキュリティの効果的な評価のための基礎的な要素を策定するよう指示。
- ③ サイバー攻撃が我々の経済に対して増大する脅威を与えており、経済全体にわたる適切な政策対応が必要。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

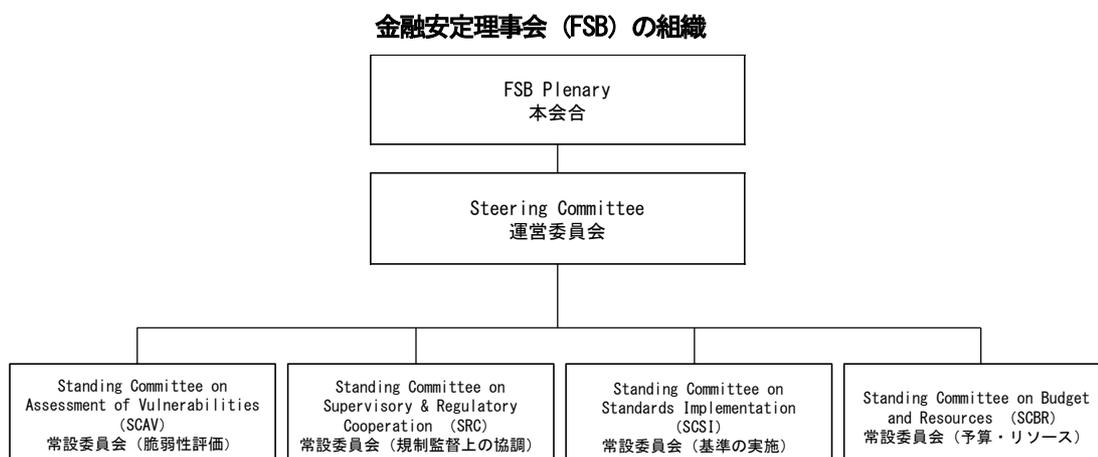
1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、FSFのメンバーをG20メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥C I S諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 金融規制改革の影響評価

F S Bは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2017年7月のG20サミットに向け、第3次年次報告書を公表。

加えて、F S Bでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」の策定・公表。本枠組みに沿って、店頭デリバティブの清算集中を促すインセンティブへの影響評価を開始。また、金融規制改革の金融仲介機能に対する影響評価も開始し、2018年のG20サミットまでにインフラ金融への影響の分析が取りまとめられ、日本が議長を務める2019年のG20サミットまでに中小企業金融への影響について、実質的に最終的な報告が行われる予定。

2. 金融機関の実効的な破綻処理

F S Bでは、傘下の破綻処理運営グループ（R e S G：Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

また、R e S G傘下のクロスボーダー危機管理グループ（C B C M：Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2017年7月に内部T L A C要件の実施に係るガイダンス及び、金融機関破綻時の金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンスが公表された。また、2018年6月、ペイルイン実行に関するプリンシプル及び、実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素が公表された。なお、保険会社やF M Iについても、R e S Gの傘下部会であるi C B C Mやf m i C B C Mにおいて、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

3. 金利指標改革

L I B O R等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013年7月にI O S C Oより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20の要請を受け、2014年7月にF S B報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、T I B O R・L I B O R・E U R I B O Rの3指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で

指標の算出が行われるようにするための改革（IBORs改革）を進めるとともに、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の特定・活用を並行的に推進する「マルチプル・レート・アプローチ」が提言された。

上記の報告書を踏まえ、TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関が、2014年12月以降3回の市中協議を経て、2017年2月、改革案を最終化し、同年7月24日、改革を実施した。同改革においては、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、各リファレンス・バンクがレート呈示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した呈示プロセスを統一・明確化した。

リスク・フリー・レートについては、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016年12月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールO/N物レート（TONA）が特定された。また、2018年4月、TONAの利用拡大に向けて、同勉強会により、TONAを原資産とする日本円OIS（Overnight Index Swap）の活用事例集が公表された。

また、特定のIBORが恒久的に停止した場合においても、契約の頑健性が維持されるよう、IBORの代替となる指標への移行のための手法（フォールバック）の検討が、市場参加者を中心に進められている。

海外においては、LIBORについて、2021年末以降の存続が保証されないことを前提に、リスク・フリー・レートへの移行を促進する動きが見られる。

こうした内外の動きを踏まえ、本邦市場における取引慣行・目的に照らした適切な円金利指標の選択が可能となるよう、環境整備に努めている。

4. ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システミック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、FSB等においてその対応について議論が実施されている。G20との関係では、ガバナンス・フレームワークに関するワーキング・グループ（WGGF）、報酬に係るワーキング・グループ（CMCG）、IOSCOによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、FSBによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減の取組むこととし、定期的に進捗報告されている。

WGGFでは、民間セクターとの対話・当局間の意見交換等を通じ、2016年～2017年にかけて、各国で取られているミスコンダクト対応の取組みのストックテイクを行い、その結果を公表（2017年5月）した後、企業文化等の3テーマに論点を絞って作業を進め、2018年4月に企業及び監督向けツール集を公表した。

CMCGでは、ミスコンダクトと報酬の関連についてストックテイク等が行われてきたが、2018年3月に、2009年に公表した「健全な報酬慣行に関する原則及び実施基準」を補足するガイダンスを公表。更に、2018年5月にミスコンダクトリスクに対処するための報酬ツールに関する各国の報告枠組みを整合的にするための提言集

を策定し、パブリックコメントに付している。

5. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、FSBは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関してもその細目について、政策提言を2015年11月に公表。各国において2017年末までの実施が求められている。

6. 気候変動が金融に与える影響

2015年9月に開催されたFSB主催「気候変動が金融の安定与える影響に関する官民会合」での議論を踏まえ、FSBのイニシアチブにより、同年12月TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは業界主導の取組みであり、金融機関や上場企業を対象とした自主的な開示原則等の策定を目的としている。2017年7月のサミットに向けて、最終報告書が公表された。

7. FSBピアレビュー

FSBの基準の実施に関する常設委（SCSI）では、毎年テーマを選定し、全FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2017年から2018年にかけては、破綻処理計画に関するピアレビューを実施されており、2018年中のレビュー完了を見込んでいる。

8. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML/CFT対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

FSBは、2015年のG20サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るFSBのアクションプランの実施に向け、2016年2月にコルレス銀行調整グループ（CBCG: Correspondent Banking Coordination Group）を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化

等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を行っている。CBCGのそれぞれの作業部会の取り組みについては、同年7月のG20サミットに向けて進捗報告書が公表された。その後、2017年7月に、送金業者の銀行サービスへのアクセスについて検討を行うタスクフォースが設置された。

第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において原則年3回開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からスウェーデン中央銀行のイングベス議長が務めている。

II 組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有しているが、BISとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

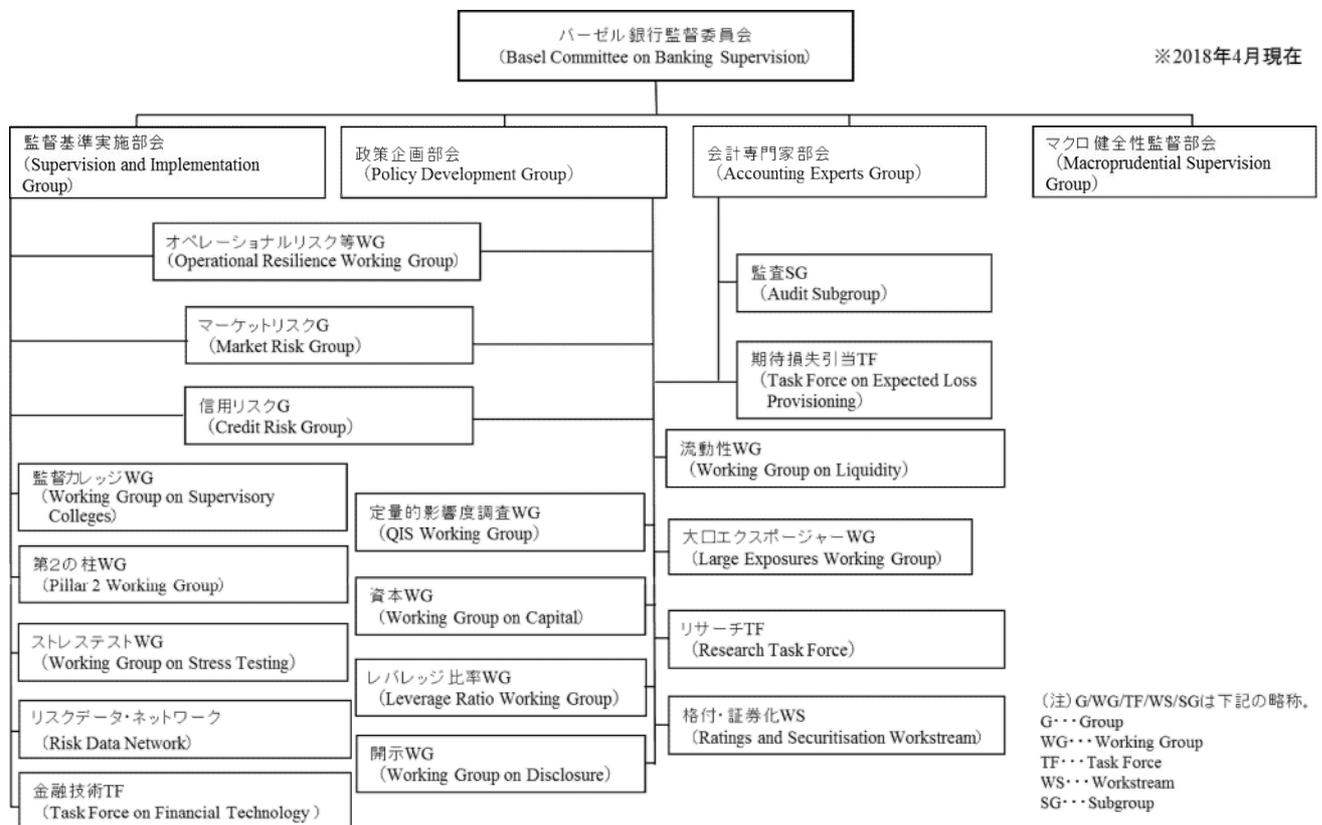
各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各

国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ 主な議論

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。こうした規制改革の一環として、2017年12月、バーゼルⅢが最終化され、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直しが完了した。最終化された規制の主な内容は以下のとおり。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

1. 信用リスクの見直し

（1）標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、様々な国や規模の金融機関に利用される信用リスクに関す

る標準的手法について、規制の簡素さを維持しつつも、外部格付や担保水準に応じてよりきめ細かなリスクウェイトを適用するなど、規制のリスク感応度を向上させる見直しを行った。なお、当該見直しは、全体的な資本賦課水準の引き上げを目的とするものではない。

(2) 内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが(内部モデル手法)、その結果にはばらつきが見られる。バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく見直しを行った。具体的には、モデル化になじまない資産に対する内部モデルの利用を制限すると同時に、引き続き内部モデルを利用できる場合でも、リスクパラメータ(インプット)に対する下限(フロア)を修正する等の見直しを行った。

2. 信用評価調整(CVA)リスクの計測手法の見直し

2010年に公表されたバーゼルⅢにおいて、取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる、信用評価調整(CVA:credit valuation adjustment)の時価変動リスクに対する資本賦課が導入された。

バーゼルⅢの最終化に際して、CVAリスクの計測について、各金融機関のデリバティブ取引の規模・特性等をふまえた2つの計測手法および1つの簡便法が用意された。

3. オペレーショナル・リスクの計測手法の見直し

バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクの計測手法に関し、内部モデル手法である先進的計測手法(AMA)及び従来の標準的手法である基礎的手法(BIA)・粗利益配分手法(TSA)に代えて、銀行のビジネス規模指標をベースとし、損失実績も勘案する新しい標準的手法(SMA)に一本化した。

4. 資本フロアの導入

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、内部モデル手法に基づき算出したリスクアセットの合計額が、標準的手法に基づく算出結果を大幅に下回らないよう、一定のフロア(72.5%)を設定した。新たなフロアは、2022年から2027年の5年間で段階的に導入される予定。また、フロア適用前後におけるリスクアセットの増加率の上限を25%とする移行措置が各国裁量で導入可とされている(2027年に終了)。

5. レバレッジ比率規制の見直し

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は2015年1月から開始）。

バーゼルⅢの最終化に際して、G-SIBsに対する自己資本水準の上乗せが求められることとなったほか、①デリバティブ取引、②有価証券の未決済取引、③オフバランスシート項目、④中銀預金のレバレッジ・エクスポージャーの定義の見直し等が行われた。

なお、2018年3月、2016年に最終化されたマーケットリスク規制の一部見直しを行う修正案に係る市中協議文書が公表された。

（上記以外の主要項目）

6. ソブリンリスクの取扱い

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Tier 1）の25%（G-SIBs間取引は15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張していた。

こうした議論を踏まえ、2015年1月のGHOS会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual）」検討を進めることとされていたところ、2017年12月、バーゼル委員会は、現行の規制上の取扱いを変更するコンセンサスが形成されなかったため、検討を完了し、現行の規制上の取扱いを維持することを決定した。併せて、これまでの検討において提起された潜在的な考え方（アイデア）を紹介したディスカッションペーパーを公表した。

7. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表され、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年から完全実施される予定）。

G-SIBsの選定手法は、国際的な銀行システムや銀行のビジネスモデルの構造的な変化を踏まえて、3年ごとに見直すこととされており、2017年3月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表され、2018年7月に最終化された。見直しのポイントは以下のとおり。

- ① G-SIB選定の計算対象として、銀行グループの保険子会社に係る計数を算入するよう、取扱いを統一
- ② セカンダリー市場における銀行の活動を把握する指標として、新たに証券トレーディング指標を追加
- ③ 対外与信・対外負債指標において、デリバティブ取引に関するデータを算入し、対外負債指標については、単体ベースから連結ベースに変更
- ④ G-SIB選定に用いられた数値が開示された数値と異なる場合は、速やかに次の四半期開示において訂正することを義務付け
- ⑤ G-SIBサーチャージについて、新たにバケット水準を割り込んだ銀行について、公表の翌年より低い水準を適用するよう取扱いを明確化

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的に行われており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるEMEAP-WGBSは年2回開催されており、現在、2年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。



第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて218機関（2018年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2016年5月にリマ、2017年5月にモンテゴベイ（ジャマイカ）、2018年5月にブダペスト（ハンガリー）で開催された。次回は、2019年にシドニー（オーストラリア）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

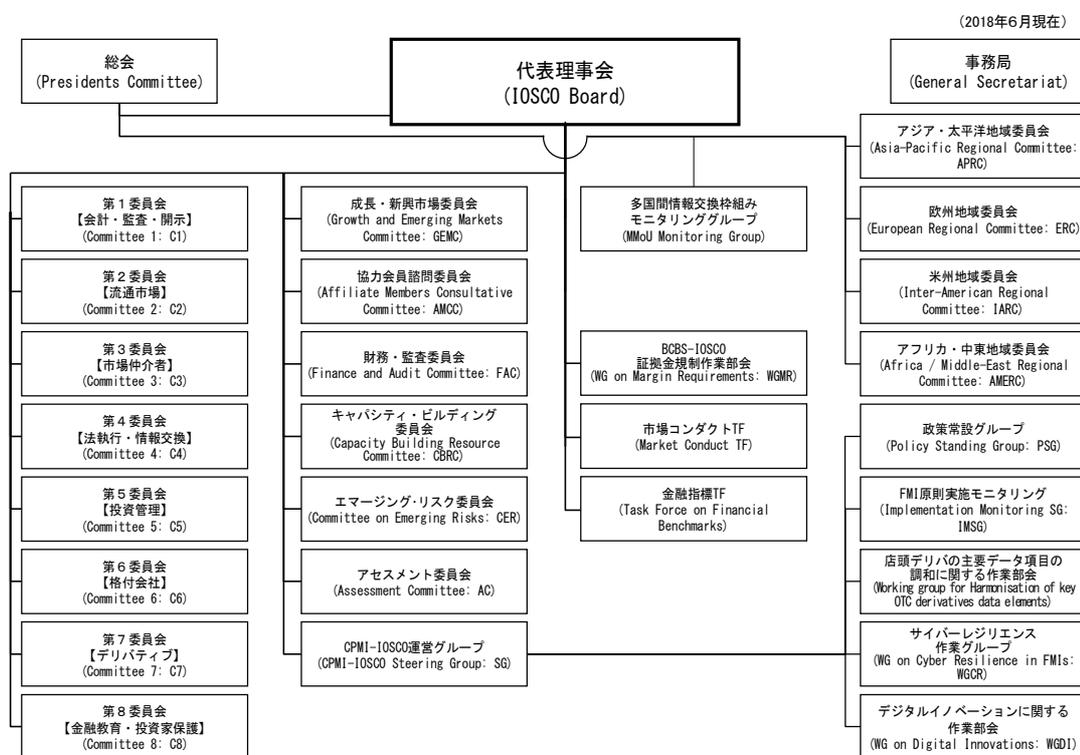
- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMoU」という。）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに署名）。

II 組織

証券監督者国際機構（IOSCO）の組織



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会（SFC）のオルダーCEOである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局（FSMA）のセルベール委員長と、成長・新興市場委員会（GEMC）委員長であるマレーシア証券委員会（SC）シン委員長の2名が務めている。いずれの任期も、2020年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC : Asia Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会は、年2回開催されている。APRCは30当局から構成されており、2018年5月より、当庁の水口審議官が前議長 (氷見野金融国際審議官) を引き継ぐ形で議長に就任した (任期2年)。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善 (IOSCO・MMoUの推進) に取り組んでおり、G20サミットのマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システムック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準 (IFRS) の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準 (ISA) 等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2018年3月には、「過度の市場変動を管理し取引秩序を維持するために取引施設が活用するメカニズム」と題する市中協議文書、同年4月には、「社債流通市場の報告制度と透明性」と題する最終報告書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2018年2月には、「リテール投資家向けOTCレバレッジ商品に係る報告書」と題する市中協議文書及び「株式による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMoU及び強化されたMMoU (Enhanced MMoU: EMMoU) の審査グループ (SG) において、MMoU及びEMMoU署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステムック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2017年11月には、「投資ファンドの終了に関するグッドプラクティス」、2018年2月には、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言」及び「オープンエンド型ファンドの流動性とリスク管理に関するグッドプラクティスおよび考慮点」と題する最終報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2017年10月には、「その他格付関連商品」と題する最終報告書を公表した。

8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たにデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年10月、同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催され、そのオープニングセレモニーが東京で開催された。また、2018年4月には、同委員会の東京会合を当庁が主催した。

10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、エマージング・リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステムック・リスクの発見や監視等を行うための手法等について検討している。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2017年11月には、「マネー・マーケット・ファンド規制のピアレビューのアップデート」、「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピアレビューのアップデート」及び「証券市場に関するG20/FSBによる提言の実施状況報告書」を公表した。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会 (CSRC) (1997年)、シンガポール通貨監督庁 (MAS) (2001年)、米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC) (2002年)、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) (2004年)、香港証券先物委員会 (SFC) (2005年) 並びにニュージーランド証券委員会 (2006年) との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC) との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局 (ESMA) とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換 (2011年) 及び清算機関に関する覚書への署名 (2015年)、欧州の証券監督当局 29 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2013年)、米国商品先物取引委員会 (CFTC) とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2014年) をそれぞれ

行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2018年6月末現在、118の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2018年6月末現在、7の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での各課題・懸念等について定期的な協議を行うMMoUモニタリング・グループの議長を、2018年5月から当庁の水口審議官が務めている。

14. ICOに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年1月に「IOSCO代表理事会表明: ICOs (Initial Coin Offerings) に関する懸念」を公表し、注意喚起等を行った。加えて、IOSCOは「ICO協議ネットワーク」を設立して、各IOSCO加盟当局が各国・地域の取り組みや対応を議論し、クロスボーダー事例を含む懸念事案についての情報共有を行っている。また、同年5月代表理事会において、IOSCOメンバーサイト上で情報共有を行う枠組みの設置が提案され、現在、検討が進行中。

第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州による規制の域外適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。さらに、デリバティブの中央清算促進のインセンティブに対して、金融危機後の各種規制改革がもたらす影響を評価するため、FSB、BCBS、CPMI、IOSCOの下でDerivatives Assessment Teamが組成され、2017-2018年にかけて作業を行っている。当該作業の結果は、2018年のG20サミットに提出される。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

(1) 政策常設グループ (PSG)

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。2017年6～7月に、CCPの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する追加ガイダンス、2018年4月に当局によるCCPのストレステストの枠組みが公表された。

(2) 実施モニタリング・グループ (IMSG)

FMI原則の各国実施を促進するため、FMI原則28法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするグループとして設置されたグループ。2018年5月には、世界のCCPリスク管理に関する評価報告書を公表している。

(3) 店頭デリバティブの主要データ項目の調和グループ (HG)

2014年9月、FSBより、店頭デリバティブの取引参加者により各取引情報蓄積機関 (TR) へ報告された情報の国際的な集約を可能とするため、①UTI (固有取引識別子) 及びUPI (固有商品識別子) の開発と導入、②取引報告データのグローバルな調和に向けたガイダンスの策定、が提言された。この提言に基づき、CPMI-IOSCOは当該作業部会を2014年11月に立ち上げ、(1)UTI、(2)UPIについて技術ガイダンスの策定作業及び(3)その他重要データ項目 (CDE: Critical Data Elements) について技術ガイダンスとガバナンス (実施を効果的に行うための体制や役割等) の策定作業を進めてきた。

これまでに、UTI・UPI・CDEの技術ガイダンスに関する作業が終了し、それらの最終文書が各々2017年2月、同年9月、2018年4月に公表された。現在はCDEのガバナンスに関する議論が進行中である。

2. FSB店頭デリバティブ作業グループ (ODWG)

2009年のピッツバーグ・サミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革の進捗を管理する目的で設立された。定期的に改革の進捗状況を纏めたプロGRESSレポートを公表している。

直近では第12次報告書を2017年6月に公表。同報告書では、規制改革は全体として、各国において進捗しており、特に、第11次報告書からは、証拠金規制の導入が、11法域から14法域へと拡大 (2017年6月末時点) し、その他の分野においても、緩やかなペースではあるが、改革が進行中としている。

3. FSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会 (GUUG)

当該作業グループ (GUUG) は、CPMI-IOSCOで検討されたUTI・U

PI 技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして2016年3月にFSBの傘下へ設置された。2017年10月にUPI ガバナンスの最終文書が公表され、現在はUPI ガバナンスに関する作業を行っている。

4. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会 (WGMR)

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会(WGMR)を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月(第1次)及び2013年2月(第2次)の2度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. その他

(1) 清算集中に係る相互依存性分析グループ (SGCCI)

FSB SRC、FSB ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOが策定したCCPに関する作業計画に基づいて、清算集中に係る相互依存性の分析作業を行っている。世界26の主要CCPからデータを収集し、CCPと清算参加者等との間の相互依存性について分析を行い、2017年7月に第1回報告書を公表した。現在、第2回の相互依存性分析作業を継続している。

(2) 取引主体識別子 (LEI)

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会(ROC)が発足。2014年6月には中央業務機関(COU)を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され(グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法)、その後は、LEIの利用拡大の検討、符番されたLEIの更新、LEI参照データ項目の検討など実務的な議論が進展している。

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

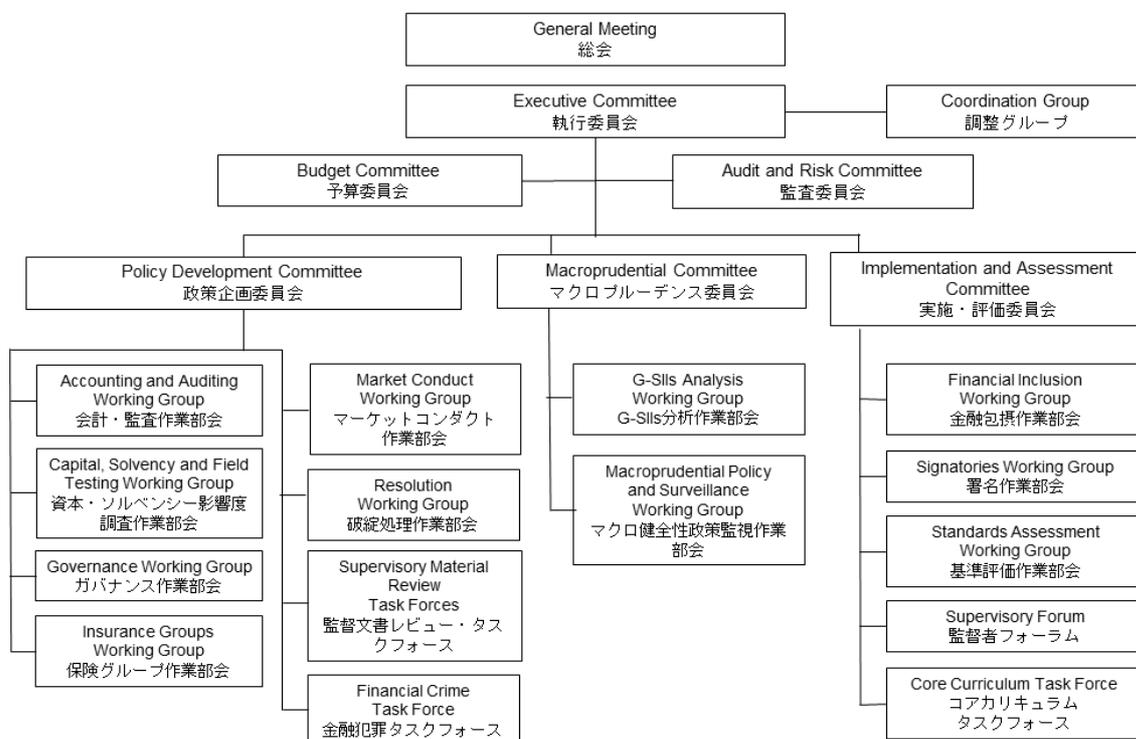
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

保険監督者国際機構（IAIS）の組織



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：

5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：1、北アフリカ・中東：2、中東欧：1、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の太田国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のマクピーク会長、中国銀行保険監督管理委員会のチェン副主席の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、国際資本規制検討、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

4. マクロプルードランス委員会

執行委員会の下、システムック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルードランス委員会の下には、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIS: Global Systemically Important Insurers）の選定に係る分析作業、グローバルな保険市場に関する報告書の作成を行う作業部会が設置されている。

5. その他の委員会等

各国における監督基準の実施、実施状況の評価に関する議論を行う実施・評価委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

III 主な議論

1. システムック・リスクへの対応

FSB及びIAISは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIS）の選定手法及び政策措置を公表し、保険会社9社をG-SIISに選定した。それ以降、毎年11月に更新リストが公表されていたが、2017年は更新されず、2016年のリストが引き続き適用されている。（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。選定手法は3年に1度見直されており、次回の見直しは2019年に行われる。

また、従来の機関別のシステムック・リスク評価手法（EBA: Entity-Based Approach）を補完または代替するものとして、保険会社の「活動」に着目したシステムック・リスク評価手法（ABA: Activity-Based Approach）の検討が開始されている。2017年12月には、中間市中協議文書「システムック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」が公表された。

2. I A I G sの監督のための共通枠組み (C o m F r a m e) の検討

I A I Sでは、金融危機を踏まえた対応として、2010年より「国際的に活動する保険グループ(I A I G s)」の監督のための共通枠組み(C o m F r a m e: Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups)を検討している^(※)。

C o m F r a m eは、並行して改訂作業が行われている、全保険会社向けの要件である保険基本原則(I C P: Insurance Core Principles)に統合された上で、2019年の年次総会で承認される見込み。

(※) I A I G sを判断するベンチマークとして、「3以上の管轄区域において保険料収入があるかつ海外保険料収入10%以上を前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。

3. I A I G sに適用される「国際資本基準」(I C S) の検討

C o m F r a m eのうち資本基準については、I A I Sは2013年12月より、I A I G sに適用する国際資本基準(I C S: Insurance Capital Standard)の検討を開始した。これまで2回の市中協議(2014年、2016年)と3回の影響度調査(フィールドテスト、2015年、2016年、2017年)を実施しており、2017年7月にはI C S Version 1.0(拡大フィールドテストのための国際資本基準)を公表した。同年11月には、2019年に策定される、監督に用いる基準としてのI C S Version 2.0について、策定後5年間をモニタリング期間とすることに合意した。

第7節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に現在35か国・2地域機関。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は2012年4月のFATF大臣会合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施されている。日本に対する相互審査は2019年から開始され、2020年6月のFATF全体会合で審査結果が採択される予定である。

第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査されることとなる。

現在、金融庁内の体制を整え、民間金融機関等における取組みを促すなど、第4次相互審査への対応を進めているところである。

Ⅱ 主な議論

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与がクロスボーダーで実行される中、対策の実効性向上のためには官民間問わず不審な取引等の情報共有が必要不可欠との観点から、これを促進すべく、関連するFATF勧告等を改定し、金融グループ内のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に必要な範囲で、不審な取引に関する情報の共有が求められることを明確化するとともに、民間セクターにおける情報共有に関するガイダンスを策定、公表した。

また、暗号資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手段として悪用される脅威等についても各国の経験を踏まえて議論を実施している。2018年3月に公表されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議声明において、FATFに対し、FATF勧告等の基準の見直しを期待し、世界各国に実施を推進するよう要請することが盛り込まれており、今後、FATFにおいてさらなる議論が進められる見込みである。

第8節 その他の主体

I 経済協力開発機構（OECD）

1. 沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を神田真人 財務省主計局次長 兼 金融庁総務企画局（2018年6月現在、組織再編後は総合政策局）が務めている。

2. 主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなるOECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015年11月のG20サミットに提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、2017年3月に改訂・公表された。また、OECDによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が実施され、日本は重点審査国として2017年11月のOECDコーポレート・ガバナンス委員会において報告を行った。

また、2017年10月に、OECDによるアジア地域非加盟国を対象としたアウトリーチ活動の一環として、OECDアジア・コーポレートガバナンス・ラウンドテーブル東京会合を開催し、アジアを中心に、欧、米、中東等も含む世界各国の規制

当局、証券取引所、学界、実業界等からのべ249名の参加があり、近年のコーポレート・ガバナンスの進展、アジア株式市場と成長企業による金融アクセス、証券取引所の役割の進化等のテーマを扱い、特にアジア地域におけるコーポレート・ガバナンスの分野での議論を主導した。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、2016年以降毎年開催している会合。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はタイ・バンコク（2017年9月）で開催された。第3回会合（2018年4月）は東京で開催され（当庁、OECD、アジア開発銀行研究所（ADB I）による共催）、人口動態、技術革新、気候変動といった保険市場を取り巻く課題や、退職貯蓄の改善について議論が行われた。

II 国際通貨基金（IMF）

1. 金融部門評価プログラム（FSAP）

金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）は、IMFが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半にかけて第3回対日審査が行われ、報告書はIMF理事会の議論を経て2017年7月に公表された。なお、日本の第1回FSAP報告書は2003年、第2回は2012年に公表されている。

（※1）2010年9月、IMF理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきFSAPを5年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

（※2）前回のFSAP報告書は、「2003年の前回FSAP以降、金融システムの強化に向け重要な進展（具体例：資本状況の改善、不良債権比率の低下）。他方、多額の国債残高や経済の低成長といった要因が、中期的には金融の安定性への試練になり得る」と指摘。

（※3）2017年IMF・対日4条協議コンクルーディングステートメントの概要（金融関連）

(主な内容)

問題意識

金融機関は、低成長と低金利、及びその根底にある少子高齢化から来る逆風に直面。多くの金融機関及び生命保険会社は、国内での投資・与信が伸び悩み、収益確保のためにリスクを十分に理解していない海外証券投資・不動産投資といった新たな分野の業務を拡大している。こうした金融機関の直面する新たな課題に対応するためには金融監督の更なる深化・進展が必要。

主な提言

- ① 金融機関の新たな課題・リスクに対応するための金融監督の枠組みの強化
 - リスク・ベースの健全性監督の体制整備
 - 銀行・保険業界におけるコーポレート・ガバナンスの強化
 - 各銀行のリスク特性をより反映した資本水準を銀行に求めること
 - 保険業界に経済価値に基づいた健全性の評価制度を導入していくための取り組みを進めること
- ② マクロ経済や人口動態が金融機関に与える影響について金融機関と深度ある対話を行うこと、及び金融機関の存続可能性に関する懸念が見いだされた場合に迅速な対応を行うこと
 - 金融機関における手数料サービス等への移行の検討の推奨
 - 地域金融機関の統合の有効性の指摘
- ③ 危機管理・破綻処理の枠組みの更なる強化

2. IMF・金融庁・日本銀行共催 FinTech(フィンテック)コンファレンス

2018年4月IMF(国際通貨基金)、金融庁および日本銀行の共催により、FinTech(フィンテック)コンファレンスを開催した。当コンファレンスでは、アジアを中心とした各国当局やフィンテックに関心を持つ金融機関等が参加し、フィンテック分野におけるアジア各国の先駆的な動向やフィンテックを活用した金融の深化(金融包摂など)に焦点を当て、さらにフィンテックがもたらすリスクや規制上の課題について、議論された。

III 金融サービス利用者保護国際組織(FinCoNet)

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。愛、英、中、加、仏、豪、西、日など24カ国のメンバーの他、オブザーバーとし

て6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟。議長は、Lucie Tedesco 氏（加金融サービス利用者保護庁長官）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

FinCoNetの全メンバーを集めた上で年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論。）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。これら年次総会等の他に、執行評議会（予算執行・運営等を議論。）や各議題に応じた常設委員会が開催されている。当庁の幹部は、執行評議会メンバーに選任されている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、当庁はSC3、SC4及びSC6のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「工具箱」をメンバーズサイト上に構築。今後、コンテンツをアップデート予定。
第2常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	愛（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	デジタル化された短期かつ高金利の消費者金融やペイデイローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対処。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を2017年11月に公表した。
第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、日、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対処。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を2018年1月に公表した。
第4常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	西（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況について報告書を作成中。
第5常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	露（共同議長）、加（共同議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	2018年3月に初会合を開催。今後、金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について、議論を予定。
第6常設委員会（SC6） 顧客本意の金融商品、サービス等の提供	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、露、仏	2018年3月に初会合を開催。今後、金融機関に対して、顧客本意な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について、議論を予定。

第21章 当局間の連携・協力等

第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
(発効済)	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部を発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
(交渉中)	
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意
環太平洋パートナーシップ（TPP/TPP11）協定	TPP:2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2016年2月署名 TPP11:2017年11月大筋合意／2018年3月署名
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
EU	2013年4月交渉開始／2017年7月大枠合意／2017年12月交渉妥結／2018年7月署名
東アジア地域包括的経済連携（RCEP）	2013年5月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA）	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
(交渉中断)	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年3月以降交渉中断

I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定。金融サービスについても1章が割かれている。2010年3月に交渉開始。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年2月に署名。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱。これを受け米国を除く11か国は、協定の早期発効に向けて同年5月にベトナム（ハノイ）においてTPP閣僚会合を開催。会合後の閣僚声明では、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を同年11月のAPEC首脳会合までに完了させること等が盛り込まれた。本声明を踏まえ、同年11月にベトナム（ダナン）で開催されたTPP閣僚会合において、11か国によるTPP（TPP11）が大筋合意に至り、2018年3月にはチリ（サンティアゴ）にて同協定の署名が行われた。

同協定の発効には署名国の内6か国が国内手続きを終えていることが必要であり、日本では196回通常国会において同協定が承認され、関連法案も成立した。

II 日EU・EPA

TPP/TPP11同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律。2013年3月交渉開始。2017年12月に首脳間において交渉妥結を確認、2018年7月に署名された。日本及びEUにおいてEPAの早期発効に向けた国内手続きが進められている。

III その他経済連携協定（EPA）交渉等

現在、8つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおり。

1. サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA：Trade in Services Agreement）

1995年のWTOの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）」が発効されたが、発行から長期間が経ち、さらなる自由化の必要性が増していることから、22（現在は23）か国・地域が2013年6月に交渉開始。

2. 東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013年5月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ASEAN10ヶ国、中国、

韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

3. 日中韓 F T A

2013 年 3 月に交渉開始。

4. 日トルコ E P A

2014 年 12 月に交渉開始。

5. 日カナダ E P A

2012 年 11 月に交渉開始。

6. 日コロンビア E P A

2012 年 7 月に交渉開始。

7. 日 A S E A N E P A (A J C E P : ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)

物品貿易等については 2008 年 12 月から順次発効。2010 年 10 月から、投資・サービスの交渉を行っており、サービス交渉については、2015 年 11 月に交渉を終了している。

IV 世界貿易機関 (W T O) による貿易政策検討制度 (T P R B) 審査

W T O 加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。2 年に 1 度対日審査が行われており、直近は 2017 年 3 月に対面会合が行われた。

第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）

ARFP（Asia Region Funds Passport）は、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010年以降、ARFPのルールの見直しが行われてきたところ、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOC）に署名を行い、MOCが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017年12月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了。

2016年6月に設置された、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）は、2017事務年度においては、2017年10月にバンコク、2018年4月にシドニーにおいて合同委員会対面会合を行った。この間、2018年2月にタイが国内制度整備を完了。豪も2018年9月の制度整備完了が見込まれている。

第3節 当局間協議

金融庁は、2017 事務年度においては、EC、英国等多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、中国財政部との間で監査監督上の協力に関する書簡交換、ミャンマー中銀との間で銀行分野における金融協力に関する覚書締結、タイ中央銀行（BOT）との間で監督協力に係る書簡交換を実施した。

I 欧州委員会（EC）

欧州委員会（EC）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と金融庁との間で、1985 年以来、1～2年に1回程度のペースで日EUハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・EUが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年10月3日	ブリュッセル	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2016年1月20日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

II 英国

経済・金融に係る幅広いテーマについて意見交換を行うため、英当局と財務省・金融庁との間で日英財務協議を設置。2018年1月に第1回を東京にて開催。今後、1～2年に1回程度のペースで開催予定。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2018年1月24日	東京	金融国際審議官	英財務省国際EU局長、金融サービス局長

III スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で2年に1回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年8月10日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長
2015年12月1日	ベルン	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長

IV 日中韓

2005年3月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組として、第1回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催。また、第3回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合（個室幹部級）を同セミナーに付随する形で開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年11月30日 ～12月1日	仁川市	金融国際審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長
2016年8月19日	煙台市	総務企画局審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長

V 中国

中国経済の急速な発展に伴う日中間の金融協力・連携の重要性の高まりを踏まえ、日中金融当局間での監督者会合を設置。2017年10月、北京で第1回会合を開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年10月20日	北京	総務企画局参事官	銀行監督管理委員会国際部主任

VI インド

2014年11月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的で開催する協議として拡充し、2016年1月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関が参加。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年9月6日	デリー	総務企画局参事官	インド財務省経済局長
2016年9月15日	東京	総務企画局参事官	インド財務省経済局長

VII 台湾

2014年11月、台湾金融監督管理委員会（FSC）の黄副主任委員より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年11月17日	台北	総務企画局審議官	銀行局長
2016年11月10日	東京	総務企画局審議官	銀行局長

Ⅷ UAE

日・UAE両国の金融・資本市場、インフラ投資、財政健全化への対応等、幅広いテーマについて、官民協働で意見交換・情報共有を実施する目的のもと、2014年6月に引続き、2018年3月に第2回日・UAE財務金融協力セミナーを開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2018年3月26日	東京	内閣府副大臣	UAE中央銀行総裁
2014年6月12日	アブダビ	総務企画局参事官	UAE中央銀行総裁

第4節 金融技術協力

I 概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組を構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

II 活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の7か国14当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組を構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2017事務年度においては、例えば以下のような国を対象とし、対象国のニーズに応じた技術支援を実施。

- ① ミャンマーでは、健全かつ公正な資本市場の育成を目的にミャンマー計画財務省に長期専門家を継続派遣し、2017年8月には、保険市場の健全かつ公正な育成を目的として、新たに長期専門家を派遣。2018年1月には、ミャンマー資本市場に関する課題の洗出し、一層の活性化を促すため、ミャンマー計画財務省に資本市場活性化支援計画を手交したほか、同年6月には、ミャンマー保険セクターの健全な発展を目的として、ミャンマー保険セクター支援計画を同省に手交。
- ② ベトナムでは、各金融当局向けに、日本の企業開示制度や保険・証券監督等に係る講義を実施。
- ③ インドネシアでは、継続的なハイレベル間の会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。フィンテックや保険契約者保護等先方より関心が示された複数の分野における知見共有のためのセミナーを実施。
- ④ タイでは、財務省・中央銀行及び保険委員会とトップ会談を行い、両国の金融・財政情勢について意見交換を実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）

I 概要

2014年4月に設置したアジア金融連携センター（AFPAC: Asian Financial Partnership Center）を、2016年4月にグローバル金融連携センター（GLOPAC: Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。GLOPACでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

II 活動実績

2014年7月以降、27の国・地域^(※)の金融当局者を招聘し、計106名の研究員・インターン生がAFPAC及びGLOPACのプログラムを修了した（2018年6月現在）。

長期滞在の研究員については、概ね2～3ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

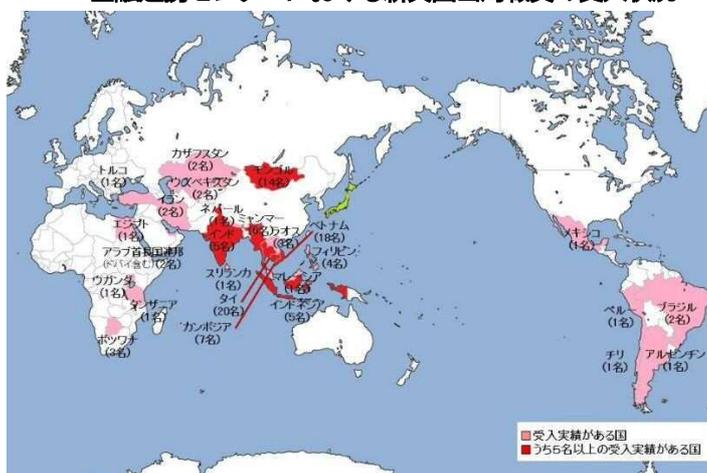
また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、5つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

- ① 卒業生を日本に再招聘し、現役生や当庁職員との意見交換の実施
- ② 当庁職員が現地に出張し、卒業生との意見交換を行う同窓会の実施
- ③ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
- ④ GLOPACが発行するニュースレターの送付
- ⑤ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招聘

(※) アルゼンチン、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ラオス、UAE。

	受入期間	人数	出身国 (人数)
第1期	2014年7月29日 ～11月28日	3	ベトナム (1) モンゴル (2)
第2期	2014年10月21日 ～2015年2月6日	6	タイ (2) ベトナム (1) モンゴル (1) ミャンマー (1) タイ (1)
第3期	2015年3月3日 ～5月29日	7	カンボジア (1) ベトナム (1) ベトナム (2) モンゴル (2) タイ (1)
第4期	2015年7月28日 ～10月9日	8	カンボジア (1) インド (1) ラオス (1) スリランカ (1) タイ (1) ベトナム (1) モンゴル (2)
第5期	2015年10月14日 ～2016年1月15日	6	タイ (2) カンボジア (1) ベトナム各 (1) モンゴル (2)
第6期	2016年2月29日 ～5月31日	9	タイ (2) カンボジア (1) ベトナム (1) モンゴル (2) ドバイ (1) フィリピン (1) マレーシア (1)
第7期	2016年7月26日 ～9月30日	8	イラン (1) カンボジア (1) タイ (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) インド (1) ペルー (1) モンゴル (1)
第8期	2016年10月13日 ～2017年1月13日	6	ベトナム (1) ブラジル (1) メキシコ (1)、インドネシア (2) ミ ャンマー (1)
第9期	2017年2月22日～ 5月19日	9	インド (1) エジプト (1) カザフスタン (1) カンボジア (1) タイ (1) タンザニア (1) ベトナム (1) ボツワナ (1) ラオス (1)
第10期	2018年7月25日～ 9月29日	11	アルゼンチン (1) イラン (1) インド (1) インドネシア (1) タイ (1) チリ (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) モンゴル (1) ラオ ス (1) UAE (1)
第11期	2018年10月11日～ 12月20日	8	インドネシア (1) ウズベキスタン (1) タイ (1) トルコ (1) フィ リピン (1) ボツワナ (1) ミャンマー (1) モンゴル (1)
第12期	2018年4月4日～6 月22日	9	インド (1) インドネシア (1) カザフスタン (1) カンボジア (1) タイ (1) ネパール (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) モンゴル (1)
インターン (数週間) 国内大学院に留学中の者		13	ウガンダ (1) ウズベキスタン (1) カンボジア (1) タイ (6) フィ リピン (2) ブラジル (1) ベトナム (1)
短期研修 (数日間)		3	ベトナム (3)

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



金融連携センターにおける参加者の出身国・地域の数の推移



第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き

I サイバーセキュリティ

1. G7

G7は、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威が増し、金融システムの安定にも影響を与えかねないことを踏まえ、米国、英国を共同議長として2015年6月にG7サイバーエキスパートグループを設置した。

エキスパートグループでは、金融セクターにおけるサイバーセキュリティの現状分析や、G7各国間の連携を模索することを目的として活動を行っており、2016年10月、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で、重要と考えられる「基礎的な要素」を策定し、公表した。翌年2017年10月には、「基礎的な要素」に示されたプラクティスの適切な実施・評価を行うという点に焦点をあてた「金融セクターのサイバーセキュリティの効果的な評価に関する基礎的な要素」を策定し、公表。

現在、エキスパートグループでは、サードパーティリスク（金融機関の顧客等第三者との関係で生じるサイバーリスク）、他の分野（エネルギー・通信）との協調などについての議論が行われている。

2. G20

ドイツ議長下において、サイバーセキュリティの重要性に鑑み、2017年3月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合において、FSBに対し、2017年10月までに、公表されている既存のサイバーセキュリティ関連法令や監督上の取組み等のストックテイクを行うことを要求。

FSBは、ストックテイク作業（各国に対するサーベイ）として、FSBメンバー25カ国、9つの国際機関及びG7サイバーエキスパートグループから、金融市場インフラ、取引所、銀行、保険、ブローカーディーラー、資産運用会社及び年金基金等に関するサイバーセキュリティ関連の規制・監督上の取組みの公表情報を収集し、ストックテイク報告書としてまとめ、G20へ提出した後、2017年10月13日に公表した。

アルゼンチン議長下では、FSBにおいて、当局間の情報共有等を目的に、サイバーセキュリティ用語集とユースケースを取り纏め、2018年7月2日市中協議文書を公表した。

3. IOSCO

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年4月に「証券市場におけるサイバ

「サイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、①サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、②情報共有プラットフォームの開発及び保守、③年次円卓会合開催及び④机上訓練の主導をマニフェストとする、組織の設置が提言された。かかる提言を踏まえ、2017年10月のIOSCO代表理事会において、新たにサイバーリスクに係る検討を行うタスクフォースの設置が決議された。

4. CPMI-IOSCO

2014年、CPMIとIOSCOは、清算機関等の金融市場インフラ（FMI）に対するサイバー強靱性のガイダンスを策定することを主なマニフェストとするサイバーセキュリティに関する作業部会（WGCR）を設置し、2016年6月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス（サイバーガイダンス）」を公表した。本ガイダンスは、サイバーリスク以外の他のオペレーショナル・リスク等を含むFMI原則を補完するものとされており、ガバナンス、リスクの特定、サイバー攻撃の防御、対応及び復旧といった主要なリスク管理項目等を示している。現在、WGCRは、本ガイダンスの普及・啓蒙とFMIにおけるサイバーセキュリティ強化に向けたグッドプラクティスの共有に関する取組みを行っている。

II 持続可能な開発目標（SDGs）

経済・金融システムの持続可能性を確保するためには、国内外の様々な社会的課題の解決を通じて金融・資本市場がリターンを確保し、企業が中長期的な価値を向上させることが重要である。我が国政府はSDGs推進本部を設置し、官民連携でSDGsを推進してきた。SDGsは、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大を目指すという金融行政の目的にも合致している。

2017年末、金融とSDGsとの関係や、SDGs推進に向けて金融庁が果たすべき役割を検討するため、庁内に部局横断的な「SDGs取組戦略PT」を設置した。2018年初めより、有識者やSDGs/ESGに積極的な取組みを行う事業会社・金融機関等にヒアリングを実施した。

SDGsは、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであるが、何らかの要因でそうした動きが妨げられて外部不経済が発生している場合には、経済全体としての最適な均衡の実現に向け、当局として対応を促すことも必要である。金融庁としては、SDGsを推進する上で、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性としている。

PTでは、こうした考え方や、金融庁がこれまで取り組んできた施策をSDGsという新たな視点から整理し、政府のSDGs推進本部幹事会や、金融庁がオブザーバーとして参画している環境省ESG金融懇談会等の場で説明・公表し、SDGs推進に向けた議論を深めている。

また、SDGs推進の一環として、TCFDによる提言の普及・浸透に向け、我が国

企業の取組みを促しており、庁内で説明会を主催したり企業向けの講演を行ったりする等、様々な機会を通じて積極的に働きかけてきた。

このほか、サステナブルファイナンスにかかる中央銀行・金融監督当局間の国際的なネットワークの構築が進みつつある中、2018年5月に持続可能な保険フォーラム（Sustainable Insurance Forum）、2018年6月に気候変動リスクにかかる金融監督上の対応を検討する国際ネットワーク（NGFS：Network for Greening the Financial System）のメンバーに加わり、積極的に議論に参画した。

Ⅲ 金融包摂

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I：Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014年には金融包摂のための行動計画（FIAP：Financial Inclusion Action Plan）が策定（以後、3年毎に改訂）、2017年には、強制移住者、デジタル金融、持続可能な開発目標といった新たなテーマを盛り込み改訂された。2018年2月、及び7月にG20議長国であるアルゼンチンが開催したGPF I会合においては、翌年のG20議長国である日本は、同会合の共同議長として積極的に議論に参画した。

第2節 米国トランプ政権の金融規制改革

米財務省は、既存の金融規制の検証を指示した大統領令を踏まえ、金融規制の見直しに関する報告書（「経済的な機会を創る金融システム」）を3つ公表（銀行関連、資本市場関連、資産運用・保険関連）。2017年8月、同報告書（銀行関連）に基づき、米国通貨監督庁（OCC）が「ボルカールール」について意見公募を実施したことを受け、当庁は日本銀行と連名で域外適用の撤廃、更なる規制の緩和・明確化等を要望するレターを同年9月に発出した。

また、日米両国間に存在する強固な経済的な絆の深化に向けた取組みとして、2017年4月、日米経済対話が立ち上げられた。同年10月に第2回日米経済対話を実施され、共同プレス・リリースにおいて、金融規制の在り方に関して日米で認識が共有されたことが盛り込まれた。

第3節 英国のEU離脱（Brexit）

英国・EU間の離脱交渉は、移行措置等について一定の進捗が見られたものの、依然として先行きが不透明な状況が続いている。日本政府は、「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を開催し、各業界の状況、取組み等を踏まえ、必要な対応の検討を行っている。当庁は、それらの検討も踏まえつつ、日本の金融機関が円滑に対応できるよう、各種会合や面会の機会を捉えて英国・欧州当局に働きかけを行った。